

籠 番

一 四人分 人數二人 一人に付二人分宛 御切米五石

右合計二百八十二人分

御 鐵 砲 衆

一 六百六十人分 人數二百二十二人 二人は五人分宛 廿人は四人分宛
百九十人は三人宛 御切米六石宛

御 船 頭 衆

一 百人分 人數廿五人 一人に付四人分 御切米六石宛

御 水 主

一 三百六十人分 人數百八十人 一人に付二人分宛 御切米五石宛

御 人 足 之 分

一 三人半分人足三人 青木勘左衛門に在 一 三人分人足二人 局方に在

一 十五人分人足十人 赤井平左衛門 一 四人半分人足三人 御挾箱待

一 一人半分人足十人 武田 監物 一 一人半分人足一人 大工小屋定番

一 二人半分人足一人 大工次郎右衛門 一 同 同 大工孫右衛門

同 網代新三郎 同 高橋 權内 同 永井治兵衛

同 御茶坊主方 同 郷六庄介 同 武田源右衛門

同 鶴匠源兵衛 同 同鍛冶奉行伊藤嘉兵衛 同 染屋喜兵衛

同 金具屋 宇兵衛 同 塗屋 彦右衛門 同 上村傳兵衛

同 青木勘左衛門 同 信田 權之進 同 古田 喜助

同 カンレウ 同 半 都 同 金田六左衛門

同 花畑安清 同 岡本十次郎 同 飯淵惣兵衛

同 新藤作介 同 國則勝助 同 同味曾御用 本町惣七

同 カ・ノ與作 一 三人分人足二人 紙スキ 五郎左衛門

一 十一人分御馬十一疋 赤井平左衛門 一日ニ付一疋に五合

一 二人分御鷹犬二疋 青木勘左衛門 鈴木七左衛門 右元人五十人

大坂江戸衆之分

大塚 杢右衛門 矢野 平左衛門 大野 作右衛門 上原 惣九郎

木幡 萬六 八島 喜内 戸田 金藏 磯澤 治右衛門

坂本 孫八郎 壘屋 作介 了伯 勘六

一人分但宇和島にて七人分の内青 木勘左衛門

一三十人分但御番替之御鐵砲衆十人一人に付三人分づ

右元人二十三人 都合本人七百七十五人 増人千七百十四人

二口合二千七百八十七人 此扶持方一ヶ月に付三百七十二石九斗宛

十二ヶ月分四千八百八十六石二斗御切米御扶持方二口合七千九百卅七石四斗三升八合五勺

京榭高にて 一萬七千六百六石五斗四升八合四勺

櫻田 玄蕃 與力 七十石 草野 帶刀 七十石 岡 七兵衛 七十石 片岡 傳兵衛

五十石 木村 兵左衛門 五十石 里見 才兵衛

序でに書いて置く収入の約三分の二を以て士族の定祿とするは各藩とも大差はない但し士族は此の食祿の全部を受けたのではない各藩何れも割引して支給した四公六民制は天下の大法であるから事實百石の士族は實収入四十石であるが大洲宇和島の兩藩は定法として百石を三十石として支給せられた但し早凶に依て五分渡七分渡人数渡し之の制があつた。

元和八年十二月十五日秀宗の二男小次郎宗時は將軍秀忠に謁した其時家臣の桑折左衛門宗頼、志賀右衛門爲貞、山崎式部爲純、櫻田玄蕃基親、葛西左馬助重信、堀江越中親生、宍戸因幡定清、清水茂兵衛重賢、粟野豊後盛昌、柳澤備前隆定十士は宗時に隨從して將軍に謁見を許された。

寛永三年九月六日には將軍徳川秀忠上洛し二條城に入る其時秀宗も亦供奉して同月の廿九日(一に十六日)從四位下に叙せられ、上使土井大炊頭利勝を以て小袖三十重白銀三百枚良馬一頭を賜り十月十五日歸城し御禮使として神尾信勝が十一月十五日幕府に出頭し十二月には鶴を拜領せられ今度は豊間義成が出府し

た、四年には須賀浦在所成り五年には成浦八年には平井浦成就し結出網を出し十二年よりは地子銀一ヶ年四十三匁を納める、七年八月七日秀宗夫人逝去し正眼院へ埋葬し桂林院殿西岩妙智と諡號した、九年には將軍秀忠薨じ二月七日其遺物として秀宗は白銀二十枚を拜領された此の年八月六日暴風荒み正眼院破壊し櫻田玄蕃基親不慮に倒れた、時人山家公頼の遺恨と云ふ。

十二月二十六日には秀宗の二男小次郎宗時從五位下に叙し左京亮に任せられ常葉信濃顯久が御禮使として出府した、十一年の七月十一日に山崎式部爲純、永沼民部道綱の兩人が地行出書を以て出府し永井信濃守内藤伊賀守安藤右京進に提出し八月四日將軍家光から、

伊豫國宇和郡都合十萬石(目錄在別紙)事如前々可令領知之條如件

寛永十一年八月四日

宇和島侍從とのへ

右は寛永九年に將軍秀忠薨じ新將軍家光襲職せられた本領安堵の墨付である。

同年十一月廿一日三男宗臣江戸にて誕生生母は側室山上氏で幼名を百助と稱し十七年桑折氏に養はれ承應元年左衛門と改めて家老職を繼がれた、十二月十八日江戸に宗利誕生あり、生母は側室淺井氏で幼名を丈松と命けられた。十二年四月三日には三百石金田壹岐罪あつて切腹仰せ付けられた。十三年五月朔日には五男宗純誕生あり生母は妾吉井氏幼名を長松後小次郎と改める寵愛殊に深く後には吉田に分知せしめられた、廿四日には仙臺の政宗薨じ瑞巖寺殿前奥州太守黃門貞山禪利と諡る。十四年十一月九州島原に反亂起り幕府からは板倉内膳正が出馬し更に松平伊豆守が乗り出した、藩からは梶田權兵衛、後から今泉與惣右衛門が足輕を引率して加勢する伊豆守へは特に飛脚を以て慰勞の着を贈つた。同年越前少將豊後府内へ配流せられたので曾根三十郎と森勘左衛門の兩人上使として軍船飛龍丸に乗つて赴いた、十五年の二月廿八日島原平定し神尾信勝は命を奉じて松平伊豆守戸田左門の陣を見舞つた、十四年十二月から翌年の四月までは島原上使船として御船奉行宮田源左衛門は藩船五十艘に水主二百十

四人を率ひて豊前小倉に出張する、寛永十五年五月五日秀宗の二男左京亮廿四歳初めて宇和島に下られ十一月一日宇和島城の鬼門鎮護として龍光院を建立せられた。十七年には三男左衛門宗臣七歳にして初めて入國あり、同年攝州西の宮の惠美須社を勸請した惠美須町の名は此れより始る。十九年は領内非常な飢饉で餓死した者が多かつた、十月廿七日七男萬吉誕生し刑部宗清と名乗り後宗職と改名あり、同年仙臺から橋本甚右衛門、大内源左衛門、小島左馬之助、橋本作右衛門、原田左太夫、上野彌次右衛門、寺坂權之助の七士が遅れて入國した。正保元年初て向新町を營む、同年



院 光 龍

七月十四日長男左近宗實三十三歳にて逝去靈照院殿月山宗珠と諡る、二年には江府日比谷上屋敷に落雷して勤番の大音(大立目か)佐太郎が横死した、七月廿五日末子千代松出生し後民部宗則と云ふ。當時は沖の島境界論が土佐と争はれて萬治二年迄解決しなかつた、此の頃秀宗は甚だ病身で江戸に引籠りがちであつたが久々に歸國し領内永長村に鷹野を催し極月廿五日まで逗留せられたので近習衆はしきりと歸城をすゝめた時、

永をさに入れたる布のおりよさよはの廣さにたちぞかねたる、

と輕妙な一首を詠まれた、元來聚樂の榮華に人どあつた秀宗は和歌の如きは最も得意とする所であつた曾て將軍家光竹千代の幼時其の丹能を聞き所望あれば

和賀多氣は末たのもしきおもほへは君につかへんことおしそおもふ、

と詠まれた、著者の所有する短冊に、

あぢさゐの花のふかきにすむ月のかけも程うきみちか夜のそら、
するかなる富士の高ねにすむ月のひかりをよする田子の浦なみ、

と無造作に書き流されたものがある此の外には、

風ふけば尾花なみよる夕くれに月の舟こくむさしの、原、

ねや近き籬の竹に風ふけば秋かとのみずおどろかれける、

或る年の八月十五夜を延野々の庄屋の宅に眺めて、

つれなさのたぐひまでやはつらからぬ月をもめでしありあけの空、

なごいふのも見た事がある舊家を涉獵したらいろく、な名詠を發見することが

出来やう。

同年岡谷治部右衛門(一に兵右衛門)檜垣助三郎の兩士が領内を檢地した城南來村街道に並木松を植わ込むだのは此の時である。正保五年の内訓を見るに元祿の榮華時代に入る氣分を示して居るではないか、

一侍中に於養子仕者組頭迄内證可申請老中指圖之事

一萬祝言事或は髮置袴着元服等男女共如何にも輕面々一分に而祝可申候縁者

親類尤知音中或祝儀取替一圓停止之事

一惣而奥方に美麗堅禁止也表向專一に可仕事

右三ヶ條屹度可相守此旨也此内祝言事並奥方之儀可隨分限少々内目に可相心得者也又之儀先年雖爲法度彌堅可相守旨是等之趣私に申出折雖憚之從宗公御意在之事も候間如斯者也

正保五年閏正月十五日

宗 時 判

一公事之儀此中如申付候今迄も立蕃孫左衛門雖爲仕配彌自今以後侍町人百姓に不限公事之儀者一向兩人を役人に相定候間其段家中へ可申渡候尤先々頭奉行人へ訴候上にて不埒明義を右兩人へ不申取越候而立蕃孫左衛門可申候其頭々々申候者堅停止に候其段者今迄之仕置無替儀也

正保五年閏正月十七日

宗 時 判

須田彦右衛門殿

穴戸彌左衛門殿

岩口帶刀殿

古谷九太夫殿

慶安元年正月十日左の制定あり、

御組頭衆母衣

浅黄須田彦右衛門、白穴戸彌左衛門、黒櫻田玄蕃、赤尾川孫左衛門、黄浅倉六兵衛、右母衣に面々の名を記す

御使番

赤吹貫、但卒先に同色の招面々記名

御旗大將

金輪貫、招面々記名

御鎗大將

番指物、招金、御鎗衆黒塗笠金筋

御弓大將

番指物、招金、御弓衆黒塗笠金筋

御持筒大將

番指物、ダレ金バレン御持筒衆白黒段々の小シナイ金の短冊

御鐵砲大將

番指物、招白、御足輕衆白黒段々の小シナイ具足塗笠

御長柄大將

番指物、赤地小シナイ但長九尺面々の名を白く記す

建設中の向新町は同年に成就する、三間佛木寺大日堂造營の爲め内藤三右衛門奉行となつて赴く。二年二月五日には大地震で追手見附けの大石が抜け出した

り西方の石垣が崩壊したりした。一宮社の祭禮の遷物は同年から始る此の日から七日間新町に市町を設けることも始る一宮社の造營は正保三年から企てられて慶安元年成就九月五日に遷宮があつて二年から神幸に市中は遷物を出す事になつた離宮所は船大工町の後であつたと云ふことであるが寶歴年中に向新町と船大工町の間堀を穿つて沖手を築きあげ其所を一宮、八幡、住吉の離宮所に定めたさうである。同年九月廿六日に草野助左衛門罪有つて切腹仰せ付けられた三年には尾川孫左衛門奉行として城廻り石垣の破損を修繕した、四年四月廿日に將軍家光薨去し家綱職を継ぎ宗利出府した。同年松葉町を移し卯之町と改めた、承應元年には暴風あり尾田又左衛門の表門の扉が馬越まで吹き飛ばされたといふ、此の年世嗣宗利元服あり、二年四月朔日には江口三右衛門伴金十郎罪あつて切腹仰付けられた、五月廿九日左京亮宗時三十九歳を以て逝去あり嶺雲院殿前左京亮涼山宗可と諡り金剛山に葬る、六月廿四日山家清兵衛の神靈を檜皮杜に遷し京都からは奉幣使猪熊玄宗平野左兵衛兩人下向し神號を山頼和靈神

社と稱し壯嚴な遷宮式を執行された、九月には宗利日光廟へ參詣し十月十八日歸城あり十二月廿三日藥師寺勘太夫切腹仰せ付かる、廿八日には宗利從五位下に叙し大膳亮に任せられ三年大阪屋仁左衛門大浦に鹽田を作り始めた、明歴二年には篠山の境目公事が起る。三年の正月十八日江戸の大火に日比谷の上屋敷が焼失した、同年の七月十一日秀宗隠居し宗利家督相續あり櫻田監物、元泉勝太郎、鈴木忠右衛門の三老職廿八日出府將軍に謁見する、七月十三日宮内少輔宗純分知の儀を出願し廿一日許可あつて吉田に館せしめられた。

分地本高三萬七石六斗八升八合五勺四才 十二郷の内八十一ヶ村浦

壹一二八四六六合 來村郷三ヶ村 下波、喜多灘、蔭淵、

二七七一九三二合 立間郷十ヶ村浦 白浦、南君、立間尻、鶴間、深泥、立間、

喜佐方、筋浦、花組浦、朝川、

八二六一三二〇合 成妙郷の内十六ヶ村 宮下、土居中村、曾根、戸雁、末森、

迫目、務田、石原、清延、成家、國遠、是房、熊壽寺、黒井地、大藤、則、

四一壹四四二〇合 百姓分郷十二ヶ村 元宗、河内、小澤川、金銅、中野中村、

波岡、田川、大内、古藤田、土居垣内、澤松、兼近、

三三八四八〇〇合 吉藤郷五ヶ村 告森、瀬波、内深田、吉波、是延、

七六四四四一五合 黒土郷の内十六ヶ村 河上、上河原淵、窪、小松、延川、

巖生、吉野、小倉、父之川、日向、目黒、岩谷、奥之川、川山、上大野、與野々、

四〇三一五〇合 周知郷の一ヶ村 鷹の子、

二壹壹六〇六合 山田郷の一ヶ村 藏貫、但此村二分、

七四〇八二四合 岩野郷の六ヶ村 安土、朝立、有網代、有太刀、皆江、狩濱、

二三二四一五合 岩藤郷の一ヶ村 末森、

七一八三一五合 保内郷の六ヶ村 二及、垣生、上泊、河名津、周木、喜木津、

六二八四三七合 永長郷の四ヶ村 法華津、俵津、渡江、深浦、

八月十六日人数分あり、

千三百石 井上五郎兵衛

千石 尾川彌左衛門

八百石 朝倉内藏之助
 五百石 甲斐 織部
 四百石 國安十太夫
 二百五十石 松下 求馬
 三百石 久德彌四郎
 同 安藤儀太夫
 同 真柳勘兵衛
 同 五島甚兵衛
 二百石 鄉六十右衛門
 同 國安太郎左衛門
 同 增原治右衛門
 同 寺坂權之介
 同 朝倉所左衛門

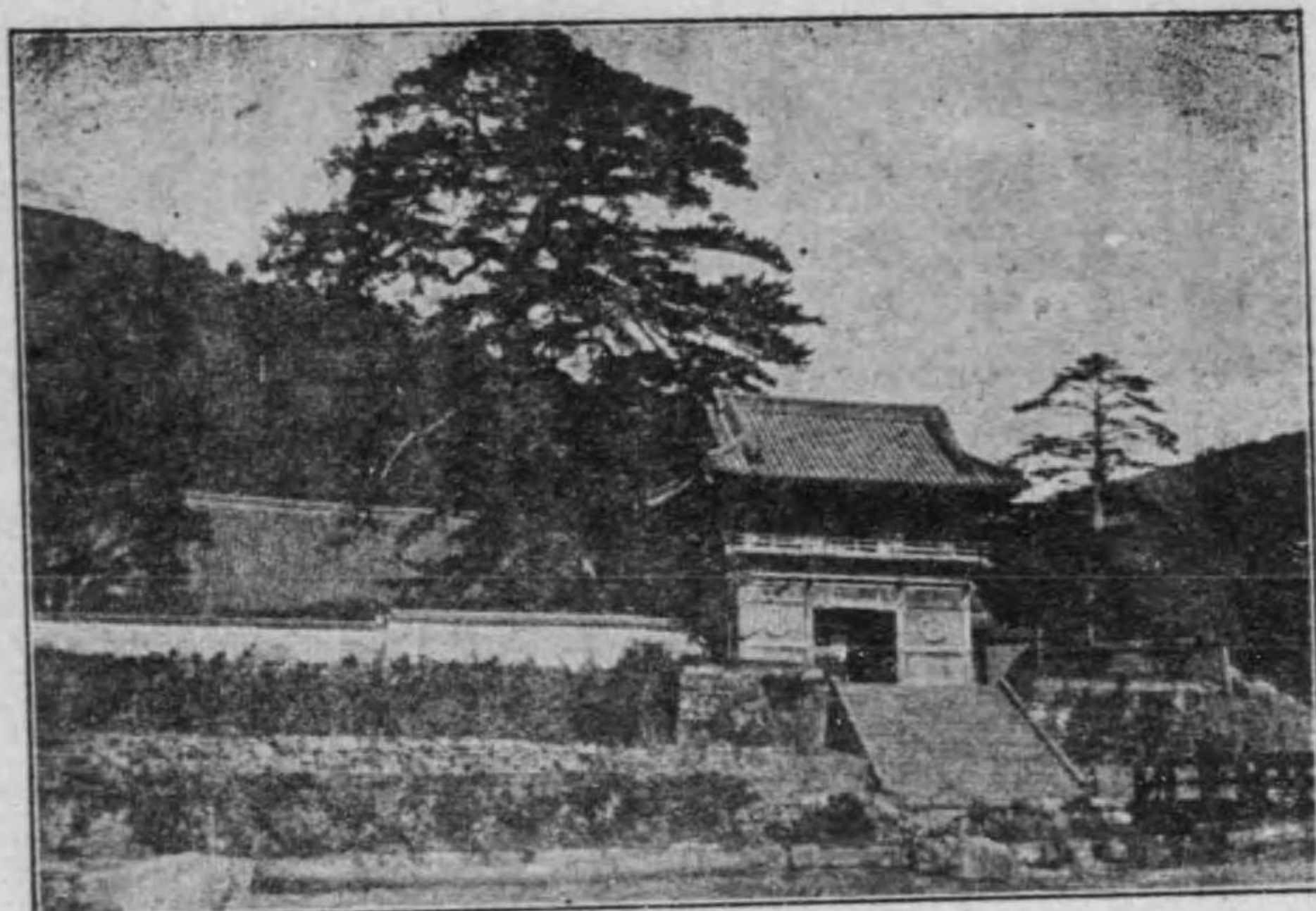
五百石 岩澤 口了
 二百石 尾田又左衛門
 四百石 戶田藤左衛門
 三百石 中島次郎兵衛
 同 飯淵介左衛門
 二百五十石 櫻田平左衛門
 同 恒川儀左衛門
 同 加藤五兵衛
 同 萩原仁左衛門
 同 井上治兵衛
 同 鶴田孫右衛門
 同 鈴木藤右衛門
 同 金原彌右衛門

同 朽木彌兵衛
 同 櫻田半右衛門
 同 佐瀬安兵衛
 同 玉木甚左衛門
 同 林部善太夫
 同 今橋伊兵衛
 同 片岡嘉右衛門
 同 遠藤郷右衛門
 同 高橋左太夫
 三百石 永沼四郎兵衛
 三百石 大江六左衛門
 百五十石 田中德右衛門
 同 津田十郎右衛門

同 甲斐孫之進
 同 伊藤九右衛門
 同 永井采女
 同 勅使河原與一右衛門
 同 中川忠兵衛
 同 里見與五右衛門
 同 松宮善兵衛
 同 安藤七兵衛
 同 志村權右衛門
 (但四郎兵衛事長病に付弟惣兵衛へ百五十石被下)
 (吉田へ不引越内病死源八三才故跡目百五十石被下)
 同 柿島茂兵衛
 百石 淺見源之允

同	脇谷字右衛門	五十石	木村安右衛門
二百石	岩口助之進	切米分(畧)	大森壽關
鳥井宗立	片岡休宅	齋藤助太夫	
久徳七兵衛	鶴谷左次衛門	山口源内	
遠藤四郎八	山本吉左衛門	須藤茂太夫	
市川才兵衛	松浦庄左衛門	井上治郎右衛門	
三浦瀬兵衛	長谷川市兵衛	山本金太夫	
築瀬半太夫	玉木孫右衛門	上月只右衛門	
金原作兵衛	小島喜右衛門	大場新五右衛門	
五島八之允	鯨岡市三郎	小川佐左衛門	
百石	宮崎千助	同	宮崎九左衛門

十二月廿八日宗利從四位下に叙し越後中將光長の女と婚約整ひ翌年四月廿七日
 舉式あり六月八日秀宗逝去行年六十八歳等覺寺殿前遠州太守拾遺義山仁公と諡



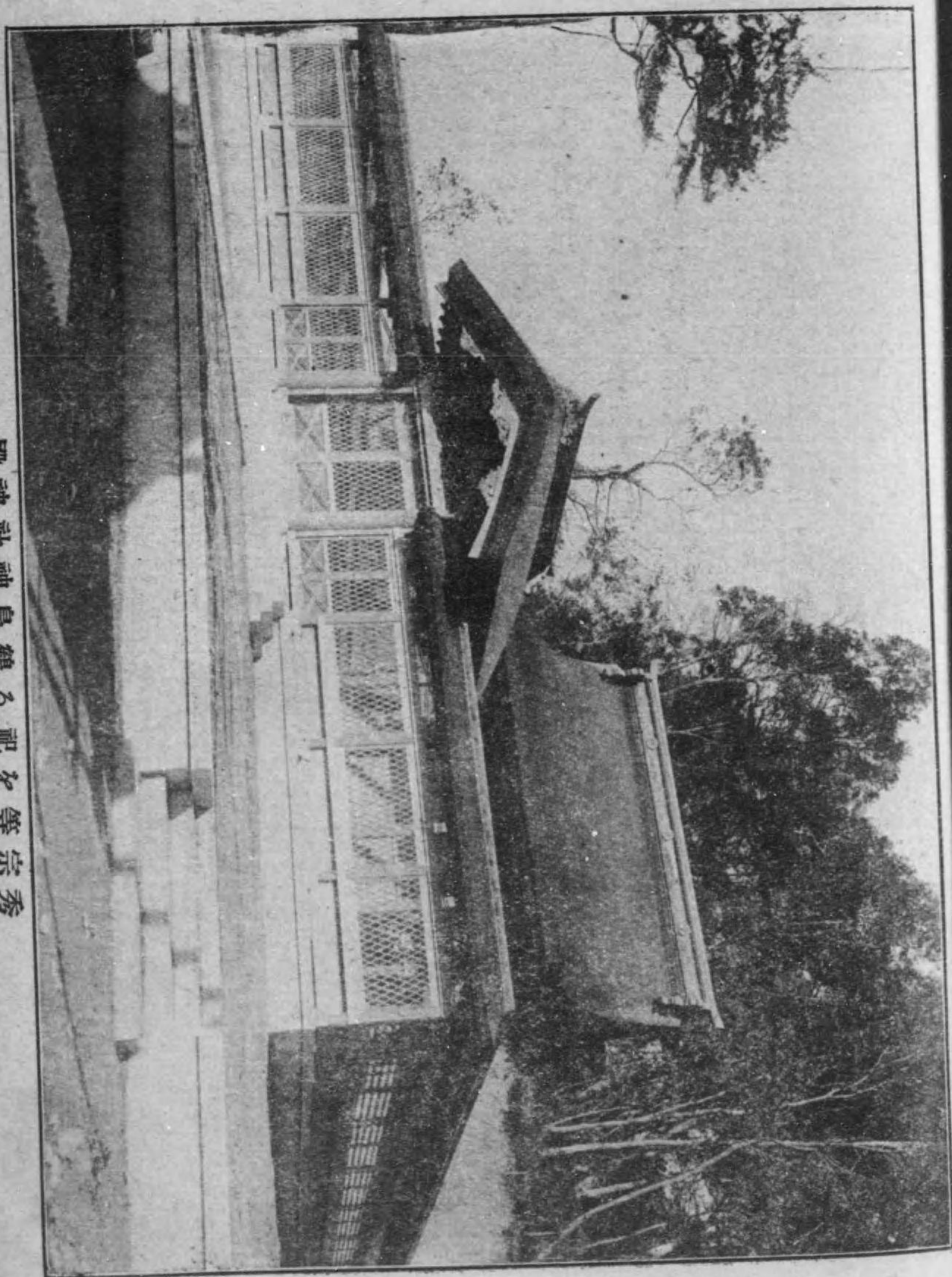
つた、遺骸は六月十六日東禪寺を出棺し御用
 船住吉丸で七月の十二日宇和島到着直ちに大
 膳太夫に任せられ萬治元年七月廿五日から八
 月八日迄法事を營み曹洞臨濟の僧侶二百人勤
 行した、龍泉寺を等覺寺と改めたのは此の時
 である、宮崎八郎兵衛、高島太郎左衛門の両
 士は六月九日江戸で、神尾勘解由は十八日渡
 邊藤右衛門は廿二日宇和島で共に殉死した、
 山涼嶽宗雲居士、竹林玄友禪定門、供受院憐得
 日愍居士、一峰道寄禪定門は右四士の法號で
 ある、七月十二日には仙臺の忠宗逝去し古内
 主膳、田中會通、由井茂兵衛、鈴木一角、遠藤九
 郎兵衛、岡阿彌、御鷹匠幸左衛門、十兵衛、御口

取鹿之助の外に主膳會通の家來三人殉死したさうである、

同年十二月十三日の晝頃和田源太夫の屋敷から出火して河原を東へ焼け上り、神宮寺の手前から北へ向つて愛宕町の後加藤市右衛門、淺野宗壽の兩人の屋敷まで焼延びた。萬治二年城譜請仰せ出され二月十一日手斧初あり、大奉行鈴木仲右衛門、古谷九太夫、元々番頭松根一郎右衛門、清水勘右衛門等入費五百九十二貫七百目を要した、此の年東本願寺の増琢如の爲めに眞教寺を建立した、確執を極めた沖ノ島の境界論も公儀の下知で五月十二日調定した、

伊豫土佐兩國之沖之島姫島境目並網代等爭論在之而穿鑿上落着之段双方へ申付る條々

一伊豫土佐地方境傍にはわより沖之島芦のをりのりを見渡し芦の峰のほり北峯より大峰へかゝり峰通りをわるはわに至り夫より弘瀬の在所へ川をわけ濱は幕打はわまで如繪圖伊豫土佐境を相定る也土佐の方より差出證文之面に打任之也又幕打はわより姫島のきれたらを見渡し南は土佐分北は伊豫分



秀宗等祀る島神社殿

たるべき事、

一弘瀬前之網代之事伊豫之内に相究るなり然共前代以來土州弘瀬より網獵仕來るうねは彌可爲如前候但白岩より東にて伊豫より不可網獵事

一姫島されたらより南は土佐之地に相極る也雖然前代以來より網獵仕來候上は彌其通たるべき事

一芦の網代の儀土佐之内に相究也然れ共豫州久保浦より網獵仕候上は愈先例之通たるべし並久保浦母島古屋浦より長濱大小島の釣獵の事又大和山にて柏島より木を伐事は又双方可爲如先規事、

一伊豫地之内土州弘瀬へ借之事木落の峰より見こり谷を限境可相定事
右五條堅く可相守也依而繪圖之面朱筋引之所々加印判双方へ一枚宛相渡之訖

萬治二年己亥五月十二日

源左衛門
藏人
次左衛門

(源左衛門は曾根、御勘定奉行、藏人は伊丹、御勘定奉行、次左衛門は船越、御町奉行、備前は神尾町奉行、阿波は板倉、社寺奉行、河内は井上、社寺奉行、美濃は稻葉、豊後は阿部、伊豆は松平、共に幕府の老中)

右の書面は繪圖共六月四日に下附せられた、篠山の公事も亦松平出羽守の扱で十一月十五日に調定された、

覺

一篠山權現堂彌山伊豫土佐兩國可有御用候依願此上神主從土州別當從豫州可

備前 阿波 河内 美濃 伊豆
備前 阿波 河内 美濃 伊豆

有御居候此外御法式可爲如先規候事

一豫州内正木村庄屋助之允儀從往古代々笹權現由緒有之由大壇那可爲頭人事

一西小川平傍に境迄土佐領へ此爲代地東小川平之内にて右之坪數字和島領へ

可有御渡之事

右此度土佐領宇和島領境目出入に付美作守より出羽守へ頼入被致相談扱を以

如斯相濟申者也

萬治二年己亥十一月十五日

加藤出羽守内

伊藤彌兵衛

鹽見小兵衛

松平美作守内

戸塚助太夫

伊達大膳太夫様御内 鈴木仲右衛門殿

伊藤與左衛門殿

松平土佐守様御内 野中伯耆殿

淡輪四郎兵衛殿

譜請場所は圖で定められ權現堂拜殿天狗堂寺前石垣を伊豫から觀音堂一之王子鐘樓通路屋廊下は土佐で造營する事になつた、此の頃の童謡に、

篠矢筈正木川分松尾坂もくつ濱なか昔はをりのり、

と唄つた。此の年御持筒町は前年の火災に依て移轉せられた、萬治三年六月十

八日城内へ落雷して天守閣が破損した。

寛文元年正月廿一日宮田十左衛門切腹仰せつかる、宮内少輔宗純は京都禁中御

普請御手傳の爲め出京、二年の九月三日の眞晝八幡濱に大火があつた火元は四

郎左衛門と云ふ町人の家、寛文三年夏から早魃で五千俵あまり不作であつた、

潮音寺の鐘を止めて正月元日から太鼓に改む、四月廿六日には六男刑部宗清櫻

田監物の娘と結婚あり、廿八日には千姫櫻田數馬へ降嫁あり、六月八日山王社

を城内に遷宮し神宮寺を以て別當に充つ。十二月廿八日には宗利侍從に任せら

れた。四年には城普請奉行松根市郎右衛門添奉行古谷九太夫を任せられた同年

宗利參勤交代歸國の時播州九艘泊で用船龍貞丸沈没し近野助之進が溺死した、

土佐分との確執は方つ端しから解決して目黒山の公事も亦調定された。

繪圖朱引御裁許左之通

伊豫國宇和領ト同國目黒山境論之儀令糺明處双方申分不明ニ付而今度新境ヲ相定訖南ハ宇和郡ヨリサラ山ノ嶺ト申ス目黒村ヨリハ初尾ノ森ト申所スコシトヤノ尾筋ヲクダリ船石ヘカ、リ此ハ鬼ヶ森ノ嶺マデヲ限東西ノ境ナリ夫ヨリ大アカリヲンデカナル鳥帽子岩地藏堂場マデ嶺通リヲ南北ノ境ニ相定訖繪圖之面ニ黒筋ヲ引加印判双方へ相遣シ置之條向後相守此旨不可有相違者也

寛文五年十月十二日

彦 右 衛 門
豊 前 門
大 隅 門
長 門 内
甲 斐
河 内

(彦右衛門は妻木、豊前は岡田共に勘定奉行、大隅は渡邊、長門は村越共に町奉行、甲斐は加賀爪、河井は井上共に町奉行、大和は久世、美濃は稻葉共に老中) 此の時大さ八疊敷にも垂んとする目黒山の模型を製作して幕廷へ持ち出した今尙は同地の寺院に保存してあるが優に見事なものである。

五年天守閣諸矢倉惣廻り壁に至るまで成就する、同年鬼ヶ城の天空に帝星現るといふ。寛文六年五月京極丹後守改易となり子女は各大名へ預けられたうちに松之助と云ふ者は五月七日預りになり六月廿五日宇和島へ到着した、七月三日は大洪水で大洲分損害最も甚しかつた、十一月廿一日の夜貞壽院民部宗則同道で吉田へ退かれ、翌日城の大手門が成就した、かづら石は此時出来たのである。七年二月三日吉田町は大火事で全滅して仕舞ふ、同年川口源兵衛堀八郎左衛門藤堂庄兵衛の三士巡檢し御庄から大洲へ通過する海邊は高林又兵衛向井八郎左

大 和
美 濃

衛門の兩人三机から外海迄巡檢した櫻田數馬は南渡丸で巡檢士を豊後佐伯毛利伊勢守領椋島まで送つた郡代勅使河原彌五右衛門と目付八十島治右衛門大小艘を以て供奉する。

同年神尾勘解由奉行として榊形矢倉西輪黒門迄壁を築く。愛宕宮を造營し八月遷座あり、寛文八年の正月に白氣が西方に見え其の爲めか八年は諸國大旱魃であつたといふ、翌年宗利參勤の節三机港迄警護した船が三月五日の夜高山沖で覆つて清水茂兵衛、里見市郎右衛門及び家來一人づゝ溺死した。

中間の八幡神社を再興し八月遷宮式を行ふ、九月には篠山の造營工事を兩方で分擔した、寛文八年通行手形の事につき他領へ通行切手は百姓は庄屋に庄屋は代官の判を代官は郡奉行の判を在々の出家山伏は在所々々の庄屋の手形を要すべき旨達令あり、寛文十一年胡麻上納の制定あり、「御物成に掛り候胡麻先年より制定あり候處里分にて浦方同前に納申す村も有之自今以後は里分制定の如く納付する事、里分御物成高一石に付三合掛り浦分同五合掛りの事」

寛文九年三月に制定せられた諸魚の値段

搔 鱈	八百入壹石ノ値段	銀 五 匁
地 干 か	八桶入壹石ノ値段(一桶一斗五升)	銀 五 匁 五 分
指 干 か	八桶入壹石	四 匁
大 鮪	壹喉(口ヨリカリ又迄四尺以上)	四 匁 五 分
中 鮪	壹喉(三尺ヨリ三尺九寸迄)	三 匁
小 鮪	壹喉(二尺九寸以下)	壹 匁
鹽 鯉	拾喉 鯉節拾、大中鯛一喉(一尺五寸ヨリ上、八月より二月迄)	同
同	(三月ヨリ七月迄)以下百二十三種	

去る六年の風水害に依て十年から十二年迄内済で檢地を行ふた、十一年三月廿七日酒井雅樂頭役宅に於て伊達安藝原田甲斐を討取り伊達兵部の陰謀遂に破れ事件に連座した横山彌次右衛門(五十歳)今村喜太夫(四十六歳)の兩人は四月三日宗利預りとなり八月廿七日護送到着に及ぶ、四月六日宗利は陸奥守、並に立

花左近將監同道登城あり公儀よりの覺書左の通り、

覺

陸奥守義今度領地雖可被召上之若年故後見兩人並家老共へ任置候之條其身は
不存義に候間被成御宥免候事

陸奥守元服仕御禮日等登城之義に候間最早不及後見候家老之輩諸事申合家中
仕置可申付若滯義於有之は伊達遠江守立花左近將監へ可遂相談候事

寛文十一年四月六日

當時浦方には札頭庄屋あり、網一帖に付き銀五貫づゝ下賜せられ元網百六十一
帖を有して居た、御用鯛代銀足し目と云ふもの有り其網高に掛つて取り立てら
れた御用鯛は定め五分の一直段にて代銀を下げ渡され時々相場に依て高下
する爲に足し目を要した、其の分は各網より取り立てた、以前は横目があつた
が寛文十一年から右の通り實施せられた。

此年搦手門の板橋成就し眞教寺下の橋を初めて架設する、伊方黒島を畑に開拓

し穴井の大島浦高山の田の濱も亦成就した、七月廿一日には今橋七兵衛切腹仰
せ付かり、十二年三月廿二日の夜一家共願で岡五太夫切腹仰せ付かる。

延寶元年五月十四日から十八日にかけて洪水田畑損害甚だ多し、二年九月十七
日の夜は佐伯町に大火あり全焼し火元は紺屋庄兵衛と云ふ、三年四月十六日豊
後から遊行上人巡錫し來つて眞教寺に泊し閏四月十六日歸る出家六十人俗廿四
人明源寺立正寺今藏屋惣右衛門の宅などに分宿し送り人足千人馬百疋の行装で
あつた、須賀川下流新田造築同年より開始せられた。此の年調査された城内は、

本丸廓廻り二町二十三間一尺、矢倉敷三十五、二ノ丸上之段廓廻り一町四十
四間五尺、下之段三町三十九間二尺、三ノ丸廓廻り四町三間二尺七寸五分、
家作坪四百二十九坪、惣廓廻り十六町五十九間三尺、城内井戸敷十三、城内
侍家舗三十六軒、城外侍家舗、二百二十三所、城高三十三間九寸、惣坪敷三

萬七百十八步五合四勺七才(京間)、三萬六千五百一十一步六合三尺(地方間)
江戸木挽町の惣坪敷一萬二千二百二十步五合

目黒家舗の惣坪數五萬四千八百八十六歩

十二月には菱花の生ずる山野の伐採を禁せられた。

延寶四年は大凶作で二月には大風雨山奥筋被害甚しく五月八日は宇和地方被害あり七月御莊津島地方被害五年は大旱魃で又凶作、同年三月には領中法度を慎み奢侈を戒むべき事、七年三月には儉約の旨仰せ出された、六年七月十日は大風雨。七年七月始て郡所を設けられた、延寶八年には日の丸が公儀の御用船印に定められ八月藩の用船は赤の九曜の丸に定められた、同年中野伊右衛門罪あつて鶴來島へ遠島仰せ付かる。

天和元年正月元日の夜須藤左内宅より出火し東輪不殘焼失した、領内天變地災打ち續いて人民困窮の爲め新古未進三萬石下賜され免相三千俵下げられた又未進無き村へは褒美として小役内の三色五ヶ年御免となる、同年駒井次郎左衛門小田切喜兵衛巡檢六月九日小山村休息の上小松西條迄見分して三机へ引返し三机から佐賀關迄御用船神龍丸飛龍丸佃丸此外に臺所用堺丸に御船奉行淺尾十郎

兵衛御物頭大和田彌五兵衛郡代大久保四郎五郎目付八十島治郎右衛門代官松本奎兵衛典藥谷了閑頭取松根圖書等分乘して供奉し此の入費八百八十八貫六十目を要した、大浦新田は同年に着手したのである、二年に領内猪鹿繁殖し耕作物の被害夥しく自今鐵砲留の場所と雖も遠慮無用の布令あり、同年九月宮河又左衛門、大久保四郎五郎引付にて大豆割の制定あり四千六百貫目を定數とし馬匹の増減に依つて納め方に不同あり此のこと御馬屋久右衛門へ引付あり、葉大豆は拾貫目に付種子大豆二升四合一勺五才宛下附の事

- 一葉大豆四百貫目 御莊組 一同三百六十貫五百目 津島組
 - 一同五百廿六貫三百目 城下組 一同四百九十八貫八百目 川原淵組
 - 一同四百七十二貫三百目 山奥組 一同三百七十二貫三百目 野邑組
 - 一同六百廿九貫五百目 山田組 一同六百十三貫五百目 多田組
 - 一同四百十三貫四百目 矢野組 一同三百六十二貫二百目 保内組
- 合計四千百六貫目

同年井關盛英宇和舊記を著す。天和三年三月十日青木八郎太夫切腹仰せ付かり此他三瀬甚助と齋藤四兵衛も年内に切腹仰付かる、貞享元年極月十五日には喜多郡の金山出石寺が焼失し三年に宇和島大洲兩分で再建した、二年の二月廿二日に鶴姫紀伊中將へ入興された、奥州よりの所望で水主組頭嘉左衛門七之允と犬引徳兵衛作之允等三月十三日出船して仙臺へ向つた、此の年は家中不勝手とて京都の桔梗屋了順から銀三百目借り上げ在浦から六十五貫目町内から六十貫目借上げられた、十一月十日大地震あり大洲領は殊に強かつたと云ふ、宇和島城下三十三番觀音堂の建立は同年から始まる、翌年近家村内藤三右衛門の新田が成就した、貞享四年三月衣類萬般奢侈を戒むるの令下る、八月四日宗昭初めて宇和島に入る。

宗昭は幼名を辨之助貞享元年元服して主馬と改稱し二年十二月廿八日從四位下に叙し紀伊守に任せられた、四年七月十六日に神尾帶刀志賀九郎兵衛隨行して南宇和郡へ巡行して山財一泊十九日下灘一泊廿日御莊へ越わられ廿二日小山境

松尾峠へ登り滿倉から船で外海へ向ひ廿三日正木一泊廿四日篠山へ登山廿五日に歸館し翌元祿元年二月十四日出船東上あり、三月と二年九月とに領内一統奢侈を戒められた、二年五月七日は大洪水にて七千六百九十餘俵も不作であつた此の年乗物の棒の檜を止め以外の木で幅五寸に作るべく仰せ出さる、領分内の紙問屋は同年以來公儀問屋となる、十一月三日には松丸が大火残り少なく焼失せた、中野伊右衛門罪を蒙つて鶴來島へ遠島仰せつかつたが島をぬけ出で紀州へ逃れ十二月十三日江戸の芝東禪寺の鹿苑和尚に頼んで罪を許されたが甚だ至孝な侍であつたと云ふ。三年にも亦家中不如意とあつて知行七百石以上の者は半知差上となる。古谷九太夫不行跡とあつて知行屋敷共沒收の上十人分を受けて毛山村に蟄居仰せ付かり子息は大和田市郎兵衛の養ひとなる。同年霜月東多田に大火起り悉く灰燼となる。

元祿四年七月廿九日宮内少輔隱居し九十郎家督相續能登守宗重と改められた、八月廿七日今村善太夫六十六歳で死し死骸を塩漬として早飛脚で江戸へ伺つた

が早々土葬すべしと云ふことで鈴木源兵衛、大内源左衛門、安藤六郎左衛門等見届役となつて九月廿六日申の下剋観藏寺内へ葬る、此の年九島の畑地大に開墾せられ高島に人の住居するやうになつた、藩士家中の提灯に定紋をつけ其上に割九曜を附する事に制定せられた。同年霜月廿五日宗昭山奥筋を巡見の爲め發駕し等妙寺に參詣松九代官六之進宅に入る廿六日は榎谷境目の巡見廿七日魚成代官庄兵衛宅一泊の翌廿七日龍澤寺へ駕を進め其日は庄兵衛宅に一泊廿九日白髮代官與惣右衛門宅に一泊極月朔日宇和の假屋へ到着し逗留六日東多田の境目巡見八日には松葉城登山九日崎城村三瓶明神の一切經を代官所へ取寄せ熟覽の上十一日歸城の際吉田陣屋へ立寄り饗應あり。宗昭參勤の乗船歸航に岩谷(淡路島の岩屋か)にて供奉船龜屋九大破して沈むだ船頭は小右衛門といふ者であつた同年は三十年來未曾有の麥の大豊作であつた。御莊津島城下野田平地の薪代同年から札貳口錢或は運上仰せ付けられた、五月の三日四日にかけて大暴風起り追手門の鯨が吹き落されたり或は袋町入口番所門の扉の脇金が吹き切れ家中町

家とも多大の損害があつた中にも御水主足輕の家が五軒吹倒れ近村の百姓家四十五軒吹倒され等覺寺の門前にあつた大杉が三本まで吹折れたが大浦九島から先きは少しの風も無かつたと云ふ。大内治兵衛役不似合の行跡あり爲めに知行召上げ十五人分にて窪野へ蟄居仰せ付かり、判屋彦右衛門が包銀の内へ鐵を入れて公儀へ納めた罪に仍て妻子六人罪科同人と子息は磔刑に妻と娘は打首となつた、極月の廿四日は八幡濱に大火あり火元は八郎兵衛、全町不殘焼け失せる元祿二年の夏期は大旱魃で不植付田八十丁日枯田三十丁歩に及ぶ、八月廿四日には暴風雨で上灘筋の畑物は潮風の爲め大に枯れ沿海の船舶亦多數破損した。家中新掛り物御免の旨櫻田監物宅に物頭申し渡しがあつた、宗利は正月十七日から發病し三月十一日出船廿七日大阪へ着し四月十二日江戸出府直ちに老中へ廻禮の儀あり、十四日は松平彈正忠上使として入來し越えて四月十五日から數原通元の藥を召し五月十六日宗利病氣に付參勤の御禮として神尾帶刀副使松田仁左衛門登城し太刀金馬代銀五十枚眞綿百把夫人へ銀五枚包のしを献上あり、

拙者參府仕候得共病氣罷在候に付乍恐以使者御太刀馬代並目錄之通献上仕候
何分にも宜敷奉頼候
奏者番は松浦壹岐守大目付永見甲斐守目付高尾源左衛門等列座の上檜の間で献
上すみとなる。六月十二日戸田山城守から家來一人可罷き旨申來り柳原五左衛
門出頭すれば

松平陸奥守家來 横山彌次右衛門 年七十二歳

右御預御免被成候陸奥守方へ差返し可申候
とある、此の旨を宇和島へ申遣せば七月十日出帆大阪迄物頭大久保四郎五郎、
御目付仁科甚右衛門、馬廻山下藤太夫付添ひ其外彌次右衛門附人足輕二人に小
者二人で廿一日到着奥州家から親族の伊藤作太夫細目彦太郎上野市太夫の三人
うけ取りとして大阪へ下つた、六月三日の曉側妾清女安産し八月二十五日鈴木
忠右衛門が引取り金十郎と命名した、六月の五日にも亦側室連女富之助を生み
八月廿六日に武田惣左衛門引きとり専ら養育に心掛けた。

長谷川國重脇差代金十五枚を奥州へ備前正經代金十二枚を掃部頭へ相州國行代
金十三枚を伊豆守へ備前國重代金六枚を岡野平兵衛へ宗利よりそれ〴〵贈られ
た同日櫻田大炊鈴木仲右衛門神尾帶刀の三人は白書院で將軍に拜謁した奏者番
は青山播磨守、久世出雲守、松平對馬守とある、極月七日紀伊守金之助同道に
て登城し能登守家督無相違拜領となる、十三日には宗利大膳太夫と改め紀伊守
は遠江守と改稱されて大膳太夫は御部屋に移られ御改判物馬驗等悉皆譲り受け
を了る、元祿七年五月廿二日榮之助死去し岳了安童子と諡る、九月四日老中阿
部豊後守まで、

同姓大膳太夫儀在所へ罷越病氣彌快御座候に付爲養生一兩年直に在所に罷在
候奉願度候不苦候は、宜敷奉頼候以上

九月 四日

御名代使者下山源五右衛門

同日夕阿部豊後守より手紙に、
今朝預使者候御同姓大膳太夫殿一兩年於御在所御養生有之度段各へも致物語

候隠居之事に候得者不苦間敷候緩々御保養候様に可被相違候此段何茂被申候
爲其如此座候以上

九月四日

豊後守

遠江守様

極月朔日隠居下し向松浦權左衛門宅へ入り祝儀として銀五枚を賜はる。俵物三萬五千俵と銀百貫目を年内に大阪へ上した家中十年拜借改正の事に付いて困窮のため百三十貫在所に於て七十貫才覺あつて家中へは十二月廿三日に渡る、元祿八年四月松平志摩守上使として家督後初て暇を得た。四月十一日高直り願出であり、

慶長十九年松平陸奥守政宗伊達遠江守秀宗父子大阪御陣相勤御陣納候而於二條御城豫州宇和島十萬石拜領國持並に被仰付其後隠居奉願家督同姓大膳太夫相續候時分高十萬石之内三萬石五男宮内少輔へ分知仕大膳太夫高七萬石に罷成候然共勤方者先規之通十萬石之格又國持並に献上仕候大膳太夫官位着座等

迄段々被仰付冥加に叶奉存候由申候私儀大膳太夫養子被仰付其上被叙四品家督迄無相違被下置大膳太夫之通献上物等被仰付難有仕合奉存候右之通由緒有之先祖被下置領知之儀に候得者只今之領内にて七萬石之高に被仰付御軍役等相勤候様に奉願候願之通被仰付被下置候者中興御取立と存彌以御高恩難有可奉存候右之通可然様に奉頼候以上

八月廿二日

松平陸奥守書判

大久保加賀守殿

阿部豊後守殿

戸田山城守殿

土屋相模守殿

金十郎祝儀の爲め奥州家より隠居へは竹島右衛門を遣はされた隠居は廿二日の朝大阪丸で出船し九月廿一日入部祝儀の爲め刑部邸に入る雲重刀代金三枚を贈り十月十五日には桑折丹波は越前守助廣の刀を献上する、十八日には鈴木仲右

候隠居之事に候得者不苦間敷候緩々御保養候様に可被相達候此段何茂被申候
爲其如此座候以上

九月四日

遠江守様

豊後守

極月朔日隠居下し向松浦權左衛門宅へ入り祝儀として銀五枚を賜はる。俵物三萬五千俵と銀百貫目を年内に大阪へ上した家中十年拜借改正の事に付いて困窮のため百三十貫在所に於て七十貫才覺あつて家中へは十二月廿三日に渡る。元祿八年四月松平志摩守上使として家督後初て暇を得た。四月十一日高直り願出であり、

慶長十九年松平陸奥守政宗伊達遠江守秀宗父子大阪御陣相勤御陣納候而於二條御城豫州宇和島十萬石拜領國持並に被仰付其後隠居奉願家督同姓大膳太夫相續候時分高十萬石之内三萬石五男宮内少輔へ分知仕大膳太夫高七萬石に罷成候然共勤方者先規之通十萬石之格又國持並に献上仕候大膳太夫官位着座等

迄段々被仰付冥加に叶奉存候由申候私儀大膳太夫養子被仰付其上被叙四品家督迄無相違被下置大膳太夫之通献上物等被仰付難有仕合奉存候右之通由緒有之先祖被下置領知の儀に候得者只今之領内にて七萬石之高に被仰付御軍役等相勤候様に奉願候願之通被仰付被下置候者中興御取立と存彌以御高恩難有可奉存候右之通可然様に奉頼候以上

八月廿二日

松平陸奥守書判

大久保加賀守殿

阿部豊後守殿

戸田山城守殿

土屋相模守殿

金十郎祝儀の爲め奥州家より隠居へは竹島右衛門を遣はされた隠居は廿二日の朝大阪丸で出船し九月廿一日入部祝儀の爲め刑部邸に入る雲重刀代金三枚を贈り十月十五日には桑折丹波は越前守助廣の刀を献上する、十八日には鈴木仲右

衛門方へ粟田口近江守忠綱の太刀を献上し廿二日には松根圖書方へ、鬼塚吉國太刀を奉る、十一月十日金十郎死去あり幻空知心童子と諡つた、十二月六日には櫻田大炊方へ、上野守吉太刀献上、當日大炊隠居し民部家督相續の許可あり右の内四百石は内分隠居料に渡すべき旨の指圖あり。九日には神尾帶刀へ青江康繼の太刀を奉る。十五日夜半小野友之丞の宅より出火し西風強く類焼數軒に亘る、十六日には松浦權左衛門方へ、粟田口忠綱太刀献上した、同廿三日鈴木仲右衛門跡目松浦權左衛門嫡子奎之丞へ被仰付、神尾帶刀穴戸織部虎の間組頭取被仰付れ松根圖書隠居同氏齋宮三百石下賜隠居料二百石を賜る。

侍帳の修正あり、

- | | | | |
|--------|--------|-------|---------|
| 櫻田大炊 | 鈴木忠右衛門 | 松根圖書 | 神尾帶刀 |
| 松浦權左衛門 | 志賀九郎兵衛 | 清水茂兵衛 | 穴戸織部 |
| 櫻田數馬 | 寺島内藏助 | 谷雲庵 | 粟野四郎右衛門 |
| 櫻田大炊組 | 桑折丹波 | | |

- | | | | |
|---------|---------|-----------|------------|
| 今泉與惣右衛門 | 大久保四郎五郎 | 望月助兵衛 | 小原源五 |
| 柳澤三郎兵衛 | 加藤市兵衛 | 鹿野久兵衛 | 柳田新左衛門 |
| 豊間分左衛門 | 安藤六郎左衛門 | 遠藤太左衛門 | 宮川金左衛門 |
| 中川源助 | 戸塚六郎兵衛 | 岡田與五右衛門 | 福島藤兵衛 |
| 穴戸嘉兵衛 | 田中傳左衛門 | 小島五郎八 | 須藤小一郎 |
| 豊田丈左衛門 | 成田五郎七 | 徳瀬五郎左衛門 | 須藤角太夫 |
| 桑折五郎三郎 | 小關喜世之助 | 一本に左之面々あり | 須藤三郎右衛門 |
| 濱島新五左衛門 | 大久保七郎兵衛 | 小原伊八郎 | 櫻田大炊家來六十八人 |
| 須田隼人組 | 土倉瑞仙 | 松根新八 | 吉見彦太夫 |
| 萩原源太左衛門 | 岡谷治部右衛門 | 安代新三郎 | 沼田甚左衛門 |
| 星彌一兵衛 | 佐藤權内 | 橋本與市 | 小原市郎左衛門 |
| 小梁川與太夫 | 川原與惣兵衛 | 黒澤奥右衛門 | 船山仁兵衛 |
| 津田與一右衛門 | 山下藤太夫 | 川原清右衛門 | 一本に左之面々あり |

舟山半右衛門	沼田惣兵衛	神尾酒之允	松浦奎之允
御旗本組	渡邊源太夫	望月棕仙	根木玄通
大和田市郎兵衛	武田次郎太夫	小山田伊織	渡邊助太夫
山田七郎右衛門	橋本甚五左衛門	山崎金八	仁科甚右衛門
松本源五兵衛	久野半左衛門	里見與一左衛門	稻井儀太夫
佐久間清太夫	三輪清助	望月八郎左衛門	松浦六太夫
細田軍左衛門	松井孫太夫	宍戸一郎右衛門	吉見彦右衛門
小波權左衛門	大橋治郎左衛門	加藤與三郎	上田兵太夫
森岡萬兵衛	味木十郎右衛門	松木九右衛門	忍田又三郎
原田源七	網代清左衛門	柳澤千太郎	加幡彦左衛門
小島利右衛門	常葉七之允	西澤安太夫	三原友左衛門
伊藤與左衛門	佐藤番右衛門	渡部清五郎	小木半之助
壹岐兵藏	山田小三郎		

佐藤左内	半田治助	山崎隼之助	櫻田舍人
武山次郎兵衛	上野多門	水間元三郎	淺野七之助
竹村萬之助	水知東	鈴木仲右衛門家來四十三人	
中之間中外に在江戸之面々あり	支配	渡邊源太夫	東海林馬左衛門
鬼生田政右衛門	杉山覺之進	堀江萬右衛門	岡田彦之允
馬場治右衛門	安田介六	藤井六右衛門	永井新左衛門
上原郷助	關谷分之充	山田甚左衛門	竹村奎右衛門
小木惣兵衛	蟻岡戸右衛門	松田彌十郎	杉崎又八
上村古左衛門	武井佐次右衛門	青木作助	砂澤休宅
小野友之允	内山田善載	片倉四郎次郎	宇高八兵衛
田北十右衛門	松南重助	△山村長兵衛	○古田源之進
◎森 德右衛門	□三浦多兵衛	◎下見平五兵衛	
櫻田數馬組	谷了閑	松田六郎右衛門	鬼生田惣右衛門

松末李兵衛 櫻田分右衛門 水野八左衛門 堀江四郎左衛門
 松田源五左衛門 加藤忠太夫 涌谷七郎左衛門 山内久右衛門
 梶原半之進 渡邊宇左衛門 小池八郎兵衛 甲斐貞右衛門
 松川平助 野村小一右衛門 吉見與惣左衛門 田口與五左衛門
 木田八之進 一本に左の面々有り 岡野助左衛門 松田源藏
 櫻田數馬家來五十二人 櫻田舍人家來十三人

穴戸彌左衛門組 淺野洞庵 船山武左衛門 松浦六左衛門
 高間八太夫 梶田權兵衛 青木次郎太夫 富永喜兵衛
 岡田久之允 中島李左衛門 三瀬長左衛門 常盤七左衛門
 中島平右衛門 宮川四郎兵衛 淺見覺兵衛 相原門太夫
 黒田彌治右衛門 寺澤角右衛門 内藤三右衛門 關次郎右衛門
 小島甚之允 今泉喜右衛門 中島重左衛門 中川市之允
 淺見藤七 穴戸李太夫 市川庄五郎 一本に左之面々あり

富田五右衛門 原田笹之助 小原三左衛門 鈴木次太夫
 鈴木仲右衛門組 比企郷左衛門 村尾慶興 村尾三折
 梶田又兵衛 稻井忠庵 横山勝左衛門 大關源右衛門
 八島玄詮 今泉造酒左衛門 武田惣左衛門 大内源左衛門
 樋口權太夫 山田七左衛門 中川勝助 渡部志摩之助
 堀池宇太夫 中田助右衛門 川原新六 梶田又市
 荒木彦兵衛 葛西九兵衛 涌谷孫太夫 松本五左衛門
 松田兵右衛門 淺見十郎兵衛 山田岡之允 鈴木治郎兵衛
 高橋忠兵衛 駒澤半右衛門 鬼生田勘九郎 水野助十郎
 青木權八郎 松末十三郎 橋本孫左衛門 村田半六
 安藤佐七郎 山内十之允 大内野右衛門 今泉十兵衛
 前島彦四郎 稻井甚太夫 小野林左衛門 中井九郎左衛門
 栗野四郎五郎 櫻田又八郎

一本に左の面々あり	櫻田民部	比企三彌	中川左太夫
安代五郎三郎	伊藤山三郎	村尾八彌	黒田源之助
小原三左衛門	宍戸次郎兵衛	田原七左衛門	山本儀右衛門
堀江南平	大澤作兵衛	遠藤強八	沼田七兵衛
三瀬源藏	芝市右衛門	永井徳太夫	森田市左衛門
太田善九郎	井關淺之進	吉澤猪兵衛	信田仁右衛門
芝三太夫	宮部勘太夫	玉置市兵衛	木田彌太郎
岡喜平治	宇瀬千右衛門	中村平太夫	齋藤庄兵衛
木田織右衛門	森岡五郎助	石橋十郎兵衛	

深浦御番△福浦御番○東多田御番◎小山御番□日振御番◎

元祿九年正月三日御野始の出馬櫻田民部宍戸織部組は河内山に神尾帶刀櫻田數馬組は坂下津山に向ひ畢て藥園假屋に入り未刻歸城十三日には甲斐定右衛門宅から出火して四軒焼失した、二月には去年不作の爲め在浦の願出でにより飢食

七十三ヶ村へ下賜、四月廿日宇和島は大雷雨で御莊中之川へは梅實大の雹が降つて麥の穂麻苗残らず打落された此雹は一夜たつも消元なかつたとある、廿一日には松浦權左衛門隱居の供をして出石寺へ登り日振島へ渡り廿五日歸館され、同年の夏は非常な旱魃で百姓は天を仰いで嘆じた此時に有名な話がある、丸穂村に弘經山妙典寺と云ふ日蓮宗の寺がある今は建物も小さく只寺門だけは祝融を免かれて昔の面影を存して居るばかりである、當山七世の住持に日要と云ふ僧があつた、元祿九年の大旱魃には草木殆んど生色が無かつたので執政の人々は急ぎ諸社寺に命じて祈雨の禱を勤行させたが其驗もなかつた日要決然として起ち柿原村鮎がへりの瀧に圓頭を炎く如き日光にてらして八軸を高誦した七日の間に雨が降らなかつたら火をつけて焼き殺してくれと頼んで置いた、七日の夕方になつても雨は降らぬ人々は約の如く座下の薪に點火した、火煙酣の頃沛然として大雨が降つた、百姓は蘇生して稻の植付を終たと云ふことである此話は事實であるから記載して置く、

七月四日出府登城の時老中並に柳澤出羽守松平右京太夫列座の上御用番阿部豊後守を以て、

去年其方領分新田高を結十萬石高直り願達上聞願之通被仰付候と仰せ渡された、元祿九年七月四日十萬石高直り左の通り、

御庄組

- 四六九〇九〇 五四人 板尾村 三一〇七五二合 役高四五人 正木村
- 二〇六九三一 二五人五歩 滿倉村 一四〇七五〇 二四人 中之川村
- 七五〇九二四 四七人 緑村 一三三〇四七二 一二四人 城邊村
- 二二一三二〇 二〇人七歩五厘 和口村 六二一三四七 五〇人 長月村
- 九三一五四四 六八人二歩五厘 平城村
- 一九二二八六 二一人七歩五厘 長洲村
- 本村、中津、興禪寺新田 一三七二四三 一九人五歩 柏村
- 一六七〇〇〇 三〇人 溜木村 一三九三七六 一七人 廣見村
- 一六七二八〇 二一人 僧都村 三四七七二九 一二六人 外海浦
- 四六一〇〇 八人五歩 上大道村

二八四四四一

外海浦

四三八五一

沖之島

一九四三七

卯來島

二一〇七五〇

三九人五歩 内海浦

一〇〇二六五

二人 平山浦

一〇一九二

六人 成川防城浦

六四〇〇〇

四人 須ノ川浦

二六〇七四

五人 深泥浦

合六九六三四二五合

合役高本百姓七九七人七歩五厘

内一九二人五歩浦分

津島組

内一〇九七四七合

磯新田分 内大平組

一一〇三七四〇七〇人七歩五厘上畑地村

一一〇三七四〇七〇人七歩五厘下畑地村

八人 大道村

内一七一五五〇

上横村分

六二五〇〇

八人 大道村

四四〇〇〇

一〇人 御代之川村

六一〇一二六

二九人 岩松村

内二三四八七七

芳原分内道の川

二五三〇〇〇

三〇人 御内村 内松島

八〇〇〇〇〇

五一人五歩 山財村

内一三三四六〇合

内三三四六〇合 内石原野

一一三七二五〇

七六人二歩五厘秀松村

上、下、神田中の川

内石原野

二五七〇〇〇

二六人五歩 横川村

四九六二五〇 三〇人二步五厘岩淵村 内三六五〇〇合 六人 芋路谷分

二六四八〇〇 一九人 野井村 四六八一五 九七人五步 下灘浦

三二五一〇〇 三一人五步 近家浦 合八一九八四六八合

合役高本百姓六八二人七步五厘 内一二九人 浦分

御城下組

二五二八二五〇 二〇五人五步 來村

内五三〇〇〇 四三人 寄松分 七二七五〇〇 六一人 保田分

六二九〇〇〇 四五人五步 宮下分 六三六七五〇 五六人 川内分

一一一三一二 一〇九人 祝森村 内草木、野井、柿木、成川、福來、石丸、古味川、阿瀬部

七一二五四八五 五人五步 毛山村 内南方、北方、新田、松崎新田、内河原、

四六六二四六 三四人五步 光滿村 一一九六三一 一九二人二步五厘 高串村

内本村、知永、奥高串、家藤、重森、安常、猿尾田、根無川、

五二八五八六 四〇人五步 柿原村 五四四七〇四 四一人二步五厘 中間村

七四七二四 四九人下村 内三〇四九四四合 一九人五步 須賀浦分

三五八一五八 七〇人五步 九島浦 内一四人九島浦分、五人坂下津分、

一三人五步石應浦分、二〇人小池小濱分、一八人蔵、平浦分

一三八四四〇二 一一人 窪野村 内本村、寺野、長崎、桂、中之川、

一六八五九 一六人 古市村 五四四九四一四 八人五步 嘉喜尾村

内本村、杭、吉野澤、岩本、 五九三〇五九 四一人七步五厘 野井川村

内下組、中、寺野、 四六九三二七 四九人二步五厘 遊子谷村

一三七二六六四一五四人二步五厘 惣川村 内本村、宮成、惣津、知野、中古谷、大窪、鍵山

五四七八六 下相村 九三七四六九 七七人五步 横林村

内本村、奈良野、小振、松尾、 二五六四七一 一九人七步五厘 坂石村

合一〇一四四〇九二合 合役高本百姓八六八人七步五厘

野村組 二〇八三五三 一〇人七步五厘 栗木村

二〇〇〇五七 一二人五步 西村 三二五六八五 二五人五步 釜川村

一四〇三二四 九人五步 鎌田村 内道野、岡成、

三三六一一四 二五人 藏良村
 二四九三六〇 二二人五步 前石村
 權現駄場、窪谷、下野、
 二〇一四七九 一七人五步 片川村
 二九九三七四 二六人五步 平野村
 一三三二八四二 一〇四人五分 藏村
 九六〇四六二 七五人 伊與地川村
 一一八九九一 一二人 林乘村
 一四七二〇〇 一五人五步 長谷村
 五三五七〇 二三人五步 河西村
 合役高本百姓七二人五步
 山田組
 二五七八九三 二五人五步 下川村
 五八一九一八 六〇人五步 明間村
 五九〇六八九 四四人 皆田村
 五二八一 一三六八人五步 中通川村、内大葛村
 五七一七二六 五一人 阿下村 内本村
 一三二五〇二〇 一一人七步五厘 野村
 一六三七〇九 一二人五步 須ヶ川村
 七三二六七二 四七人七步五厘 高瀬村
 内五四六三六三合 四七人 白鬘分
 二五二二五六二八人二步五厘 鳥鹿野村
 四三三七七 六人 廣田村
 六〇八九四〇 五四人五步 四郎谷村
 合八七九九九三合

六〇七五二〇六八八七步五厘 伊賀上村 七三人 松葉村
 一九八六三四 二三人 鬼窪村 九〇八六三四 四八人五步 久枝村
 一七二〇八七 一二人 神領村 三六三一六 二六人五步 野田村
 三八二一七四 二三人 小野田村 一二三一六二九 七四人 永長村
 二五六〇六七八 一六一人 山田村 内一三三八二〇八合八六八人二步五厘東山田分
 一二二六五〇合七三人七步五厘西山田分 三九六五〇〇 三三人五步 津布理村
 一三七〇七六八 七二人五步 郷内村 五五八六八九 二七人 小原村
 九三〇五〇〇 一〇七二三九四 九三人 上岩木村 下岩木村
 合一二五七六二三六合 合役高本百姓八六四人七步五厘
 多田組
 六四〇〇〇〇 四〇人 明石村 二一五七五〇一 九人二步五厘伊南坊城村
 三八〇二〇三 二五人 上松葉村 四二四三九二 二四人五步 新城村
 四一〇〇〇〇 二四人 常定寺村 四〇八〇一〇 二二人五步 下松葉村
 五八五〇〇〇 四一人五步 田野中村

二四二〇〇〇 一四人 平野村 二二三〇〇〇 一四人二步五厘 窪村
 二〇三三七五 三七人 伊崎村 六五二三五〇 三七人 坂戸村
 三四〇一六六 六五六六七九 五三人五步 馬木村 清澤村
 三九二七二四 二二人五步 奎所村 五二五六二三 五五人五步 眞土村
 三五五九〇七 田苗村 四一五〇〇〇 二一人 加茂村
 四三四〇八三 二三人五步 大江村 六九〇二 三七人七步五厘 岡山村
 一二二五六七四 六八八五步 伊延村 八六二二二九 四二人 河内村
 一一九六五四八 九八八三步五厘 東多田村 内松明、入谷、弓弦葉、
 合一一四八〇五一五合 合役高本百姓六九七人
 矢野組 一七九四三五二六人二步五厘 藏貫村
 二〇三八四九 二〇人 影平村 二四五〇九三 三一人 釜倉村
 七五四〇〇五 六六八五步 若山村 内一〇九五一〇合 谷村分
 二九二五〇〇 三五八 布喜川村 内本村、横平、鴨山、

一六六〇九八 二七人 河舞村 五六〇三九八 五〇人 中津川村
 一四八七二〇九 七八七一 二九人七步五厘 國木村 牛名村
 九〇〇七三一 一人五分 田浪村 一五〇二二〇一七人二步五厘 古鏡村
 三七四〇八七 三八八七步五厘五反田村 五八九七四 大峠村
 二二四〇四二 二五人 八代村 二二八〇七 二一人二步五厘 南茅村
 二二二八一二 一八八五步 北茅村 二五八八四一 一九人 松尾村
 四一九三一三 二四三四三四 六〇人七步五厘 下郷村 上郷村
 四五二四九八 四四人 河の内村 内龍の宮 一一〇〇五九六二二人七步五厘 野田村
 一〇五六九八二二三三人五步 平地村 内梶谷、横野、楢尾、梶屋谷、保子、野瘻鏡、切本谷
 九九九〇九、二一〇三六八 三五人五步 今長谷村 高野地村
 一八八〇〇〇 一二人七步五厘 大平村 一五四〇七二 一四人七步五厘津羽井村
 一一八〇四三 一八人 加室浦 二二八二五〇 六一人 穴井浦
 二〇七八七九 三二人五步 馬目網代浦 一〇九〇三六 二〇人 合田浦

一五四三〇九 二〇人 舌間浦 五二一〇〇一 四九人 矢野町
 二〇四五六〇 五六人 向灘浦 三九一一一 八人 栗野浦
 三九七〇三三 六三人二步五厘八幡濱浦 合一〇一三九四五一合
 合役高本百姓一一八三人 内三三二人五步二厘 浦分
 保 内 組 五五六〇八二 五八人二步五厘 須川村
 二四四六六五二 三九人 日土村 内本村、今出、梶谷岡、榎野、森山、
 小坂、田浦、中當、梶尾地、榎の木、仁田鏡、菟田
 七六一一六合 六五人 喜木村 一五九九〇三一 一〇七人五步 宮内村
 一四〇五六一 一五人五步 兩家村 二四一三〇一 二人 枇杷谷村
 一三二七三九 一三人五步 鼓尾村 四五六〇五三 八一人 川之石村
 一〇五九七七九二 一一人七步五厘 伊方浦 内佐瀬部、河内、仁田之濱、中之濱、大濱、
 中浦、小中浦、川永浦、宿名、茅、伊方越、内夢水、
 八〇〇七〇一 四五人七步五厘 磯寄浦 四七八五七二 三四人 九町浦

二三四四二七 二七人五步 二見浦 六六五三五四一 一三人五步 三机浦
 内尾成、大江、志津、小島、神島、釜木、川之濱、鹽成、本浦、
 一〇五五五二二 四三人二步五厘 三崎浦 内高浦、佐田、大佐田、井野、名取、大久、
 二間津、明神、平磯、松浦、串浦、田部、高茂、本浦 合一〇六二七八九三合
 合役高本百姓一〇八六八五步 内五六六八七步五厘 浦分
 合計本高一〇〇四〇二二〇合 合計役高本百姓八七八八八人
 内七〇八二人二步五厘 里分 一七〇五人七步五厘 浦分
 八日朔日高直りに付橋本孫左衛門を仙臺へ派遣し三日には後藤友右衛門仙臺か
 ら祝賀の爲め來る九月三日猿樂配當米の儀秋元但馬守から連名書付來る、
 高十萬石 一石ニ付三石割 一米三十石 一配當米
 右是者當子年四座猿樂配當米如此候向後書面之通毎年九月中限之淺草御藏へ
 金子ニテ可有御納候直段者金壹兩ニ付壹石五斗端金ハ六十目替之積ニ候以上
 子九月三日 諸星傳左衛門

稻生下野守
 萩原彦次郎
 井戸志摩守
 松平美濃守
 加藤佐渡守
 秋元但馬守

伊達遠江守殿

同月新御座船の乗初式があつた刑部參勤あり御用船造り替は元祿九年二月十三日に始り七月十九日に船下しがあつたのである。
 元祿九年内泊浦の人吉田喜兵衛が中泊浦を開いて移住した、吉田は公家の末で事あつて淡路に流され後轉々して御莊に住むだものらしい、
 一外海浦の中泊に其方致住居新網一結出田畑等開申度様訴出段開届相窺之上願之通申付候依之内泊公儀網代の内白濱から谷此二ヶ所の網代新網に付遣

候然上は御上下の節大阪水主二人役宛年々相勤可申様是又願の通申付候事
 一田畑の儀年數を考見分の上追々年貢可申付事
 一中泊致住居候付廻船並他旅人内泊に不來中泊に船乗込の時は内泊百姓中不勝手に可成候其方網仕入の商人は各別向後中泊に諸廻船着させ申間敷事
 右願之通申付候條以來網無懈怠仕出可申候
 右相定通致違背網退轉之儀も有之候節は右の網代可召上候間無油斷相勤者也
 元祿九年子九月廿一日
 鹿野久兵衛 判
 岡谷治部右衛門 判

内泊浦喜兵衛殿

中泊の海上なる鹿島は藩家の遊獵場として名あり出獵の砌は常に吉田方に滞留あつて後には庄屋格齎奉行を勤めた、

證文之事

一當御浦儀は先年元祿之砌御本家御先祖様御發地仕成下委細御引付書に御座

候趣夫御差圖を以追々家數に相成畑は銘々に一代切に御貸被下御年貢諸立銀諸役萬事御先祖御定之通出來家内にも養育仕難有仕合奉致候御宗門之儀は御本家一判に而相濟來候處追々家數多人に相成候に付安永年中分家門に被成下候得共諸事御先祖仕榮之通り相背不申候然る上は御年貢無滯上納可仕候聊未納等仕間敷候右様御厚恩相成候御本家之儀に候得は子々孫々申傳へ大綱は不申及諸漁事諸役事御差圖通違背申間敷候若相背我儘の働我儘の小家轉候者於有之御分地畑家敷共御取上げ可被成候其上過怠被仰付候共恨申間敷前條通何事も御先祖御仕榮之通相背申間敷爲後日之一札仍件如

天保十己亥四月

中泊浦 所

中判

總代判村君

久次郎判

同

善右衛門判

同

喜四郎判

同

儀平判

左の記録は中泊浦のことを書いたついでに當時撫民の一事實として附記する

年齢者

鳥目九六二百文 中泊浦伊八

此銀札二匁七分四厘

同

しめ

同

ふい

同

ひな

同

ふゆ

十三匁七分

御本家 吉田喜三兵衛殿

同五人頭

源藏判 喜三郎判



鹿島洞窟

孝 心 者

鳥目九六貫文 此銀札十三匁七分一厘

喜兵衛

同

同人妻

同

久吾

〆四十一匁一分三厘

農業出精者

鳥目九六五百文 此銀札六匁八分五厘

喜三郎

同

交治

同

儀平

〆二十七匁四分

山治郎

右御兩殿様御當所立寄御尋に付御酒代被下右之通相渡候

丑十二月

庄屋 二宮淳左衛門

十一月廿六日城中に於て藤次郎元服あり越前守吉村と名乗る十二月廿二日には宗昭侍従に任せられ十年四月廿六日江戸を出發し廿二日三机着廿五日樺崎着船歸城あり。七月五日に淺井市十郎、二神新左衛門、梶原市兵衛、新城六之允、富永助之允、兵頭勘兵衛、都築與左衛門、土居與十郎、矢野庄兵衛、伊藤兵左衛門の十代官に並刀を許され同日賀來與左衛門、松江長兵衛、渡邊嘉太夫の三名に向後參殿を許された、八月廿三日三机浦は海陸往來の要所なればとて庄屋の兵頭清左衛門に帶刀を差し許された、十年十二月目付を以て家中一統へ嚴達された趣は一今度御儉約堅く相改候書付別紙の通有之候間可被得其意候然る上は面々身持の儀も上に應じ五六ヶ年の内彌以儉約專に可被用事

一傍輩寄合一切無之も不叶候先年被仰出候通隨分軽く被相調押立たる振廻無用候縦親類縁者雖爲祝儀之寄合一汁二菜不可過香の物は外に候此段先達て申渡候へとも祝儀中酒己後爲肴引菜有之候向後無用肴二種不叶候は、吸物共に三種取肴は格別尤料理の魚鳥輕きを專に可被用事候

一殿様面々宅へ被爲成候節音物先年より雖爲御制禁近年猥敷相成候彌以無用候然共筋目有之双方祝儀候は、軽く可相調事

一右の通候間爲御目見祝儀無用事

一吉田邊へ御使者の儀老中御番頭迄は格別其外は可爲馬上候駕無用候但痛有之馬上不叶面々自分にて駕用候分は勝手次第事

一年頭御禮の節扇子差上候分は二本に付鳥目五錢候其節の役人方へ可相渡事

一御家中自分の爲祝儀無據樽肴取遣候義は代物を以向後可相調然共輕き肴格別の事 但樽代銀一匁 肴代五分

一面々召使男女切米定の義先規之通堅可被用候自然異議有之候は、御目付衆へ可申出候若以相對過分の切米爲取候義後日に至り相聞候はば主人の越度たる可く事

一右衣類の儀從先年御制法の通於御國可爲木綿候其内格儀有之衆家來の内おとなしく召仕候男女は絹紬迄は用候事

一輕き下女衣類從先規絹紬上帷子御制法の處近年猥相聞候絹帶さし様等入念に相見候向後可爲無用候自然於違背は主人の可越度事

右十ヶ條の趣有増御前代より雖被仰出近年猥敷罷成候御家中へ可被申聞候向後心を付越度人無之様時々可被申聞候 己上

十一年十月十四日神尾帶刀に三百石の加増あり、十二年一月卅日城外船入並に西方土留石垣等の修繕に關し繪圖を以て一月廿七日御用番阿部豊後守を經て願ひ出での趣許可せられて着手する、二月廿二日から近家に於て製鹽を始めて竈屋八軒落成しなほ三竈も漸次成就したが六月晦日大雨高潮に堤四間餘破壊し七月三日から修理に着手して十三日に築留めた、十月十八日の達令に、

科有之死罪或追放御暇被下者は家財雜具に至迄一字取上借物に價不足之處は公儀より相立可申事

連判之内御暇願出候は、連判中へ申談元利共皆濟之上御暇願上可申若違背之族在之者連判中として可訴出事無名跡者跡目潰候署連判して辨可申事先達ト

組切に申渡通納所之義毛頭滯無之等之銀故各不及力義了簡を以如此申定候段
畢竟下を御救被遊思召に付右之通申談候面々難有可被奉存候 以上
廿三日清家久左衛門土居六之進の兩名の帶刀免許舊に復す、同日下灘赤松忠兵衛に竹ヶ島諸銀免許し日土兵頭彦左衛門は新田五反を賜ひ三机兵頭清左衛門は假屋守護の功に依て扶持を賜り苗字帶刀を許された、同月神尾帶刀儉約御用を帯びて江戸へ出向し十月三日奥州屋敷に於て遠山帶刀へ内分の儉約を申談じた十一月四日の曉兵五郎誕生あり、十二月十三日家中總登城儉約の事を申し渡され、十九日金之助左京亮に任ず。此の年五月廿五日宇和島は大雷で夜半米屋平左衛門宅へ落雷し下女一人うたれ折から宿雨りして居た山伏金剛院も惨死した同夜は吉田領戸雁、須田、清岡、山財方面にも數多落雷し廿五日申の刻芝村の田の中へ落雷し稻廿歩餘り枯れまた芋畑へも落ちて一畝あまり損はれ鹿島日吉沖野々へも猛烈に落雷した。元祿六年から三ヶ年間物成四萬千二百七十四石六斗の定免あり更に十三年二月朔日から向ふ三ヶ年間四萬二千四百八十七石一斗八

升定免あつて即夜郡所に於て浦在の代表者四十四名に杯を賜つた、二月十二日津布理安土于潟檢分として岡谷次部右衛門、渡邊嘉太夫、中見役九郎右衛門、代官梶原市兵衛、吉田よりは朽木惣左衛門、岡吉左衛門、代官濱名清右衛門等出張して于潟見分の上半分繩を引き南は安土、北は津布理と定め双方勝手次第に新田を築くやう申し付ける、三月二日卯の刻參勤交代出船の時榑崎まで見送つた連中は雨天の爲め衣服を汚したので城下町中へ酒を賜ふた宇和島の玄關口は昔から道路の悪い所と見ゆる、參勤の一行は同四日伊方浦着陸路三机へ出る、同月廿日から榑崎新田の築造始る、總堤長さ百間根置二間但し御船入堤角より新田水門の北まで、同長さ二百卅八間根置三間但し水門南の角より味酒屋新田境まで水門の内大手の長さ廿二間根置二間潮遊び一反八畝十八歩であつた。同年七月伊豫村高牒の調定あり宇和島領分は、

粟 津 郷

東字山村 六八五一

春賀村 一〇三〇六七

多田村 一七三〇六七

八多喜村 一一三一九六三

米津村 二六三五五二

柴村 四一九石
 大越村 一〇〇石
 下須戒村 三四八八九三
 櫛生村 三六六〇四三
 吉藤郷
 是延村 三五〇石
 黒土郷
 上家地村 二一一石
 廣見村 七六九八八六
 中尾坂村 三六〇五八
 畔屋村 六八六四五〇
 小西野々村 二〇六六九五
 窪村 九〇五三〇
 加屋村 二二七四〇〇
 黒之田村 一〇〇石
 下土谷村 一四七二一五
 出海村 三三六六二六〇
 内深田村 六〇〇石
 瀬波村 七一九六〇〇
 松丸村 四七〇九石八
 延野々村 九一四九九一
 次郎丸村 一〇〇七石
 清水村 五三〇三五八
 大宿村 四七一二二四
 上河原淵村 三四五五二七
 小松村 四四八一〇〇
 上老松村 七四二四四
 上須戒村 四八〇七七四
 上土谷村 三四四三五〇
 吉波村 四五石
 告森村 一二六二〇〇
 檜谷村 八二五七五〇
 下大野村 六〇一一一八
 中ノ川村 六六三七九〇
 松森村 九一九六九六
 西野々村 六二三八八三
 川上村 四二〇六六〇
 延川村 四七〇石

蔵生村 七二八三〇〇
 父野川村 三八〇九三
 目黒村 七〇五八〇〇
 奥野川村 四三三二〇〇
 保内郷
 加室浦 一一八四〇三
 北茅村 二二二〇一二
 松尾村 四一九三一二
 川内村 四五二四九八
 大平村 一八八石
 須川村 五五六〇八二
 平地村 一〇五六九八二
 宮内村 一五九九〇三一
 吉野村 六四三六〇四
 日向谷村 二〇〇五二五
 奥野々村 一四三一〇五
 鑰山村 六九七〇七八
 五反田村 三七四〇八七
 二及浦 一〇七〇八〇
 八幡濱浦 三九七〇三二
 上郷村 四一九三一二
 今長谷村 九九九〇九
 向灘浦 二〇四五六〇
 高野地村 二一〇三六八
 日土村 二四四六六六一五
 川石村 四五六〇五二
 小倉村 四二〇石
 上大野村 一八九九一三
 岩谷村 一七四三三〇
 穴井浦 二一八二五〇
 南茅村 二三八〇二七
 矢野町 五一一〇〇一
 下郷村 二四三四二四
 津羽井村 一五四〇七二
 喜木村 七六一一一一
 野田村 二〇〇五九六
 雨家村 一四〇五六一
 鼓尾村 一三二七三九

枇杷谷村 二四二〇一
 廣早村 二四八八五
 二見浦 二三四四三七
 馬目網代浦 二〇七八七九
 合田浦 一〇九〇三六
 八代村 二一四〇四二
 川邊郷
 菅田村 一五一七〇八七
 藏川村 二三四五三〇
 名荷谷村 四六四四三六
 植松村 一八七五五七
 横山村 一九〇五五七
 弦卷村 四二石
 磯崎浦 八〇〇七〇一
 伊方浦 一〇五九七九
 三机浦 六六五三五四
 上泊浦 一九五四〇
 舌間浦 一五四三〇九
 大竹村 三五三八五四
 宇津村 三五〇石
 字和川村 四六〇八九〇
 中居谷村 三八二七〇六
 椽谷村 六八石
 宮谷村 一一七〇一三
 只海村 二一〇五〇〇
 喜木津浦 六五八七五
 九町浦 四七八五七二
 三崎浦 一五五五二二
 川名津浦 一七一一四五
 栗野浦 三九一一一
 梅ノ川村 一五八石
 森山村 一五一七三〇
 四分市村 五七〇一四〇
 山鳥坂村 六一六八三五
 中津惣川村 八二石
 北表村 三三二七〇九

五十崎郷
 宿間村 二五二一八四
 松之庄
 板尾村 四六九〇九〇
 平山村 一〇〇二六九
 上大道村 四六一〇〇
 外海村 三四七七二四
 和口村 二二二三二〇
 城邊村 二三三〇四七二
 須ノ川村 六四石
 岩藤郷
 上畑地村 一一〇三石
 下畑地村 四六〇石
 成能村 三一四九三
 天神村 七八六三一九
 正木村 三一〇七五二
 摺木村 一六七石
 廣見村 一三〇石
 深泥村 二六〇七四
 長洲村 一九一二八六
 緑村 七五〇九二四
 満倉村 二〇六八三一
 内海村 二一〇七五〇
 高田村 二七八〇八七
 下畑地村 一一〇三石
 岩松村 六一〇一六
 大久喜村 二七二八六
 柏村 一三七二四三
 小山村 一四〇七五〇
 成川坊城村 一〇一九二
 中之川村 二三石
 長月村 六五六三四七
 平城村 九三二四〇四
 僧都村 一六七石
 大道村 六二五〇〇
 御代川村 四六石
 御内村 二五〇石

山財村 八〇〇石
 清光郷
 榎川村 二五七石
 來村郷
 九島浦 三五八一五八
 下波浦 一八九四一七
 北灘浦 七七七八三
 板島郷
 高串村 一九六三一
 柿原村 五二八五六
 立間郷
 南君浦 二五二四三〇
 深泥浦 三四七三五
 秀松村 一二三七石
 野井村 二六四八〇〇
 祝森村 一一三一
 東三浦 三三五六七〇
 戸島浦 一六六一六一
 蔣淵浦 一六一二六六
 毛山村 七一二五四八
 下村 七四七二四
 大浦 三三六九七三
 奥浦 四一四九〇八
 立間尻浦 二六二二七二
 立間村 九一九石
 岩淵村 四九五石
 近家村 三二五一六〇
 來村 二五二八一五八
 西三浦 三三三一二二
 日振浦 九六五八〇
 光滿村 四六六二四八
 中間村 五四四七〇四
 白浦 一六七四七五
 鶴間浦 八八五二〇
 喜佐方村 九三〇八八〇

成妙郷
 牛川村 八九石
 永野市村 三三九二五
 土居中村 六〇一五〇〇
 迫目村 六九八七〇〇
 清延村 四五五石
 是房村 四〇三石
 大藤村 四八二一一
 百姓分郷
 小澤川村 四四〇石
 波岡村 四一八石
 古藤田村 二三四五〇〇
 兼近村 三四二九五〇
 奈良村 五八九三〇四
 芝村 二二六八〇四
 近永村 四三〇二一七
 曾根村 七七七八九〇
 務田村 六九九二三九
 成家村 三一五一七〇
 能壽寺村 三三六一二〇
 則村 六六一石
 元宗村 四五〇石
 金銅村 二三一九五〇
 田川村 三五〇石
 土居垣内村 一七二石
 北川村 一三四一六一
 中ノ川村 二三八三七〇
 宮ノ下村 七二〇石
 戸雁村 四五三二七〇
 石原村 三九九七〇〇
 國遠村 三九二一〇石
 黒井地村 六二三一八〇
 末森村
 川内村 二六〇石
 中野中村 三〇八四石
 大内村 七三三八六〇
 澤松村 四八三一六〇

山田郷
 山田村 二五六〇〇六七八
 明間村 五八一九一八
 伊南坊城村 三一五七〇五
 明石村 六四〇石
 下松葉村 四〇八四一〇
 久枝村 九四〇〇四五
 永長村 二二二一六二九
 深浦 五一七五五
 遊子谷村 四六九三二九
 西村 二〇〇〇五七
 横林村 九三七四六九
 河西村 五三五七〇
 藏貫村 三九一〇四一
 下川村 二五七八九二
 伊賀上村 六〇七五二〇
 新城村 四二四三九三
 神領村 一七二〇八七
 小野田村 三八二一七八
 高山村 三七三〇九一
 渡江浦 七二四二八
 栗木村 二〇八三五六
 鎌田村 一四〇三二四
 四郎谷村 六〇八九四〇

藏村 一三三六四二
 須川村 一六三石
 嘉喜尾村 五四四九四一
 伏越村 一三七〇〇六
 長谷村 一四七二〇〇
 鳥鹿野村 二五一二五三
 野村 一三二五二〇〇
 中通川村 五二八一一二
 古市村 一三六八五七
 岩野郷
 上岩木村 九三〇五〇〇
 馬木村 三四〇〇五四
 田苗村 三五五九〇七
 伊豫地川村 九六〇四六二
 藏良村 三三六一一四
 野井川村 五七三〇五九
 河津南村 七六四四三五
 林乘村 一一八九〇〇
 高瀬村 七三二六七五
 河下村 五七二七二六
 窪野村 一三八四〇四二
 鷹子村 四七一二二四
 郷内村 一三七〇石
 清澤村 六五六六七九
 奎所村 三九二七二四
 津布理浦 三九六五〇〇
 片川村 二〇一四七九
 前石村 二四九三六〇
 下相村 四六九九〇〇
 魚成村 二二七七四六〇
 弘田村 三四三七七
 平野村 二九九三七四
 釜川村 三二五六八五
 土居村 七一四六五八
 小原村 五五八六八九
 下岩木村 一〇七一三八九
 伊延村 一〇二五石
 眞土村 五二五六二二

安土浦	二二二〇〇	坂戸村	六五二三五〇	朝立浦	二二二〇六一
伊崎村	二〇三三七五	影平浦	二〇三石	田野中村	五八五石
石大崎村	五八九七四	平野村	二四二石	有網代浦	二七石
窪村	二二三石	有太刀浦	五六四五五	常定寺村	四一〇石
皆江村	一二七六八六	加茂村	四一五石	狩濱村	二七四石
大江村	四二四四八三	釜倉村	二四五〇九三	東多田村	一九六五四八
若山村	七五四〇〇五	河内村	四五二四九八	中津川村	五六〇一一一
岡山村	六九一九〇二	布喜川村	二九二五〇〇	國木村	一四八七二〇
河舞村	一六六三九八	牛谷村	九七八七一	田浪村	九〇〇七三
古籾村	一五〇二二〇				

同年の夏は又しても早魃で二萬石、秋には大洪水で一萬石合して三萬石も損失百十五ヶ村に亘つたが幸ひ此の年は浦方は漁撈豊であつた爲め僅に困難を免れた、同年の天變に就て公儀へ届出での覺書を見れば、

當四月初より七月中迄打續早魃田畑損毛二萬石候當月十日より雨降續十六日七日兩日之強雨損毛

田畑八百町餘此高一萬石餘内二千石餘水荒田井關五百六十一ヶ所破損川除石垣土手一萬九百間餘所により破損百姓家八十五軒潰破損

右早速見分之通にて御座候委細之儀者追々致吟味相替儀も御座候はゞ追て可申上候 以上

八月

伊達遠江守

それで八月廿七日町奉行を以て特に城下町中へ新穀三千俵の買入れを許されたが同年は變つた歳で土州山から南天の巨木が出たり大きな奴は牛ほどもあり小さな奴でも狼ほどもある珍獸が出没して猛に人畜を害した、此の奇獸は身軽くして五六間も飛んだと云ふことである。早魃打ち續く爲め五月十四日には例に依て妙典寺へ雨乞祈禱を仰せ付けられ六月十五日には更に正覺院へ仰せ出でられたので山伏どもは八幡神社で七日間祈雨修行した験があつて十八日の夜から

廿二日まで雨が降つたので正覺院へは樽肴を下賜せられ廿三日八幡神社へ奉謝の砌り太刀銀馬代を献納せられたまた妙典寺の僧日恭時に五十一歳にして大浦のうち小赤松石首の丘陵に於て六月廿六日から七月二日まで祈雨を行つた功に依つて玄米五十俵を賞與せられた日恭は櫻田大炊親昌に謀り領内の村浦に貸附け其の利息米を以て妙典寺の料米に充てたことは元祿十五年正月左の覺書が出て居る、

今度御領中御祈禱依御發願永々毎日の御執行有之付爲祈禱料米六十五俵余代銀貳貫自從公儀出向四俵余代銀百三十五俵御郡處々出米十俵御代官中々奉加志都て元米八十俵十人の御代官へ預け置候右之利米壹ヶ年に米十六俵づゝ御城下御代官方に取集差上候様申渡候間帳面之通毎暮御受納可有之候依て證文如件

元祿十五巳午正月五日

豊田 丈左衛門
岡谷治部右衛門

山田 岡之允
三輪 清介

弘經山妙典寺第九世惠信院日恭

七月廿日に宗昭は神尾帶刀を隨へて日振島檢分の爲め渡海し清家久左衛門の隠居を許され島中に米三十俵を賑はされた。八月三日元三師畫像を等妙寺へ安置し七日田畑一反寄進あり九月十三日には龍光院の虚空藏堂建立成り兵五郎一代守護本尊を納められた越えて廿八日には薬師谷の東光寺建立し宗昭參詣あつて初穂料二百正を納め十一月四日には等覺寺へ白銀三枚を寄進し二人の小僧なかくよく問答して二百正づゝ褒美を賜はつた。翌年七月十三日工事中の樺崎新田が成就した、同月十七日以後は領中一統に盆踊りを禁止せられた。八月廿二日には宇和島附近大暴風雨で御用番小笠原佐渡守まで届け出でた覺書は、私領分豫州宇和島八月廿二日夜亥刻より翌廿三日巳刻迄風雨破損之覺城下並在々道家六百三十二軒破損家數不知破損船十艘

右之通在所より申來候田畑大分痛候体に候得共未だ損毛之儀難見分由に候且
又城廻りは別條無御座候 以上

八月廿四日伊達刑部逝去し里眞院殿秋山一黃と諡る、十月十六日富之助を以て
刑部の跡目相續あり、此の日樺崎新田七町四反を米屋平左衛門の願に依て銀七
貫六百九十匁三厘二毛で拂下げられた、翌年四月十日三の丸の新館成就したの
で屋固めがあつた、五月七日大洲柚木村に於て旅商人と白髮村の山伏とが喧嘩
して山伏は商人の爲めに殺害せられ商人は大洲の手に拘留せられたので受取り
として役人が出張した。

寛永元年二月聖堂普請手傳として郷中から千石夫百人を江戸へ送る、米千四百
七十六石八升、大豆三百五十石二斗四升を其の費用として二ヶ年に上納を命じ
られた、二年七月土佐から琉球船漂着の注進があつた、

一兵船一艘 人數八十二人乗

是は琉球之國中山王尙貞より大清國之内福州へ進貢物を積去年霜月廿日本

國出船福州仕廻當六月三日福州出船本國へ渡海仕筈之處同廿五日大風洪雨

當月十日足摺浦漂着致同日清水浦へ入津仕候

一琉球より進貢物使者彼參衆靈松親雲上牧者親雲上右二人上下十三人福州に
留り被居候由大通事貞間親雲上宰領松田親雲上脇通事志多伯親雲上官舎胡
親雲上大筆者平良親雲上船頭安波壺脇筆者岸本親雲上

一船大サ横四間半 長二十間

一積荷も相見候得共何品とも不知

一中村役人直邊平内と申仁早速清水浦參相詰被居候

一右之船もてなし之儀は無御座尤用事有之候は、被申間敷候得と申置候水薪

拂底之段申候故早速清水浦へ爲持申候

右之通承合候様注進候

酉七月三日

大庄屋 清 介

長岡與市殿

右之通覺書今朝參候故爲持進申候間御請取可被成其外替りたる事共出來候は
 追々様子可申達候 以上

寛永二酉七月十四日

土州松尾御番人 長田與市

宇和島御番所

右の注進に依て物頭宮川金左衛門と高間八太夫は組下引率し外に入江雲八附添
 ひ土州境目小山村へ出張し藥玉箱は村繼を以て送る其他貨馬喰大豆葉紛糖芋武
 具馬具などすべて村繼を以て送り届け大提灯十張掛蠟燭五十挺田口與右衛門か
 ら送附し來る又琉球船を土州から送り返へす時領中の浦邊船懸りへ用事承り等
 の爲め侍を分遣される、二名津へ上田嘉左衛門を日振へ梶原半之進を藤井右兵
 衛は佐田へ鈴木治太夫以下廿六人を深浦へ萩原源太左衛門原田少市左衛門山内
 丈庵宇瀬千右衛門も出張する、豊後佐伯毛利周防守から廻送聞き合せの爲め久
 永半左衛門使者として樺崎へ到着すれば味木十郎右衛門應答し平晒三疋を贈る
 十一月九日土州清水浦繫留中の琉球船は松平薩摩守から侍足輕四十三人迎へ受

取りとして到着し十日寅刻深浦出船の注進があつた。四年八月十九日は暴風雨
 で千三百三十三町一反七畝歩此の石高一萬九千六十一石の被害あり畑の荒れた
 のが百九十四町八畝に及びた、此の時郡所も破壊し十二月に至て再建築成就し
 た、十一月四日未刻に大地震中の刻からは高潮が馬場先まで襲つた、宗利宗資
 は鈴木仲右衛門邸へ避難し御濱女中は松浦權左衛門山屋敷へ御殿女中は追手的
 場へ通れ城下は大騒ぎである、宗利は仲右衛門宅へ宿られたので女中どもは悉
 く鈴木方へおしかける、此に片岡友重と云ふ侍があつた地震後崩潰した石壘を
 僅々廿日間で見事に修造した、今選佛寺の僧懶龍が書いた物語を紹介する但し
 卷初は破損して詳でないから中途から載せる尤も原書は漢文である、

宗資君其名を聞き召して臣と爲す門弟輻輳す、一日宗資君親ら其演習を觀覽
 す時に其業を習ふ者益々進めり因て友重を賞するに加俸を以てす其後宗資君
 再び其演習を試み復加俸有り友重又水軍及び版築速に成るの術に習へり水軍
 の如きは承平の世に在つて諸れを艦艦に試むる事を得ず版築に至つては則己

に功を施す事大なり矣、寶永丁亥多地大に震ふ雉蝶石壁善く崩れたり友重教を奉じ之を修す廿餘日にして就る矣寶永庚寅關東の按察使將に來らんとす道を小山に取るの議已に定る而て官船俄に三机に到らんとす事不意に出で而道路得て修治すべからず因て友重をして上灘宇和奈良三ヶ所十五里の道を修めしむ其間石を築き弱を爲すもの有り凸を平て凹を填むもの有り友重役夫を一麾する時は僅々十有九日にして其功已に成れり正徳元年秋七月關東の御吏將に到らんとす於是城内揚潮門より榭形に至る迄石堰を築き橋梁を架し路を修し街を治む又潮汐の間を待て神田川より佛海寺前に至るまで堰を築き橋を架し其徑路皆能く修す焉此れ失火の時に馬をして火を此路より避けしめんと欲し不慮に備豫するもの也而七月十七日時君急に友重を召して曰く御吏の樓船明日まさに樺崎に到らんとす期已に定る矣其道路高低延袤及び津頭の基石等汝まさに速に修理すべし友重其夜子より丑に到る一時の間にして已に功を終ふ因て賞賜を得たり此時若し友重微せば有司殆んど色を失するに至らん乎、

友重性威儀を治めず酒を嗜む日として酔はざるは無し公より退くの時心煩ふ時はいまだ門に入らずして先づ酒を喚ぶ婦酒と巨觴とを持し出て之を迎ふ乃ち壹飲て曰く快なる哉と以て常となす或は園花兩三枝を折つて持して行きて人に贈る若し酒を與へざる時は則ち起て主人に向つて曰く與ふる所の花まさか吾に返すべし遂に持ち去て又他家に行き之を與ふ主人之に勸むるに盃酒を以てすれば驪を罄して去る情を去留に希にせず朋友其心を知る者の花を得れば則必ず置酒すると云ふ身癡瘡有り常に其臂を搔く衣冠盛服行路にあるにも亦數々搔く且つ搔き且つ行く群兒後に從て指笑し搔臂叟と喚べば陽に怒て之を追ふ群兒疾走して人家に入つて匿るれば則莞爾として笑て去る其の仕誕此の如し友重が父姓は片岡氏名は想兵衛攝津の伊丹の人也松山侯に仕ふ友重子あり其名を俊信と曰ふ鎗術父に譲らず俊信子なし二宮利儀の子俊繁此の技に巧妙なり因て嗣と爲す門人益々進む矣、贊曰友重鎗術を以ては髦士を育し版築を以ては城郭を堅固にす身雨露を蒙り霜雪を冒して能く三世の賢君に事ふ

二十二年壹日も病患なし時の幹たり、然れども下位に逍遙して怨み無き者は自ら東方朔が風あり嗚呼異人なる哉。

寛永五年十二月廿一日には宗利逝去あり行年七十五歳天梁院殿前遠州太守堅山徳公と諡り越えて八年二月十八日村養歿し大立院殿前遠州太守天山支公と諡る行年四十七歳であつた。

寶永元年家中一統へ儉約の令下り禮儀作法を慎むべき旨注意されたが四年十月二日には、

- 一 此度風雨に痛申家作風雨を防申を專に可仕候表向見苦敷は不苦事
- 一 侍中衣類於在所は他所人へ出合は格別御番御供たりとも不斷着にて可相勤事 附御禮出仕の面々五節句の外裏附麻上下勝手次第着可申事
- 一 數所持候とも絹袖以上の衣類着申間敷事
- 一 寄合先は無用不叶儀にて寄合候は、一汁一菜祝儀事たりとも一汁二菜に不可過酒の儀は前々被仰出候通の事

- 一 手作りたりとも音物並錢別土産堅く無用候事
- 一 家督式御役替等につき爲祝儀老役若老役迄着相送候儀先年御定の通着代を以て可被相濟候右の外へ祝儀相送候儀無用候事

寶永六年二月廿七日には市中商人一統へ、

- 一 吳服類結構の品商賣令停止 婦人の衣服先年申付候通價銀一枚を限べし其衣服の價右の半減爲るべき事
- 一 他所商人入込候儀向後停止申付事
- 一 他所者商賣相止付御當地町人諸色高直に不致様申付附御隣領郷中へ出候賣物は前々の如く可相心得事

ついで同年の六月には芝居物等向後一切停止を嚴命せられたが兎角遵守せられぬと見て九月には歌舞伎芝居物は向後停止の事但し人形小芝居に限り差し許されたが夜間開演の儀は堅く禁止とある、しかし此んな事は到底行はれなかつたので七年の八月朔日には九月の市町に於ける歌舞伎芝居出願に就き先づ今年

だけは差し許すが夜間開場は罷り成らんと云ふことであつたそれから九月の二日には市町開場に就て家中侍一統の心得方を組頭から傳達したが其の趣は「神事につき組中慎の儀市場在の内町方へ罷出遊興がましき事被相愼第一に存候事、芝居市町見物は勝手次第に存候事」とある、随分矛盾した命令であるが芝居のみは當時民衆随一の娯樂であつたらしい。越えて正徳元年正月十九日には婚禮の際つぶて打ちをやつてはならんと仰せ出されてある、同年七月十八日に目付が上奏した覺書に依て當代の一斑を知ることが出来る、

領内人口 男五萬三千三百七十一人、女四萬六千一人

町家 數 十七丁 家數四百九十軒、社寺數寄進高 社數四百六十一ヶ社寺數百九十四ヶ寺、總高七百四十六石九斗六升二合

牛馬の數 馬六千三百、牛四千二百二十二

質物及金銀の利息は四月から九月迄百目で十二匁から十五匁まで十月から翌三月まで同前利息は相對、又米穀物の貸借も相對で二割又は二割半の事、

武士が馬を飼ふは二百石以上で二百五十石以上へは喰大豆は渡さないで糠と藁のみを渡される二百石以下でも物頭などの役を勤めて居るものは馬を養ふて其飼料は下げて貰つた。

城内外の番所數は總て二十ヶ所城内に十ヶ所城外に十ヶ所。

酒は他國から輸入する事も又積出す事もせなかつた。

枡は京枡を用ひ、木綿の丈は二丈五六尺であつた。

領内に於て扶持を賜つて居た浪人が少々あつた。

領内の島嶼五十五の内九ヶ島に民家があつた。

兵具 鐵砲三百五十挺、旗二十本、駿馬百七十騎、鎗百五十筋、弓七十張、

藩船 大鵬九十八端一尺櫓六十八丁立 神龍九十七端一尺同六十四丁立

飛龍九十五端一尺同五十八丁立 堺 九十四端一尺同四十八丁立

伊勢丸同 同 那知丸同 同

柳丸同 同 大阪丸十三端一尺同四十六丁立

宇和島丸十二端一尺同	住吉丸同
福浦丸同	楠丸同
久島丸同	筑後丸十一端一尺同四十四丁立
三島丸同	日向丸同
豊後丸同	砂崎丸同
飛高丸十端一尺 同四十丁立	淺井丸同
津島丸同	日振丸同
火振丸同	小高丸五端一尺 同十八丁立
高砂丸同	小雀丸同
兒鷄丸同	柏丸同
關船傳馬十五艘但四艘端帆迄四十丁立より十二丁立迄	同
塗小早三艘九端一尺 二十八丁立	小早二艘 六端一尺 十二丁立
觀音丸十三端帆二十丁立俵物二百六十石積	明神丸 十三端帆同同二百四十石積

安休丸 同 同

大黒丸十三端帆十八丁立同二百十石積

今宮丸 十一端帆十六丁立同二百十石積

谷山丸 同 同 同百八十石積

佐伯丸 十端帆十二丁立同百六十石積

佐茂丸 七端帆 八丁立同八十石積

若松丸 同 同 同七十石積

荷船傳馬 八艘 早船九艘 内二艘

六端帆十丁立、七艘五端帆八丁立、鯨船二艘五端帆九丁立、石船三艘六丁立

小船十二艘五丁立より二十丁立迄

總船數大小九十三艘 内五十五艘 大小買船、九艘早船、二艘鯨船、十二艘小舟、十五艘關船傳馬、三艘石船、九艘荷船大小、八艘同傳馬、

正徳四年九月から日土村の内出今銅山十ヶ年の約定を以て大阪の商人泉屋吉左衛門引受け採掘に従事し後事あつて禁止されたが享保四年三月再び開掘に従ふ此の銅鑛の精煉所は煙害の爲め磯崎浦の曾我山へ在つた享保七年三月依願停業となり十一年十二月より十ヶ年間の願に依つて大洲領の高橋吉左衛門と云ふ者業を繼ぎ採掘に従事したが故あつて止められ翌年五月大阪屋永次郎と云ふ者に

譲つた、依つて享保十二年五月から十ヶ年間の發掘を許され同十四年同村の内
中當どの山間を發掘したき旨出願に及び十五年十二月には下串の試掘を出願し
たが翌年九月に至り工夫不足の故を以て却下を願つた十七年に至り是村の庄屋
兵頭彦左衛門下串山の採掘を許されたが繼續の難きを以て元文二年十一月遂に
大阪屋永次郎へ譲り渡したが名儀は永次郎の伯父大阪屋總十郎に變更された元
文五年八月繼續難澁の爲め依願業を停められたが五年十一月からは永次郎の手
代等出願に依つて寛保元年九月迄採鑛した、今出銅山は享保十二年より十ヶ年
間大阪屋永次郎の營業する所であつたが十七年五月一時中絶の有様であつたに
更に出願によつて元文二年より五ヶ年間の出願免許を得て採鑛して止むだ泉屋
吉左衛門今出銅山の精煉所を磯崎の丸山に設けて居たが其所に鑛脈の露出を發
見し阿州徳島八郎左衛門と云ふもの享保十六年試掘を出願し十七年九月より發
掘に従事した、八郎左衛門試掘數年に及ぶと雖も受負人定まらねば元文元年の
冬郡所より受負人の撰定を督促したが八郎左衛門は銅の出量少く鑛脈悪しき爲

め受負人無き故に來二月迄延引を願ひ出で二月に至りまた更に六月迄の延引を
請ひ本來泉屋吉左衛門の受負ふべきであるが西條領別子銅山の採鑛に従事せる
を以て同國に於て採掘成り難きを以て受負人の名目には新居郡金子村の眞隅與
一左衛門仕度旨願出で元文二年八月から五ヶ年の免許を得て手代の忠兵衛を以
て採鑛したが同三年五月依願停止されたと云ふ。

二年二月六日城下は大火で公儀への届書左の通り、

豫州宇和島私城下當月二日夜子中刻侍屋敷ヨリ出火西風烈敷同七日辰上刻相
鎮申候

侍屋敷 百五十三軒 足輕屋敷 四十七軒 社 一ヶ所

寺 三ヶ寺 町屋 二十七軒 死人 一人

右之通御座候居屋敷別條無御座候 以上

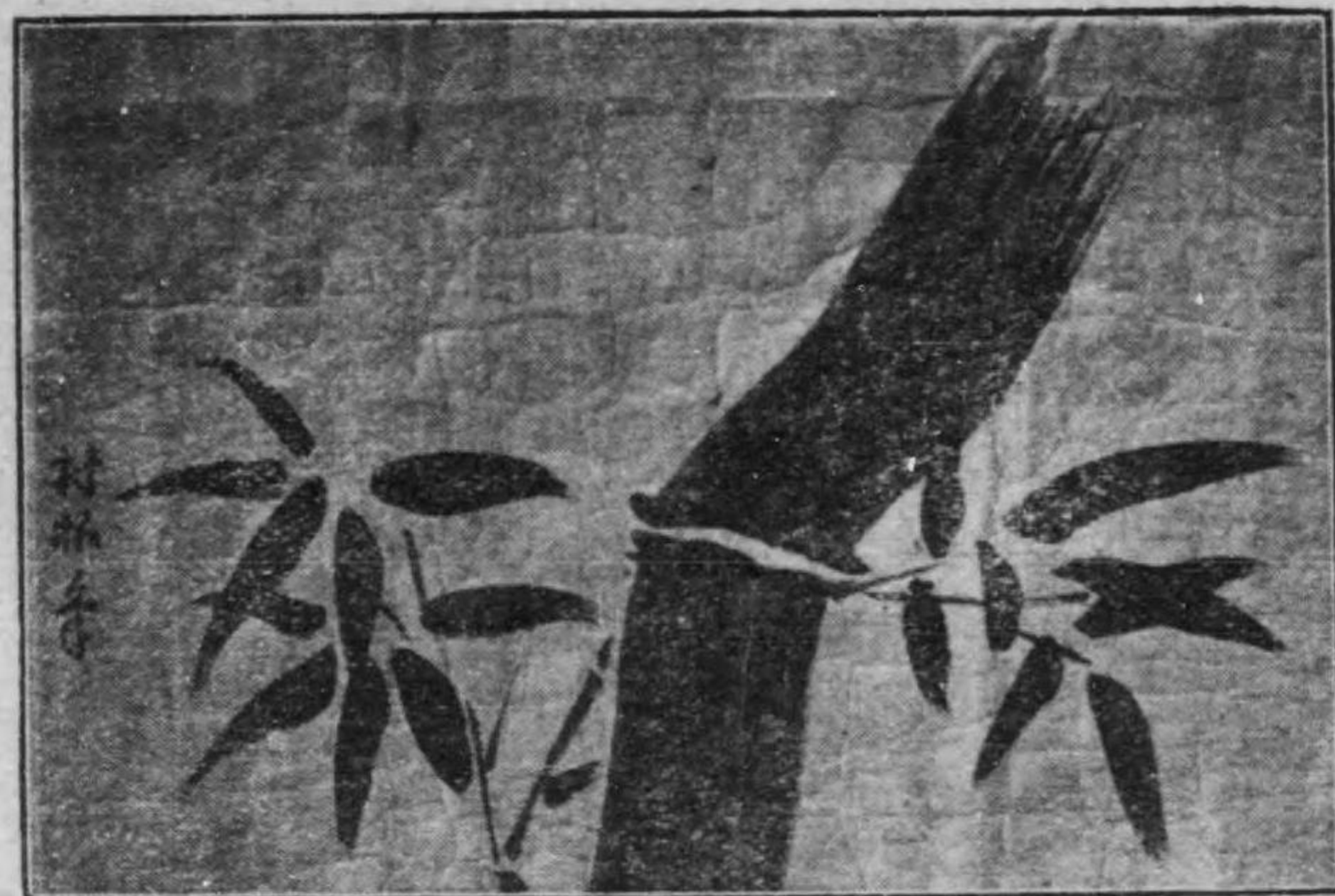
二月十九日 伊 達 伊 織

此年將軍代替に付判物頂戴として眞田出羽守代理登城受理を了る、宗貞の一字

將軍に遠慮あつて貞清と改稱され元服あつて村昭と改める三年八月五日伊達左京亮和泉守に任じ同年から酉年迄五ヶ年間家中半知御用仰せ付けられた。正徳五年十二月八日村昭は四品に叙し遠江守に任ぜられる。翌年には領中原料楮の他領賣出しを嚴禁し製紙業は努めて奨励せられ農家の副業としては多大の利益を擧げた。享保元年に至つて吉田領吉野生村と宇和島領延野々村との境目論起り都築茂左衛門松江嘉兵衛出張し黒澤半七繪圖を整理し吉田の菊地孫惣三瀬太郎左衛門等と高串村に會して九月十六日落着した二年十一月儉約の新令出で三年六月には更に領中一般へ儉約質素の旨嚴達せられた、四月に至て郡所に六坪の土藏を新築したが越て九年二月廿三日御用屋敷内へ移轉した、二月溜池御手傳として村夫百三十人を江戸へ派遣し御持筒兩人へ引渡す路銀高銀大阪逗留扶持とも賜はつた、五年土州へ公儀御國目付として保科甚四郎西尾七兵衛下向巡檢に付小山村境目へ使者として横山勝左衛門中見役松江嘉兵衛出張し中村郡代仙石幸右衛門は典禮聞き合せとして下役井元紋右衛門罷り越し十一月對應

あり、翌春禮物として郡奉行衆へ鯉節二百丁づゝ一箱として贈り來り松江へは白銀三枚を贈る。當時幕の勤交代の供廻り人數を見るに七年には諸士百三人足輕八十人大工廿人仲間五十人千石夫五十人御口番十七人合計三百廿人であつた。越て十二年正月十三日村昭の舍弟村陳田村下總守の養嗣となり八月十六日家督相續あり、二月廿二日畔屋村の平太郎と云ふ男が城下向新町で發狂でもしたのか咽を斬つて惨死した。享保十三年九月七日村昭侍從に任ぜられ十五日御禮登城十六日には御暇上使として牧野駿河守入來し廿三日日光社參の後十月廿日江戸出發大阪から中國路を通行し備前日比から乗船歸城あり、同年夏公儀御同心上村左兵衛藥草採集の爲め土州から小山へ入り來つたので御用聞として郡奉行古谷三太夫添役中村奎兵衛醫師土倉瑞仙賄方御用岩城曾左衛門に庄屋所衆兩人附隨し山林御用として郡所から村上善左衛門と都築茂左衛門の兩人仰せ付けられ人馬方御用として加來幸右衛門水間太左衛門其他小頭卒人と庄屋等に藥草採集習見ひととして近家村庄屋宇左衛門伊南坊村庄屋六左衛門長月村庄屋喜兵衛秀

松村庄屋元右衛門満倉村庄屋源之允等六月廿一日から城邊村に詰め切り入來の注進に一同は七月十四日小山村へ行つて待ち受け十六日一行と共に同村へ宿泊して十七日正木泊十八日御内泊十九日から廿一日まで城下麴屋眞吉方滞在廿二日永長一泊此の間に篠山等妙寺山などに入り込んで藥草見合あり廿三日齒長越に皆田泊り廿四日東多田境目を去つた。十五年五月には領内の紺屋鍛冶屋樽屋などの役銀を制定せられ坂石村高丸に在る藩庫は近年屬々出火あり十七年五月以後は在所から焼失米を辨償すべき旨達せられた。十四年の和靈祭りに村昭夫人始て傘鉾を出され村昭も六月晦日始て參詣あり十五年からは祭禮に鐵砲弓長柄鎗神馬を出すこととなり十六年の三月廿六日から神殿造營の工を起された。十五年七月廿三日高申村から城下へ念佛に出た百姓を中間村の穢多ども亂暴を働き吟味の上村方を放逐せられた。同年九月に奉公人の事に就て左の達令あり奉公人年季勤の内若不時に怠り又致欠落等候へば勿論儀前方渡候給銀爲受人に立返候儀古來の口法に候以後は受人は不及申奉公人の親類に屹度返済可



村 昭 畫

申候御直候者並御家中又もの共同前の事翌年の三月廿八日城西戒山で大仕掛の鹿狩が催された、今は全山禿兀たるものであるが當時は生ひ茂つた森林であつた。十五年十月廿五日參勤交代歸國の途大阪に於て村昭は疹を病み町醫小泉秀仙診察仰せ付かる、十六年八月廿四日田村隱岐守から向後竹に雀三段頭の紋を用ふるの通知があつた、九月二日には一宮の祭禮米二俵奉納のことゝ定められた。翌年二月廿九日追手搦手の下馬札改まる、三月十一日には村昭村年と改名あり。同月廿五日夜丸之内の松本十内屋敷から出火し損害も少くなかつた、七月十日には城内太鼓矢倉の東

方に落雷して破損し十八日の届出でに依れば佐田岬の内でも殊に三崎浦には牛馬に蟲がつき猛烈に流行したといふ、同年は四國西國なべて稻に蝗蟲が繁殖して領内も非常な損害を蒙つたので九月十日江府から達令があつて來秋までは家中一統養ひばかりとなり村年も廿八日幕府に對して一萬兩借用に及ばれた天梁院二十五年忌法要も當冬から明春にかけて執行の筈であつたが遂に廿七年に延期することとなり其他和靈宮造營工事等總ての事業は中止し十月十三日會所に於て老中稻井甚太左衛門町奉行横山勝左衛門目付樋口權太夫立會の上町人へ銀錢銀札借り上げの旨を云ひ渡した、田地の損害高のみで九萬千五十七石其の内九萬百九十七石餘が蝗災高で他は水損である、此れが爲めに城下廻りの人民は飢餓に迫り十一月廿七日から立正寺で粥の施行があつた程で餓死した者も多かつた、公儀では伊勢神宮出雲大社常陸の鹿島香取岩清水宇佐護持院などへ祈禱があつた、此の年の蝗災に就て十七年七月から翌年三月までの下賜物は、米百七俵二升二合五勺、粳四百八十八俵一斗九合、太米三百五十三俵二斗四

升九合七勺、大麥七百十九俵一斗三升八合八勺、稗二百十二俵三斗一升八合大豆八千六百六十二俵二斗三升四合、糠三百九十五石四斗五合、粕六十九貫目鹽五百六十六石三斗六升一合七勺、粟糠百三石一斗五升、黒和布五千九百卅一貫四百目、石髮百五十五石二斗、醬油百五十五石二斗、小豆三十七俵三升九合、白麥百五十俵、米百六十五俵、十七年十一月より翌年三月迄城下廻り

無縁者の爲め立正寺に於ける施行米、

爲に種々の恩典が施され米千百九十九石八升大豆三百七十七石六斗四升は同十八年物成の内から憐愍引き捨てを宥され銀百五貫六百廿三匁五分七厘五毛米三百七十四石五斗一升三合七勺二才大豆六千三十九石九斗一升一合大麥二十三石九斗八升三合は特に十七年の年貢から引き捨てとなり十八年の貸付種子元利の内から米三千二百七十石二斗五升四合四勺と云ふものも引捨てられ大豆一萬七千百八十二石八升三合餘は延享元年迄差延べられ二年の二月引捨てられ同年には亦米六千五百九十俵餘大豆七百七十俵餘粳八十五俵稗十九俵銀五十餘貫は郡所

支配の内に限つて宥された、十八年の八月朔日には老中櫻田監物は御濱御殿に御目見得以上の家中を召集して祐筆玉置數右衛門をして去秋大變以來の始末仰せ書を読み上げさせた、同年三月廿六日村年夫人男子出生あり萩森彦右衛門は知次郎と命名した後一貫と稱ひ明和七年青木美濃守一孚の嗣子となる、樺崎の後山屢々崩壊して危険なため六月廿九日武田治部太夫奉行として住吉神社を移轉した、八月朔日西澤了彌御預りの諸道具數多紛失し九月三日悴の分平と共に東多田と椋谷境目から南北へ追放せられた、九月廿二日の朝六時太鼓打の太郎兵衛宇八の兩人時刻を遅れ繩十束づゝの科料を申し付かる、十月六日からは出火相圖の鐘を止めて撃板となる、十一月七日村年は一宮愛宕和靈山王住吉春日八幡の七社へ參詣あり、此の内住吉は初めて、あつた何れも初穂百疋奉納あり神主社人へは銀一兩づゝ賜つた。先々代までは將軍から年二回雲雀と雁とを拜領されて居たが近年に至つて止められたのを老中松平右近將監へ不平を洩されたが首尾よく先格に復し十九年六月廿七日仙石彌兵衛上使として雲雀卅羽を拜

領された。當時達令の一部を採録して置く亦風俗の一般を知る事が出来やう。

郡奉行へ

- 一 郷中の儀は農業第一に候得共耕作に力を盡し質朴の風俗に相移候儀肝要の事に候右心得向等の儀前々及沙汰候儀も有之所時勢に従ひ古風を取失ひ世上美華増長致し候に付近來從公儀も品々被仰出候趣も有之旁以一同古風に基き假令身代宜しきものたりとも分限を辨へ奢を除き尙又質素第一に考へ左の條々被仰出候間心得違無之様堅く相守候様可被申聞候
- 一 客來饗應向の事以後一汁一菜取物一つ肴二種に限り可申勿論此上にも可相成質素に可致參會候
- 一 振袖着用の儀は御構も無之所古來と違ひ近來は下賤のもの迄も爲致着用奢侈の風俗に相成候につき以後郷中の者共振袖着用差止むる
- 一 農民共の内場所により間々音曲取扱候もの共有之趣の處右様の風俗に相成候ては自今産業を怠り遊民を導く基に相成不相當の事につき以後農民共男

女に限らず音曲取扱候儀一切差留候其餘素人のもの呼寄爲取扱候義も差留
 一百姓共雪駄踏の儀并に傘桐油合羽相用候儀不相當の事につき以後袴着用差
 免候者以上は格別其餘は差留候其内老人小供婦人等傘相用ひ候義は不苦候

町奉行へ

一、市中の者共賣買手厚に心掛け奢がましき義は無之筈につき右心得向の儀
 前々沙汰候義も有之候處時勢に従ひ古風を取失ひ世上華美増長候につき一
 同古風に基き分限を相辨へ奢を除き質素第一に相心得正路に賣買致し永久
 繁昌候様心掛左の條々可相守事

一客來の節饗應向の義は分限を相辨へ素質相守るべき筈の處間々心得違の
 の有之趣相聞へ候につき以後一汁一菜吸物一つ肴二種迄に限り可申勿論此
 上にも可相成質素に參會致すべく候

一振袖着用の儀奢侈の風俗に相成候につき以後町人共着用差留候

一市中素人にて音曲教指南候もの有之趣の處猥々間敷儀有之様相聞へ第一商

賣の本意を取失ひ其上盲人盲女渡世難澁の趣につき以來素人にて音曲指南
 致し候義差留候。

一今度御家中始め末々迄一統質素儉約の義及沙汰候處別て衣服飲食の義は華
 美奢侈の風俗に押移り候に付格別高直不益の品等は以後左の通賣買差留め
 られ候間右渡世方のもの等堅相守萬一心得違隱賣或は脇方よりの頼に應心
 賣渡等致し候者於有之は賣主は勿論頼候者も屹度答方可申付候間兼て相心
 得候様可被申付候

一木綿吳服類近來格別高直の品を賣買致し候趣相聞へ候につき以後木綿染吳
 服類共尺につき銀札一匁五分以上の品賣買差留候間隨分下直の品を仕入可
 申候

一染物類色々物好格別高直の染も有之様相聞以後木綿物併に晒等は代銀十匁
 以上の品差留候其内模様物は同十五匁迄不苦候

一蒸菓子近來大振に拵立賣買候趣相聞之れ又無益の事につき饅頭花餅伊賀餅

其外菓物等に形取細工致し候類以後五錢迄に限り其以上差留候
 一仕立料理の類近來別て華美高價に相成候趣畢竟種々細工色取等にて見上げ
 を飾り候上の儀に候以後何品に不限見上げを飾り大造の仕立致間敷候
 一竹輪蒲鉾半辨の類様々色取或は大振に仕立致し賣買候趣に相聞へ是亦以後
 右様の仕立差留一通りの品を賣買可致候
 一近來町方端々迄も煮食賣買等のもの相増し酒肴或は雜煮麵類等仕成し商ひ
 致し候者共數々有之趣相聞候心得違無之様渡世の者共へ可被申付尤も此餘
 右の心得を以て屹度締合相立候様差配可被致候
 享保廿年四月十三日參勤交代御暇上使朽木土佐守西
 の九からは牧野越中守入來し種々拜領物あり十五日
 御禮登城あつて良馬を賜り五月二日江戸發駕木曾路
 を經て廿日播州賀古川に到着するや急病の飛脚六月
 二日宇和島に注進あり、五月廿三日發病氣重態の大



印之年村

早足輕飛脚翌三日辰の上刻到來し廿七日發の大早徒飛脚藤井平右衛門は同日巳
 の上刻に達したまた三原勘助は御用番本多中務大輔まで注進し井關藤介は廿八
 日注進した、

私儀於播州賀古川驛相煩候處段々差重り快氣之体難叶容子に御座候右之段爲
 可申上不取敢以使者申上候

五月廿八日

伊達遠江守使者 井關藤介
 同道 沼澤新助

黒田彌次右衛門三原勘介の兩人は翌日更に危篤の旨を注進すれば本多中務大輔
 から留守居深澤新助を呼び出され醫師望月三英派遣の仰せ書を下げられたが五
 月廿七日夜戌の刻逝去の報廿九日午の上刻に達せられた、行年卅一歳等覺寺に
 葬り泰雲院殿前遠州太守拾遺宗山紹澤と諡り夫人落飾して玉臺院と號した。同
 年七月廿一日村房は親類眞田彈正忠同道で松平左近將監役宅に出頭し老中列席
 の上家督相續仰せ付かり廿五日京極佐渡守同道で村房は花色帷子長袴で櫻田玄

蕃梶田又兵衛桑折藤右衛門を隨々御禮登城あり、村房は仙臺中將吉村の女富姫の出で享保十年五月十一日江戸に誕生あり伊織と云ひ十九年六月十二日村房と改稱あり翌年九月三日更に村隆と改め元文二年十二月六日從四位下に叙し大膳太夫に任せられ四年正月五日松平丹後守妹多稱姫と婚約調ふた。

元文元年八月七日領中二分行政の議起り二年三月朔日から御庄津島城下河原淵山奥の五組を南方と呼び野村山田多田矢野保内の五組を北方と云ひ南方奉行として小關三右衛門を北方奉行には小波軍平を任命せられ浦方御用には南奉行年番を以て勤務する事に定まり、三年三月十七日御浦奉行上原長左衛門を命せられた、同年富包新田は願に依て須賀浦に附せられる二年四月二日川原淵等妙寺山船材伐出夫一ヶ年二千人迄は組中催し合夫にして夫食を出し其餘は村方構ひ無きこととなる、同年十二月廿三日の達令に、

本道外科小兒眼醫右倅共爲修行父望次第年若の内は他所へ勝手次第差出專可致修業候修行の内親家督の義も有之時は早速召歸親家督相違なく可被下置候

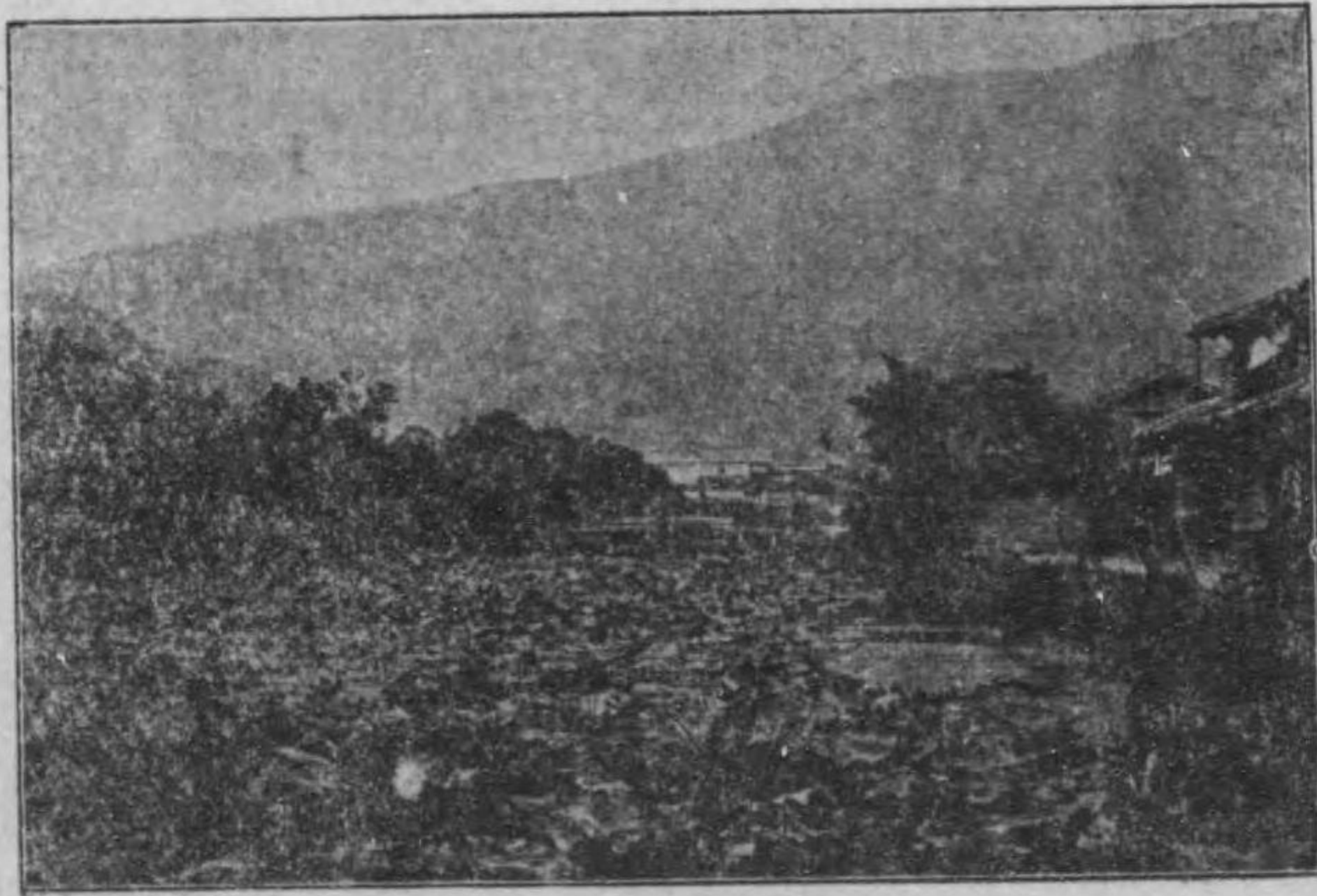
親掛の内年若にても心掛宣布療治も致候様子にては別段に倅被召出候義も可有之候親掛にて他所へ修行に差出候節は倅修行の内二人扶持可被下置候醫業は不及申右の外馬醫等に至る迄弟子を取り致指南後々御用に相立候もの出来候は浪人又輕きものにては相應可被召出候輕重に限らず御用に立候者有之師匠より申出候は品により吟味の上弟子扶持一人分可被下置候事
武藝は勿論學問手跡等弟子取立藝宣布もの弟子扶持右同斷のこと
右諸藝とも其業を以て新に被召出候者有之倅に至り其業に達せず候は跡斷
絶可被仰付候事

三年正月廿三日家中一統儉約の旨仰せ出であり、四年三月よりは他所文通は高申から皆田まで直送したのを吉田掛として立間尻立間を加へることになつた五年三月十一日領内二分行政を止め先規の通り一同に申し合せ勤務となり五月廿七日御浦奉行の職を止めて郡所の兼帯となる。寛保元年四月京都大覺寺の宮院下覺勝院大僧正隨行六人にて四國巡錫の由大洲領多賀谷山寶珠院より龍光院へ

通報あり。九月組頭を大頭と改稱の旨沙汰あり、同月十日衣服の奢侈を禁じ十月には若侍どもの三絃を弄び無益の遊藝差止めの注意あり、二年三月十二日に武藝の事今後大頭檢分可致吟味事、大頭毎月一度づゝ見分候節番頭兩人物頭二三人目付一人可罷出候事、見分の場所は弓は追手的場、鎗は御屋敷御敷間の御庭劍術は御廣間御座しきの内にて右檢分候而上方へ御報申上る。

この達令あり、同年十月井川方御用は郡所の直轄となり松江嘉兵衛頭取に任せられた因に毎年井手川除定夫食として米百廿五石八斗七升二合五勺を計上あり此は明暦元年より三ヶ年の平均を以て制定せられたものである。延寶二年に制定せられた旅籠は上分五分、下分三分であつた後改められて上分六分、下分四分となし上分は一汁二菜、下分は一汁一菜、但し香の物は格別酒は有り合せにて三献となり、正徳年間上分八分、下分六分に改り同年に至て侍分七分、雜人四分となる。九月十七日以後七ヶ年儉約を仰せ出された。三年三月廿一日龍光院に於て探源法印僧二百人を隨て法華講會を執行し初夏中に終る、同年七月六

日の布令に「お堀は勿論豊後橋潮入にて魚取事停止被仰出、船にて運び候御用の品豊後橋より揚儀無用、草薙掃除等船乗入候儀は御作事奉行より御目付へ相断はり差圖次第可致旨申渡」。十月六日御防場勤務を大手組に命せられた。此の年までは屢々將軍家から鶴、雁、雲雀など上使を以て賜つたが關東大水害の故を以て中止せられた。同年以後田畑は舊に復して高持となる。九月廿六日には將軍隠居祝儀として種々の献上物あり、十月二日はまた代替り祝儀として本丸は勿論御部屋西の丸大御所大納言を始め本丸老女西の丸老女大納言乳人表使ひ老中若年寄御側衆へまでも種々の献



橋後豊手崩藻藻

上物があつたが五月蠅いから略して年中献上物の次第と登城日を載せて置く、

年中公儀へ献上次第

一年始 番頭勤、留守居附添、本丸へ太刀馬代黄金十兩、右大廣間二の間老中列座奏者番一人

一早春 留守居勤、本丸へ色鳥の子紙百狀一箱、鯛一箱、但西の丸同斷

一四月參勤御禮の節 留守居勤、本丸へ太刀一腰馬代銀廿枚長綿廿把、西の丸同斷、女中へ銀二枚宛表使へ一枚宛、老中へ金馬代、若年寄へ銀馬代、側居、奏者、留守居、大目付、町奉行、勘定奉行へ馬代銀三枚宛、作事奉行、普請奉行、目付、百人組頭へ馬代銀二枚宛

一五月五日 留守居勤、本丸へ時服二單物帷子、西の丸同斷、老中へ一種五百疋づゝ、若年寄へ一種三百疋づゝ

一暑中 留守居勤、本丸へ串鮑一箱、西の丸同斷、老中、若年寄、側居、奏者、留守居、大目付、町奉行、勘定奉行、作事奉行、普請奉行、目付へ殘一折宛、

一八朔 留守居勤、白帷子着

一重陽 留守居勤、本丸へ太刀一腰、西の丸へ金馬代、兩丸へ小袖二枚宛、老中へ于肴一折、若年寄へ樽代五百疋宛

一十月 留守居勤、兩丸へ字和鯛(白漬、黒漬)二桶宛、其外役人中へ残り配り例の通り

一寒中 留守居勤、兩丸へ于鯛一箱宛、役人中へ残り共配る例の通り

一歳暮 留守居勤、兩丸へ時服二枚宛、熨斗目茶繪子小袖、老中若年寄へ進物例の通り

右翌年二月留守居登城柳の間に於て御用番老中より御内書一通渡され其節奏者番一人大目付残らず目付一人出席す但留守居へ卷物二卷拜領御内書左の通爲歳暮之祝儀小袖二重到來歡思召候委細酒井讚岐守被申述也

十二月廿七日

黒印

字和島侍從殿へ

但し西の丸は御内書無し老中より披露濟の奉書出づ、

一歸城御禮 國使は番頭勤、留守居同道、檜の間に於て本丸へ巻物三卷申海鼠一箱、檜一荷、西の丸同斷(但巻物無之)老中若年寄へ申海鼠一折金五百疋 其外役人中へ申海鼠一折を配る、追て奉書渡しの節使者へ巻物二卷を賜ふ

年中登城日

一正月二日 大廣間に於て御禮、御酌高家衆但御着座にて時服二重拜領(侍従は臺に載四品は廣蓋)召物裝束、供の面々馬上の分布衣、馬廻り以上素袍、手廻りの者白丁着

一十五日 御禮登城、服沙小袖、半上下

一廿八日 同 斷、同 斷

一二月十五日 同 斷、同 斷

一廿八日 同 斷、同 斷

一三月三日 同 斷、熨斗目長上下

一十五日 同 斷、服沙小袖半上下

一四月朔日 同 斷、熨斗目裕半上下(今日々足袋不用)

一十五日 同 斷、服沙小袖半上下(但參勤御禮は熨斗目長上下)

一廿八日 同 斷、衣服同斷

一五月朔日 同 斷、同斷

一五 日 同 斷、染帷子長上下

一十五日 同 斷、時服半上下

一六月朔日 同 斷、同斷

一十六日 嘉祥御祝儀、時服半上下

一七月朔日 御禮御登城、同斷

一七 日 同 斷、白帷子長上下

一廿八日 同 斷、時服半上下

一八月朔日 同 斷、白帷子長上下(在國の時名代使者)

- 一十五日 同 斷、時服半上下
 一九月朔日 同 斷、花色小袖長上下
 一十五日 同 斷、服沙小袖半上下(今日より足袋用ゆ)
 一十月朔日より十二月十五日迄六回同斷、
 一十二月廿八日 同斷、熨斗目半上下

右の外公儀法事參向の時束帯にて揚輿を用ひ供の面々は衣服年始の通り。

三年の二月廿九日藏村の庄屋儀右衛門と云ふ者長谷村に鹿狩をやつた時誤つて鳥鹿野村の庄兵衛を撃つたが疵淺く養生すべき旨申出で早速目付出張し庄屋親類ども吟味の上謹慎仰せ付かつたが三月六日庄兵衛は死亡し儀左衛門は死罪としまつたが等覺寺などの助命願出に依り一等を減じ過料米百俵を命せられ庄兵衛の妻子に賜ひ以後遺族に飢寒なからしむべき旨仰せ付けられた。ついでに此の前後に於て過失殺傷の判決振りを一顧するなれば、元祿八年二月三日に柿原の獵師市左衛門鹿狩りの節下村の百姓を撃殺す、享保十年三月六日に加茂村の

千太郎といふ者兎を誤つて山田村の孫六を撃つたが疵平癒の後謹慎を許され後には庄屋まで勤めた、同十二年三月十九日緑村の獵師武右衛門鹿狩りの砌同村の平介を撃ち入牢となる、十四年三月朔日鼓尾村の獵師市兵衛兎を撃ち勢子二人を殺して入牢したが勢子の親類并に宮内四ヶ村百姓の助命出願により過料として楨杉苗一萬本を命せられた、延享五年四月朔日廣田村の獵師七助といふ者猪に發砲して鳥鹿野村の長助に當り二日死亡の旨急訴に依て檢視徒目付都築九左衛門出張し吟味の上七助は入牢死罪のところ藏村庄屋等の哀願により長助の遺族扶養を命せられた、寶曆五年八月十一日に同年春野田村に於て鹿狩の際東山田村の七之進は西山田村の庄右衛門を撃つたが疵も平癒したので戸島へ流罪となつたなどである。延享元年二月廿三日伊達左衛門宇和島の城代となる。同

- 月廿七日鳥嶼地子錢に就て制定の令達があつた、
 一銀六十目但御五神島役銀、日振清家九左衛門の上る、
 一銀百七十二貫但黒島錢銀、伊方浦辻庄左衛門の上る、

一銀四十三貫但下灘浦申灘地子錢、赤松宇兵衛の上る、
 一銀五貫四分但沖之島廣瀬地子錢、土州を出る永樂錢三百文也、
 一銀八十六貫但内海澤の内魚神山地受錢、庄屋を取出候様(但銀二枚分也)、
 前に鐵砲殺傷のことを書いて置いたからついでに延享二年改め取調べにかゝる
 領内の鐵砲數は獵師筒一千廿一挺所有者一千六人、威筒四百四十六挺、用心筒
 百七挺、新獵師筒五百廿八挺であつた、同年七月には柿澁上納の制定り里分は
 京榭高百石に付三升掛り浦分は二升掛りであるが銀納は一升に付銀七分を命ぜ
 られた、同年十二月農事出精者には田地を賞與するとの獎勵法が設けられた。
 三年三月朔日參勤出府の途に就き四月三日江府着十五日大手組防塲御用を命ぜ
 られた、同年公儀代替りの爲め富永鞆負酒依清十郎神谷左内の三士は佐賀關か
 ら渡來し宇和島領の巡檢を了る。延享四年四月朔日朝鮮使節馳走役を命ぜられ
 廿日防塲解任となり廿五日歸國發駕あり、六月廿日玉臺院逝去深川淨心寺に葬
 り七月八日小島藤井の兩人遺髪を持ち歸り廿八日法圓寺に納めた。六月は旱魃



類札藩の田吉洲大島和宇

の爲め米二千六百六十俵を賑恤せられた。朝
 鮮使節入國輜の津着船馳走役として惣奉行望
 月八郎左衛門副奉行梶田又兵衛馬島六右衛門
 を任せられ、翌寛延六年正月十三日加幡善兵
 衛江戸留守居小波軍平と代る。村侯風に獎學
 の念深く享保廿年八月の仰出書にも、
 殿様御學問御手跡其外武藝等御好被遊寄々
 被懸御心思召候間御近習頭立候面々兒小姓
 衆に至る迄第一學問武藝を心懸可申候夫に
 付藝事の儀は上にも御世話可被遊筋も有之
 候間随分懈怠精出し可申候云々
 此より先き延享四年伊藤長堅の推舉に依て安
 藤新助を儒員となし藤好古澤等の儒員をして

寛延六年内徳館を堀端に營み藩士弟の教育を奨励した、二年二月三日村侯遠江守に任じ政徳と改名された。三月頃から仙臺家との間に漸く確執の端は開かれたと云ふのは由來宇和島家は政宗の正嫡であるから仙臺も諸事遠慮勝ちであつたが宗賢は仙臺少將綱宗の三男で貞享元年三月廿三日宗利の養子となり、又村年の室は仙臺中將吉村の女で政徳は陸奥守宗村の甥とて仙臺の會釋も漸く落ち臣下までも恰も末家の如くに心得宇和の威勢も著しく振はなかつた、此の時に當て英邁な政徳は勃如として起り舊代の先裕悉く吟味の上時の老中堀田相模守へ直書を提出した。舊代先格とは世に十三ヶ條など云ふて打搦腰黒乗物并に虎の皮鞍覆のこと、文通の様付を殿に改める事、村隆を政徳と改名の事、提灯の紋割九曜を竹に雀の紋に改める事、御防場御用に日ノ丸の提灯を用ふることなど總て仙臺の通りに復舊したものであるが此れ等は抑々末のことで要は宇和島藩權威の表明である。爾來政徳は努めて宇和島の威嚴を示し仙臺の大藩に對して正嫡の權勢を維持したに就ても面白い事實が澤山ある、仙臺家へ諸大名參

向の際は駕を表門に留めた、陸奥守が宇和島家訪問の節は常に玄關前敷石十二枚目まで駕のまゝに乗り込まれた、確執結着の後陸奥守は政徳を招待されたが政徳は駕の者に云合めて仙臺家へ向ひ門番の何心なく開門すると同時に夫れと駕昇は威勢よく玄關前敷石八枚目まで乗込むだとき門番は周章して引留めたので然らばとて茲に下乗した其の後は遂に此れが格例となつたので一例に過ぎぬが遂に仙臺家の役人どもも恐縮し門前の町人どもに至る迄感じ合つた其頃江戸表に落首して、

仙臺を井伊々達られて陸奥かしくいらぬ家老のしわざなりけり、

こは此度の一件は内密大老井伊掃部頭の肝煎による所以である、

我ものと仙臺榎食すぎて糞をたれては伊達にならぬぞ、

此度は青山(宇和島屋敷)方の利運にて芝(仙臺屋敷)のいほりもやけどなるらん、

陸の奥の塩やく浦のけむりにてたちし末家名をいかにつゝまん、

勝手本家たゝましくも井伊伊達て遠江やれやむつがまけたぞ、

寶曆二年二月十七日政徳を改めて政教と稱し同年十二月十六日侍従に任じ三年正月元日再び村侯に復稱せられた。寛延三年正月大洲の百姓残らず徒黨して一揆を起し騒擾を極めた、物頭目付足輕小人等數多兵具に身を堅め大洲境界を衛つた。ついでに其後の一揆を書いて置かう、天明七年三月には土佐佐門領の百姓千餘人徒黨して松山領菅生山へ押し寄せた當藩よりは野田口へ森田三郎兵衛東多田口へ松江彌太夫を差遣して警衛せしめる、天明八年四月惣川村の内西南稻屋三組の百姓一揆を起し大洲領五十崎古田村へ打出で藩奉行川原治左衛門吟味役二宮和右衛門其他市川左介、竹場六兵衛、松江孫太夫等出張し賀來幸右衛門は野田口に詰め二宮丹内は惣川へ廻る、天明八年九月遊子谷村の百姓残らず一揆を起し大洲領宇和川村に打ち出た、野田口へは吟味役鹿村覺右衛門竹場六兵衛松江彌太夫出張し二宮和右衛門と松江彌太夫は大洲領成能村へ入り込み大洲代官岡井彌藤治は十月七日歸邑し、遊子谷へは賀來幸右衛門出張し魚成へは郡奉行稻井儀仲出向し城下に於ては物頭出役足輕百五十餘人へ手當があつた。寶

曆元年正月御郡所火災に罹り當分中川糸八の上屋敷に移轉あり、其後三年四月九日更に井關又右衛門の上屋敷に移す、此は延寶七年六月の建築にかゝり元の役所である。二月横川村の河畔に温泉が湧出するを發見し、御内村の庄屋父子の者に試堀隨意の旨申渡されなほ温泉の効能著はるゝに於ては出精取立つべしとて俵米を下賜せられた、(地卷の篠山物語中にも温泉湧出のことがあるが或は古く盛に湧出し何時しか中絶して居たものが此の頃少しづつ出かけたものらしい) 九月には郷中難澁につき十組代官へ銀十貫の下賜があつた、十一月には檜松杉竹を除き城下に於て勝手賣りを許された、七年十二月には仙貨類の他所賣りを禁じ九年十一月に山奥、野村、河原淵組産の紙類は大坂藏屋敷に賣捌方を命ぜられ藩庫納めとなり、十二月には御庄組へ製紙を獎勵せられた。七年の十月には領内の漁村を賑恤せられた、十年十二月八日は江州山門西塔釋迦堂修覆の命を蒙り郷中へ御用立銀として銀百五十貫目の内七十五貫目づつ高掛りと役高掛りとして己年の暮れまでに徴せられる。同十年四月沖の島鶴來島の漁民

を賑恤あり、十二年二月八日には幕府の命に依て山門二度目の修覆に應じられた、十三年正月四日江戸に男子出生あり兵五郎と名命ける。當時は町奴所謂俠客者流の全盛時代であつたので豪快な村侯は自ら其鬣に倣つて鬢髪を薙り下げて結ばれたので此れがまた大評判となり時人は奴遠州或は奴殿様など、噂し合つた、殊に書畫に堪能であつた挿畫にある筆蹟は曾て伊達家の系圖が紛失した際に村侯は専念和靈社に參籠して神告を感得せられた時其の神像を寫し同社に納められた理由書である、神像も掲載する豫定であつたが寫真が甚だ不鮮明な爲め遂に製版することが出来なかつたのは遺憾であるが實に眞に迫つたもので從來和靈神社で頒布して居る神像は此れから模寫したものである。

社寺無年貢地

- 一 田二町二反八畝八步 十九ヶ寺、一 畠十三町五反五步 百二十九ヶ寺、
- 一 龍澤寺知行高百七十五石、中津川、柿木駄場、下相川、伊勢井谷、

- 一米一石二斗四升下賜、高田八幡祭禮米、
- 庄屋横目給田畑、一 田八町一反六畝十三步、浦里庄屋百六十四人給田也、
- 但京榊高十石に付一反づ、被下
- 一 畑三町一反六畝步、横目村々合百五十八人給田也但一人に付二畝づ、被下
- 在浦酒家數覺
- 一 奈良邑一軒、一 惣川邑一軒、一 近永邑一軒、一 野邑一軒、一 松丸邑五軒、
- 一 高瀬邑一軒、一 松森邑(小西野々邑)一軒、一 卯之町四軒、一 日土邑一軒、
- 一 田野々邑一軒、一 土居邑一軒、一 宮中邑一軒、一 阪戸邑一軒、一 二十二軒、
- 一 磯崎浦一軒、一 川之石浦三軒、一 外海浦一軒、一 伊方浦一軒、一 八幡濱浦(山
- 田邑)一軒、一 三机浦一軒、一 矢野町一軒、一 三崎浦一軒、一 十一軒、
- 合三十三軒

人相書

當丑八月晦日の曉七時過裡町平八店十右衛門夫婦をは割木にて打殺致欠落

候召仕伊兵衛人相書

一年二十六歳年來少若相見候

一勢州山田生の者に候得共京都の者の様似合候

一中せい瘦形面体鼻筋通り色白く頬骨高く腰細く奇麗成生得

一中額月代薄き方

一目中位ひとへまふた眼中涼敷白眼勝に相見候

一鬢厚く髪すくなく頭小ふりの方

一眉毛細く薄之有候

一耳

一唇薄齒細に候

一首筋細り延ひの方

一胸毛少有之候

一衣類みかん淺留裏木綿袴煤竹木綿單物を着し空色とろめん廣き帯を致居候

右之通の者有之は其所に留置御領は御代官社領は地頭へ申出夫を御江戸土屋

越前守番所へ可申出候

右男ふりの者及見及聞候は、其段可申出候尤家來並又者等を入念可遂吟味候
若隱置側を相知候は、可爲申候以上

丑 九 月

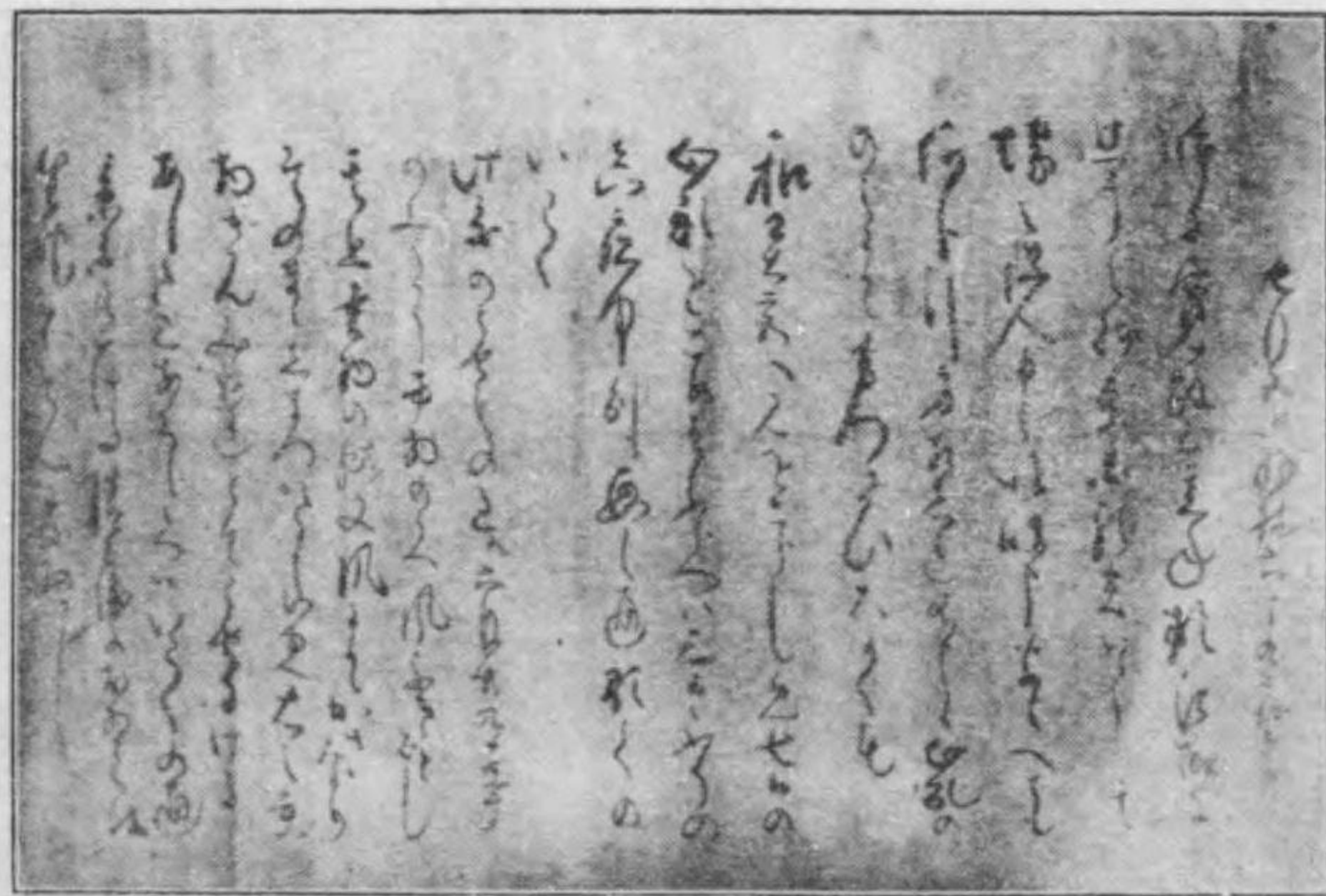
右之通此度從公儀以人相書御尋候者有之候無油斷心付難敷儀有之候は、早
速申出候様在浦中へ申渡候 以上

十月朔日

篤學な村候は明和六年の冬領内唯一の古い歌蹟として名ある矢野神山を調査し
て八幡濱浦の八幡神社のあたりと爲し京に報じ諸名家の和歌を求めて一卷とな
し矢野神山記と名付けた、

梓弓矢野の神山は八幡の宮處いや高くとしをたづねて萬葉集をはじめ代々の
撰に入たる名所也、伊豫伊勢の兩説あれども宗祇法師此國と定ぬれば何かさ
きれむこゝは宇和島の侍従むら候朝臣の家に慶長のむかしより領地のところ
にしてこの度矢野の神山の和歌を人々にすゝめて一卷になさむの望み聞し侍

る春霞棚引より櫻花咲匂ひほどよぎすをち
かへり鳴比過山したかきの泉に涼みよる人
多くいつしかとなくや小鹿の秋になれば月
さやかに晴渡る雁鳴て寒き朝けの露霜に紅
葉色こく染わたす時雨の雲も幾めぐり世々
をふりつむ雪のしらゆふか地はわてみ社い
と神さひ動きなき山の名高くさかふる松の
言の葉あつめむかため十首の題を出し左衛
門督ため泰卿宰相中将定與卿宮内卿國榮卿
正三位よし言卿從三位相永卿中務大輔光村
朝臣左少將爲章朝臣彈正少弼ため敦朝臣左
馬頭ため逸朝臣、予和歌をのそみしかをの
をの矢野の神山をよみあはせてをくられし



村侯筆蹟

を一卷とす此よしをはしにかきてどのそみ門弟子のしたしみいなといふ事に
しあらねはあらましをかきのへつたなきことのはをかきつゝく時は明和六年
の冬、

霞

戸部 尙書爲村

花

御史 中丞爲敦

鶯

金紫光祿太夫敬言

立ならふ松の緑も咲花の匂ひに霞む矢のゝ神山
峯麓百千歸鳴ほどよぎす矢野の神山休らはぬ聲

泉

左羽 林爲章

夏深き矢のゝ神山影とめてむすふ泉そいとよ涼しき

月

諫議 羽林定興

出るより秋風たかく霧はれて矢のゝ神山月を隈なき

藁

幾しほそ矢の、神山秋ふかき露に時雨に染る紅葉は

左典 既為逸

雲

ふるとみし替の里もかつはれて矢の、神山今時雨らし

銀青光祿太夫相永

雪

しろ妙に降つむ雪もくもりなき光をあふく矢の、神山

中書 大卿光村

山

とことばに松も宮居も名に高く猶そ榮む矢の、神山

工部 尙書國榮

松

梓弓すゑいく千世のふかみどり矢野の神山松そ久しき

左金 吾為泰

此ころ村侯朝臣のもとより消息に一卷の歌添へて贈り給ひぬかの朝臣の世々しり給へる地に矢の、神山と云なる名所あれば人々の和歌を集めて正木のかつら長くその家に傳へ給はんとなり予にもうたよむべきよし聞き給ふその巻

を級き見侍ればはしめに冷泉入道殿の詞をそわさせ給ひて矢の、神山は伊豫の國にかきることわきまね給ひかつ朝臣の大和ことのは集め給ふことろさしをのへ給ひぬるになん次に題をわかつて十首の詠あるはみな笹竹の大宮人の中にもこのみちに名たゝる人をわらばれしなるべし誠に地にふればこがね玉の聲をなすべく覺侍る此一卷をもて此やまの伊豫の國たることたれかうたかひ侍らんかうやうの中にも疎學寡問なにか贅し侍らんしかあれどうと濱のうとからぬ人のもどめを猪名の笹原いなど云はんも憚の關少からず終にはしめの題によりて十首の蜂腰をつゝり出侍りぬ泰山不辭大壞ともはべれば口つかるゝ権きことのはもかいすて給はしと筆を添め侍りぬ人にみせさせ給ふものにはあらずかし、

源 定 信

霞

梓弓矢の、神山はるかにいま霞もいと立まさるらし

花

春風も心してふけさく花のちらまくおしき矢の、神山

船 ほととぎすをのか五月も此頃は矢野々神山やますかたろへ

泉 松風にはねの水の音添て夏も涼しき矢の、神山

月 夜もすがら鳴や男鹿の月かけに聲すみ渡る矢の、神山

藁 秋ふけて矢の、神山露霜に染るも深き木々の梢は

雲 いくたひか時雨ふるらし浮雲の晴ては曇る矢の、かみ山

雪 たれか又わけつゝいらんふり積る雪も木深き矢の、神山

山 うこかしな國みちあれば民草の心もなをき矢の、神山

松 世々をへて散らせぬまつのことの葉に榮わそしるき矢の、神山

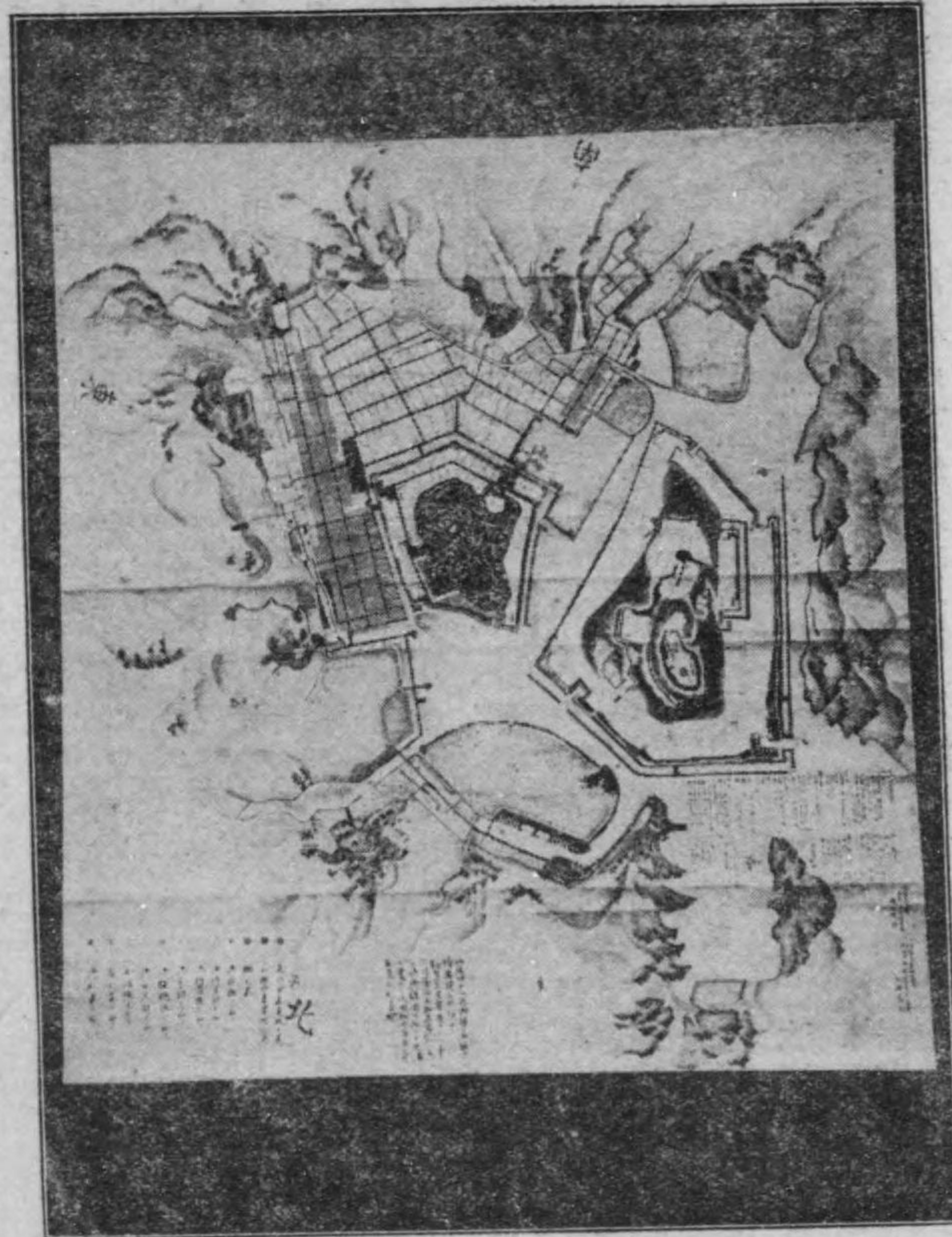
明和七年七月二日には次弟内務内膳徳風四十二歳にて歿し要津院と諡した、安永二年十二月二日追手的場を止めて御殿脇に移す、三年四月廿八日九男熊千代江戸に出生あり天明三年三月七日國老櫻田監物親尊の家を繼ぐ、四年四月九日には末子千代次郎出生あつて天明三年三月七日櫻田數馬養仙の家を繼ぐ。五年五月廿五日兵五郎は仙臺中將重村の女を娶り十一月十五日將軍に謁して十二月



和神靈社道侯村造の隨神門

十六日從四位下に叙し大膳太夫に任せられ越て六年十一月五日元服して村壽と改名あり。五年四月廿四日虎の間以上の婦人の日傘を許され六年二月廿九日には家中一般に博奕を嚴禁せられた。同年十二月十八日村侯左近衛少將に任せらる、七年正月十七日領中往來人馬賃錢の改定行はれ人足一里十八文馬は卅六文但し武家の他は相對にすべく今迄の札場の札は郡所へ取出す同年八月十七日役人の役料五ヶ年間借上げ仰せ出され山林に放火した者は人家同様同罪の旨達令あり、八年七月十九日二男内匠清真山口兵庫の家を繼ぎ十一月廿二日參府上使は老中の勤務となる、十二

月五日七女寛姫牧野兵部少輔貞善に嫁す。九年二月十七日儉約の令出で九月十七日及び十一月廿二日の兩度に涉つて博奕の法度に就き布令が出たのを見ると當時はなか／＼盛であつたらしい、同十年三月關東筋諸川改修手傳ひを命せられ郷中高掛并に有力者より六百貫匁を徵集された、同年組頭横目の袴着用を止め別格仰せ付けられた者は立付着用苦しからず袴着用一通りの者は立付の着用を禁せられた。天明元年四月廿二日の御暇上使も老中の先格に復したものの村侯銳明の餘進であつた、閏五月十三日絹肩衣の着用を禁じ虎之間以上の侍は持合せの品に限り着用を許された。七月廿二日長子彈正德輝に七百石を與へて士分に列し九月廿二日には四女貞姫植村右兵衛佐貞利に再嫁された。二年八月七日には諸事節約とあつて御休息女中は悉く暇を賜る、十二月二日附領内の製紙は郡奉行から元々の引受けとなる、廿二日には市中賣買の商品歩一に仰せ付けられた、從來諸廻船は日振佐田の兩番所で檢閲したが廿七日限り積出しの浦々庄屋横目浦役人の事務となる。



宇和島城及城下之圖

此度江戸に爲御持之御城下繪圖認上候様被仰付候に付寶曆十二年午二月徳弘五郎右衛門仕立上候御繪圖を形にして其後之變所を改明和七庚寅二月出來仕候者也(著者轉寫實物一坪)城内の繪圖は延享五年のもの

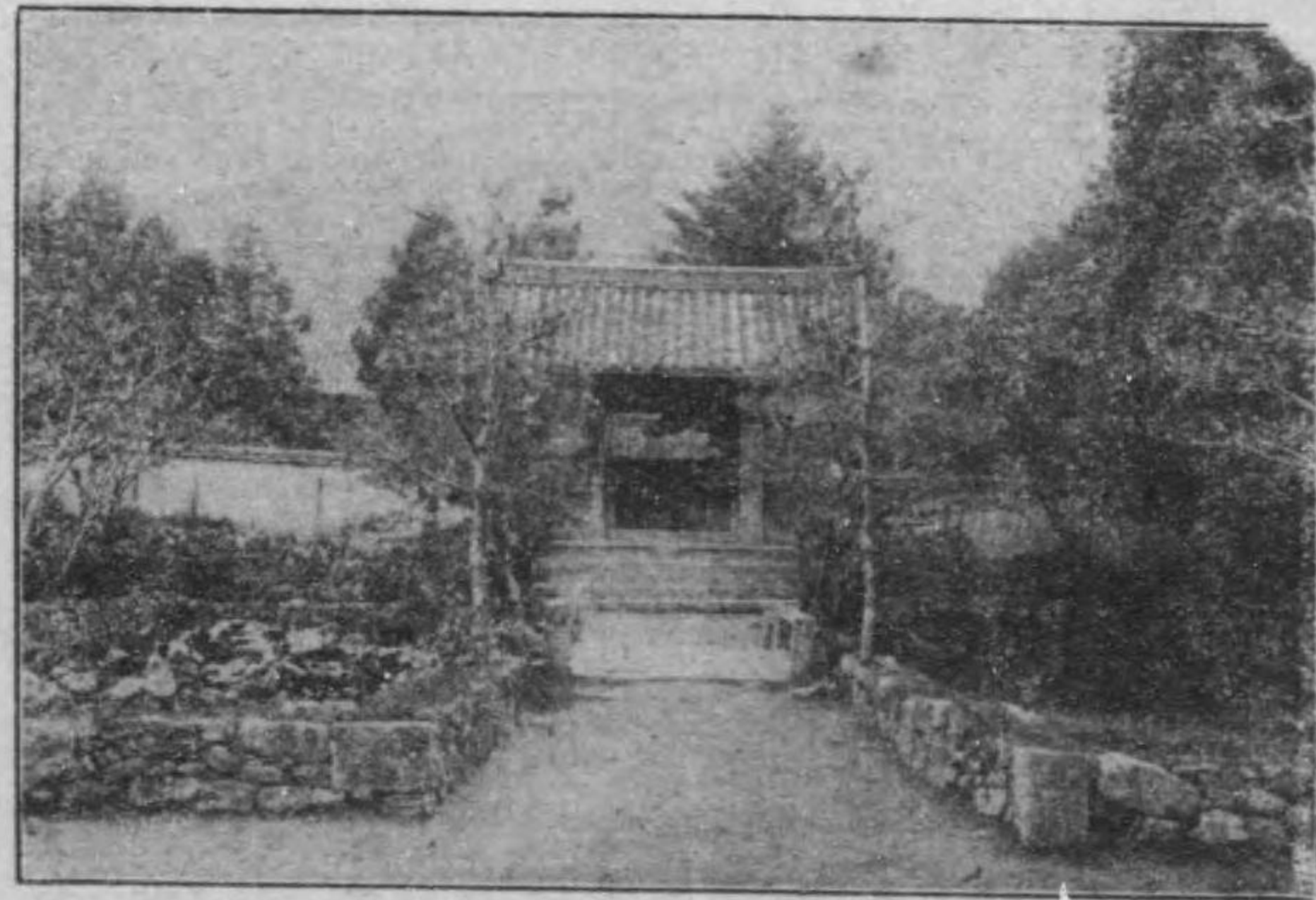
三年二月七日村浦の名所變更を止められた、此より先き享保廿一年三月願に依て來村の内稗田村は悪名とあつて保田村と改稱を許され、寶曆三年六月には摺木村を菊川村に、十月には山田村を分つて東西となし其後伊與地川を富野川と秀松村を増穂村と改稱した、此の他上波浦改め遊子浦、毛山村改め丸穂村、須賀浦改め藤江浦、治郎丸村改め豊岡村、又同村の内中之川改め富之川、檜谷村改め富岡村、藏村改め松谷村、伊南坊村改め稻生村、松葉町改め卯之町、加室浦改め下泊浦、馬目綱代改め眞綱代、三崎浦の内二間津浦改め二名津浦などとどしどし改名したが斯くては果てぬので改稱の儀以後相成らぬと止められたが此の後文政三年遊子浦の内塩屋浦を魚泊浦と、外海浦の内檜浦を久家浦と改稱の儀悪名の故を以て特に許された、又三浦の内弓立浦を豊浦と、伊方浦の内茅浦を龜浦と、宿名浦を豊之浦と改名を許された、改稱では無いが許知後開發の新村は區部村は本高山財村に加はり、芋路谷は本高岩淵村に加はり、芳原村は岩松村に、上横村は下畑地村に、岩熊村は松丸村に加はつて爲和井村と稱した

四年に至て藩庫漸く窮乏し九月二日には藩士の食祿は以後五ヶ年間半知差上げを命せられ六年十一月十五日には嚴しく儉約すべき旨を布告せられ八年十二月十六日に至て更に向後三年間從來の如く半知差上げ六年八月には大頭以上の用達は御徒の格に準するなど非常なものであつた、五年の早魃以來蕎麥の作付けを許されたは同年七月九日には津布理を十日に卯之町を十一日に鬼ヶ窪に及んだ、七年からは藩の諸役所隔日勤務となり郡所のみは翌年四月から隔日となつたが寛政五年以前に復し九月朔日から日勤となつた、寛政元年四月十二日商賣に暴利を貪るまじき旨布令あり、廿三日九女富姫松平大和守眞恒に婚嫁せられ十一月二日には非常備へとして一萬石に付き五十俵の圍籾の沙汰あり、同年安藤揚州藩校の教官に選ばれた、二年正月廿日和靈社前の古地田一反五畝二十九步代米四十俵として淺野洞庵神田に備ふ、二月廿二日領中の網運上を命せられ八月六日には海上夜釣を禁せられた、二年八月土州四萬川村の笹竹所望に付き矢師祐藏出張する、三年四月十五日菩提所龍華山等覺寺炎上した。五月村壽初

て入國し九月十六日には嫡子扇松丸誕生あり十一月十五日幕府よりは村侯多年の功勞を賞して名馬一頭を賜はる、八月廿六日には武備優等の者に賞與を賜はり、六年五月十三日に至て等覺寺の普請成就した。

九月十四日村侯江戸に薨じ遺骸は金剛山に葬て知止院殿羽林樂山紹静と諡したが七十七回忌に大隆寺殿羽林中山紹興と改諡した、閏十一月六日村壽繼ぎ十二月十五日侍從に任じ遠江守と改めた、七年には内徳館を改めて普教館と作し後敷教館と稱せられた。

九年六月十日領内を三分して郡奉行三名を任じ月番勤務となる。



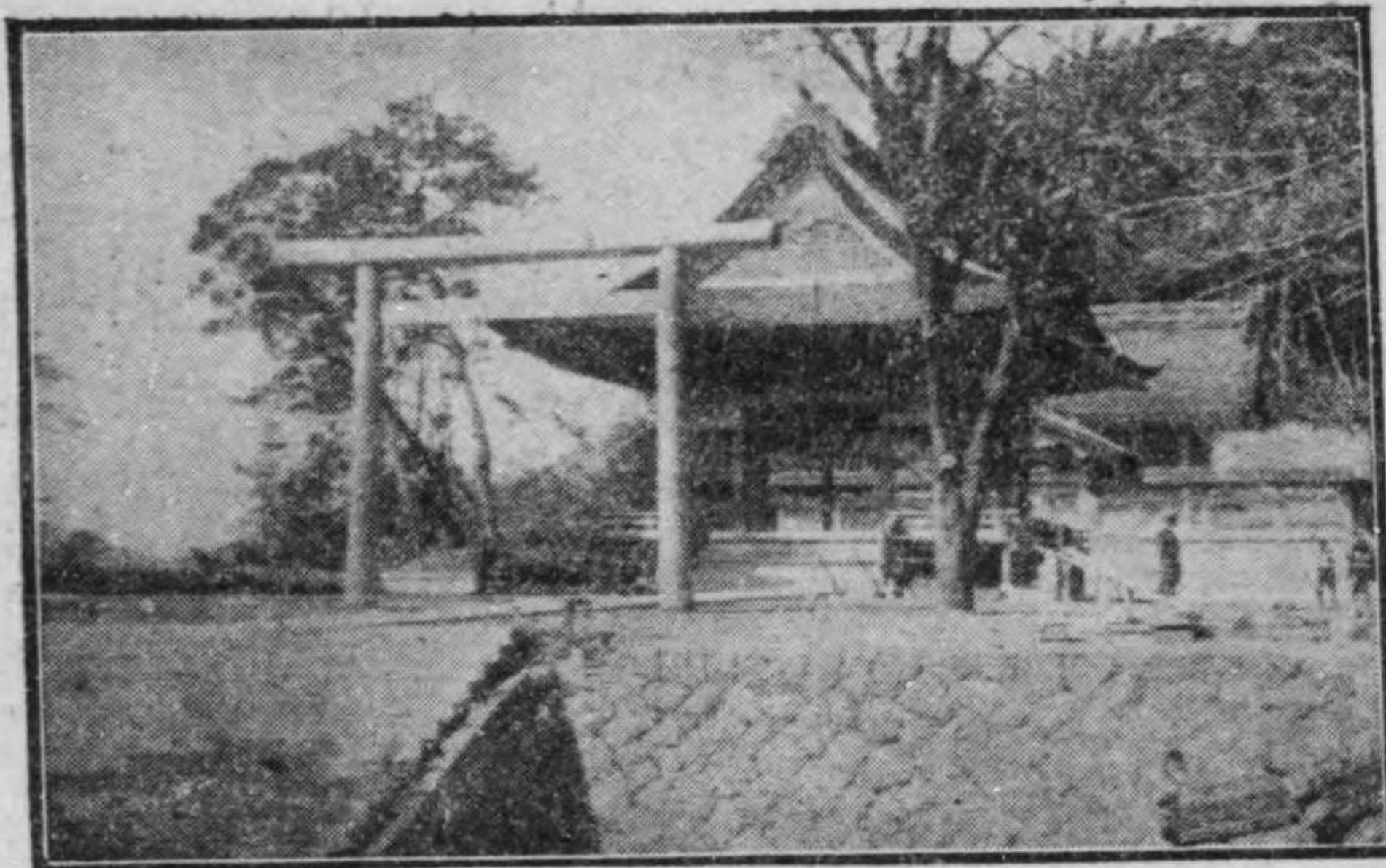
金剛山正眼院大隆寺

御庄組、津島組、城下組、郡奉行本役目付兼役 徳弘 弘人
 川原淵組、山奥組、野村組、郡奉行 野本番右衛門
 多田組、山田組、矢野組、保内組、郡奉行 淺見覺右衛門

同十二年六月二日に至り之を止めて二分に復し、徳弘々々人、小梁川主膳の兩名に命せられた。

村壽夙に教育を奨勵し學制を改革し、更に目付より申し渡されたには、
 今度一統へ學問の儀につき被仰出候通御役人中も可致出席事に候も日勤繁多の面々閑暇も無之事故於屋形八二の日並講釋被仰付候間右日並奥向御役人中可致出席候乍然志次第にて學校出席の儀は勿論可然候間此旨奥向御役人中へ各々傳達可有之候

安藤新助は毅軒と號した、初め家學を以て教官となり更に肥後の人西依周行に就て程朱の學を受け歸藩して父新助を繼ぎ學制の改革に參じて一藩の師表となり岡研水、都築訓治等と敷教館に教鞭を執つたが後文化年間江戸に歿した。



村等侯を祀る島神社

寛政十一年六月東海道諸川の修理を命せられ米二萬俵を仰せ付けられた此の費用一萬五千三百兩であつた。當時領内の寺院數を取調べた結果によれば、禪百二十一寺、天臺十七寺、眞言六寺、淨土二十二寺、一向八寺、合計百七十四寺であつた、十二年七月十七日不易流小筒足輕共訓練の沙汰あり同日正米二千俵の増圍ひがあつた、享和元年正月十日に等覺寺、正眼院、大通寺の寺號を唱へることを止め龍華山、金剛山、安國山の山號を用ふることとなり此の年七八月には洪水屢々あつて損害も夥しく其の影響年末までも及んだ。各蠟座の製品を藩の物産方に直接買上げることとなり諸魚の積出しは從來町奉行の所轄で

あつたが郡奉行に移された、二年七月十七日頼み主不明の質物を取次いだ者は以來所罰せらるゝ旨申付けられる、同年幕府から一萬石に付初千俵圍米すべき旨仰せ出された。三年の十月は藩侯厄年とあつて領内十組から祈禱を奉り矢野組専ら幹旋した、同月十八日領中の村浦に於て門を建築する者は庄屋へ證書を出し取締すべき旨の達令があつた、五年には不慮の災難に備へる爲め義倉を設け年々米五十餘俵を保管し十組からは五俵十俵づゝ切手米或は代札を入れ次第に石高も増加した、六年三月には獵師が庄屋兩人の支配に屬し、四月七日には他領産の楮買入れ領中産の楮賣出しを禁じ紙役所を設置せられた。七年岡研水都築訓治等教教館の教官となる、松山領民の三机浦へ出漁を禁止せられ八年には商人無鑑札の商賣を禁じ翌年十月十三日には職人の無鑑札を止められた、七月以後は製蠟燭の實一切藩庫納入を命せられた、同月廿七日布令あつて郷中を徘徊する浪人者が止宿を強請し或は恐喝したり旅僧、修験者、瞽女、乞食の類が止宿食物を強請することあれば容赦なく穢多非人共を以て召捕つて其の筋へ差

出すべき旨安永三年に布告せられたが近來帶刀の浪人体の者數多横行して狼藉するに於ては最寄り陣屋役所へ訴へ出で召捕りの節は大文字にて庄屋門前又は制札場へ懸げるべしとのこと、同日庄屋の人足を召連れることを止められた。八年は豊作であつたので穀千俵米なれば五百俵を圍ふべき旨公儀から布告せられた。同月世嗣宗紀從四位に叙し大膳太夫に任せられた。時は文化十年二月初旬、祿四百廿二石を食んで番頭を勤めて居た萩森節宏綱は資性寧ろ脱線しかつた程豪直な侍であつた、近年藩家の内邊甚だ困窮し大阪表の借金は壘積して屢々家中はもとより領内一統に諸事節約の沙汰も出で殊に去年霜月には戰國必死の覺悟を以て艱難不自由を忍び諸事儉約に及ぶべしとの仰せ出でのあつたにも拘らず儉約係の執政稻井甚五左衛門は誠意を缺き救恤の道すら講じなかつたので宏綱は大いに奮慨し其の非を詰問し兎や角云ふに於てはかゝる謀盜人ひと突きに葬つて呉れむすと或る夜手鎗を提げて稻井邸の臺所から參つたくと呼ばはりながら闖入した、恰も甚五左衛門は仲方、三樂、壽恭の三人及び中川貞

兵衛(一)に井關徳右衛門、小梁川主膳、中川幸八郎)等と儒書を會讀して居たが中川は斯くと見るや忽ち躍りかゝつて節を組み伏せた、諸役人も急を聞いて馳せつけ吟味の上、節は親類預けとなり一室に禁錮せられた、壽恭は節の從弟であつたが一日更番の際節に闖入の所以を問ふた所が宏綱の答へは「三宵つゞけて不思議の夢を見申した、それは我等祖先萩森彦左衛門尉枕頭に立ち伊達家内邊の困窮日に迫る時に當て稻井は執政の器に非ず汝代つて政權を執り救恤の法を樹てよと諭され斯る舉に出でたものでござる」とて他は何事も言はなかつたかくて宏綱は亂心の名のもとに二月九日川原の法圓寺に死を賜ひやがて稻井も職を免せられた。宏綱の墓は法圓寺の山家公頼初葬の地の隣りに在る自然石に刻んだ物で地方には最も希な石碑であるが靈驗ありと稱して賽する者非常に多く明治十二年時の奸物ども和靈社の先例に倣つて一社を櫻町に營み萩森神社と稱したがそれから更に參拜者の踵を絶ち廢滅して居たのを近年南宇和郡の平城村へ持つて行つて再興した。文化十二年七月には大洪水あり八月も洪水の爲め

津島組最も損害を蒙り同年分物成の内大豆は引捨となる。同十三年美濃伊勢尾張の水利工事を命せられ一萬二千八百兩を費す。十四年四月朔日庄屋座敷の制定あり、

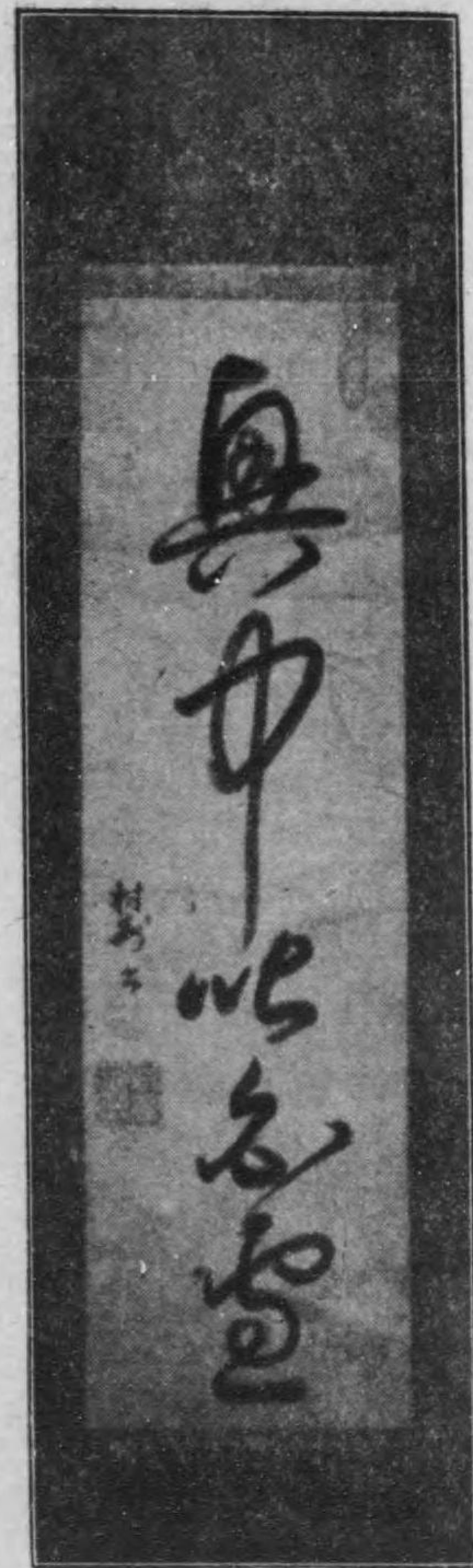
- 一 御目見庄屋、同嫡子、庄屋格 一 假名帯刀庄屋、同嫡子、庄屋格
- 一 帯刀、假名御免庄屋、但先輩次第嫡子、庄屋格
- 一 平庄屋、代初嫡子、嫡子、庄屋格 代々袴着用者、役人袴着、平百姓袴着

八月二日御即位御使者神尾近江副使金子孫之允出府する。同年十月穢多心得書發布せられ百姓其外下々と往來行違の折りは道側へ寄ること踏ものは草鞋で百姓屋町家とも戸口から内へ入らざること、家中往來の節は溝端通行の事、御殿前往來の際七ツ半以後は門外へ出拂ふ事、神祭の夜町人百姓と紛れ参拜すべからざる事、若い女の髪は島田に限る事などが主な条件である其後弘化四年六月朔日の心得觸には穂山へ立入り穂の實拾ふ間敷こと深山の外山芋堀取るまじきこと多人數集合の場所に立交る間敷きこと鰻を捕るに石灰蓼をうち込み或は構

の破損すれば己來は一切殺生を差止むなどのこと、である文政元年十一月廿四日郷中揚弓流行の爲め其取扱を禁止せられ二年十月十日人形踊の天神記を差止められ十二月十五日百姓屋の鬼瓦板鳥襖破風の彫刻を禁せられる。三年六月廿九日夫人鑑照院卒去あり圓台妙珠と諡る、同年十二月村壽左近衛權少將に任せらる。四年五月四日農民ども贅澤に傾き鐵砲投網などの遊獵に耽り侍に對し失禮多く其の心得を觸れ出す、十一月十三日には許可なくして他所酒の買入れを禁じ、十二月七日旅醫祈禱師賣藥行商の領内徘徊を差止め五年五月七日には長材木を馬につける事を禁じ、六年には百姓住宅を制限し普請の節には圖面を添えて願出づべき難方を示された。七年九月十二日村壽退居して左京太夫と稱ふ、同年金錢貸借利息は年一割以下質物利息は七月十二日の觸に依て衣類は一步三荒物類は一步八其他は相對のこと。十年十二月廿六日上野廟の修理を命せられ一萬三千兩を費す此の掛高二萬俵で有力の者からは身上に應じ用立銀を取り立て

コト込シガ		
何	何	土間
疊	疊	
シサロ 竹ハ又板棟		

る、天保元年金子春太郎敷教館の教官となり三年に至て桑折新左衛門松根圖書等力を教育に盡し都築織衛金子春太郎を教官となし校舎を擴張し明倫館と改め廣小路に移し校内に培寮達寮を置いた。天保七年三月十日村壽了齡七十四にして逝き龍華山に葬り南昌院殿羽林壽山紹慎と諡した、天保七年銀札米札の外更



村書

に酒札を行ふた依て幕府更に銀札のみ使用を許す旨令達あり、同年二月廿四日美濃伊勢諸水の堤防修理を命せられ一萬四千二百兩を費す、八月廿二日郷中に於て乗馬袴の着用は郷士并に同格の武術免許者に限られた。天保十一年に至て

藩廳に於ては北幡の物資を吸收せむとして滑床山を開鑿して新道を通じた、愛媛面影に「鳥居岩と云ふ岩あり大なる岩の二つ並び立てる上に今一つ横たはりてとりぬのさまをしたり其上に楸など生ひたり、すこし下に萬年橋と鶴たる石たてり、こは天保の頃此道開きたる時橋造りて架たるあとなりとぞ今はそこなはれて橋もなし其傍に碑あり云々」とある、碑は天然の巨巖に刻し金剛山の僧晦巖の選録にかゝる、

滑處山新道自野川村東循山而登度嶺盤臨深谷曲折而下至萬年橋沿溪益東達于目黒村路計三里矣初市長某等請于官願開荒穢通往來以報國之思於是使水野勝怠督事穴戸元忠穴戸元明共相指畫焉天保十年己亥十一月興工用夫八千有三百費資若干悉皆市豪給之明年六月竣功役不妨農國不傷財而振古險隘之地遂乃輿馬之通其成績可觀而其惠利下及永世者固不待言也勝怠具其姓氏勒石請余書歲月因爲錄如是姓氏備于後

天保子六月 日

金窟晦巖道人併書

ところが此の新道も大した効果が無かつたと見えて宇和島町奉行の邸前に落首を立てた者がある、

新道を作つてお客を町奉行吉野がよいといふて來ん土佐い、

以下數頁を當時の調査による領内の地理里程交通に關する大畧を紹介しやう。

凡そ公儀から陸路大洲を経ての巡檢道筋は鳥坂を越て法華津坂より吉田に着館し十本松を経て宮の下庄屋所に一泊し清延駄場通過薄木川は平素橋なく巡檢の際架橋したものである、奈良筋を通行し千葉ヶ峠を越えて宇和島着松尾坂より岩松に出で柏坂か大雁道小雁三峠の一を経て御庄着館松逢坂を越て土州宿毛に去るのが普通であつた。

里程

- 一城下々御内境目迄五里二十二町、右境目々土州城下迄三十六里半の由
- 一城下々川津南境目迄十一里二十二町、右境目々土州城下迄二十二里の由
- 一城下々窪野境目迄十一里一町、右境目々土州城下迄二十三里の由

- 一城下々惣川口境目迄十三里七町四十間、右境目々土州城下迄二十六里の由
- 一城下々日向谷境目迄十一里廿四町廿八間、右境目々土州城下迄廿一里の由
- 一城下々(父の川)節安邑境目迄十一里二十四町二十八間、右境目々土州城下迄二十里の由
- 一城下々(父の川)犬飼邑境迄十一里半餘、右境目々土州城下迄卅九里餘の由
- 一城下々上家地境目迄六里七町八間、右境目々土州城下迄三十一里の由
- 一城下々目黒邑境目迄八里、右境目々土州城下迄三十一里の由
- 一城下々奥野川邑境目迄五里十六町卅九間、右境目々同上迄廿八里半餘の由
- 一城下々正木邑境目迄十一里十六町廿間、右境目々土州城下迄卅四里餘の由
- 一城下々小山傍城札迄十一里五町二十間、右境目々土州城下迄三十三里の由
- 一城下々外海浦の城脇本傍示磐境目迄海上二十一里、右境内々土州城下迄六十里の由尤海上なり
- 一城下々東多田境目迄七里二十五町五十二間、右境目々大洲城下迄三里の由

- 一穴井の下泊迄二里
- 一高山の奥浦迄三里
- 一大浦の九島迄半里
- 一三浦の遊子迄一里半
- 一下灘の内海迄十里
- 一福浦の深浦迄三里
- 一脇本の鶴來島迄七里

- 一下泊の高山迄三里
- 一奥浦の大浦迄三里
- 一九島の三浦迄二里半
- 一遊子の下灘迄八里
- 一内海の福浦迄八里半
- 一深浦の脇本迄三里
- 一鶴來島の沖の島迄三里

合道程七十九里

宇和島領船附、三机浦、八幡濱浦、岩松浦、貝塚浦、深浦、他國へ出口御留番所、東多田村、榎谷村、小山村、野田村、沖の島、日振嶋、佐田浦、土州境目邑、小山、正木、横川、御内の川、毛山、上家地、川津南、窪野、野井川、惣川、大洲境目邑、惣川、横林、西、中通川、高瀬、藏、伊與地川、白髪、東多田、河内、古藪、野田、川ノ内、平地、日土、磯崎、

狼煙場、三机の内鹽成、穴井の内大島、高山の内大崎、奥浦の内大良、九島、右狼煙場は參勤上下の砌は勿論其外江戸上方表公用急變の儀に用ひ往昔より極め置き有之容く變更すべからず、

飛脚の事

- 一大早飛脚三月の八月迄四日三時 但五十一刻積り
- 右積りを以て關所滞り洪水船路障有之段は切手證手可見届事 但一里を三分七厘四毛六に行く積り一時に二里六分六厘九毛四に行く
- 一同九月の明二月迄右同斷四日五時 但五十三刻積り
- 但一里を三步八厘九毛三に行く積り一時に二里五分六厘八毛に行く
- 一中飛脚 五日六時 但六十六刻積り
- 但一里を四分八厘四毛八に行き一時に二里六厘二毛七に行く 右海上は早船小船にて大阪の磯崎迄日積四日但天氣に可寄事
- 一並飛脚は八日百二時 但八日半に着の積り

但一里を七分四厘九毛二に行く積一時に一里三分三厘四毛六に行く

右海上同断

一侍大早使 日數五日之積り

一侍中早使 日數六日之積り 一侍常の使 日數八日半の積り

右海上の儀早艦にて不成衆のに關故猶以日和次第の事

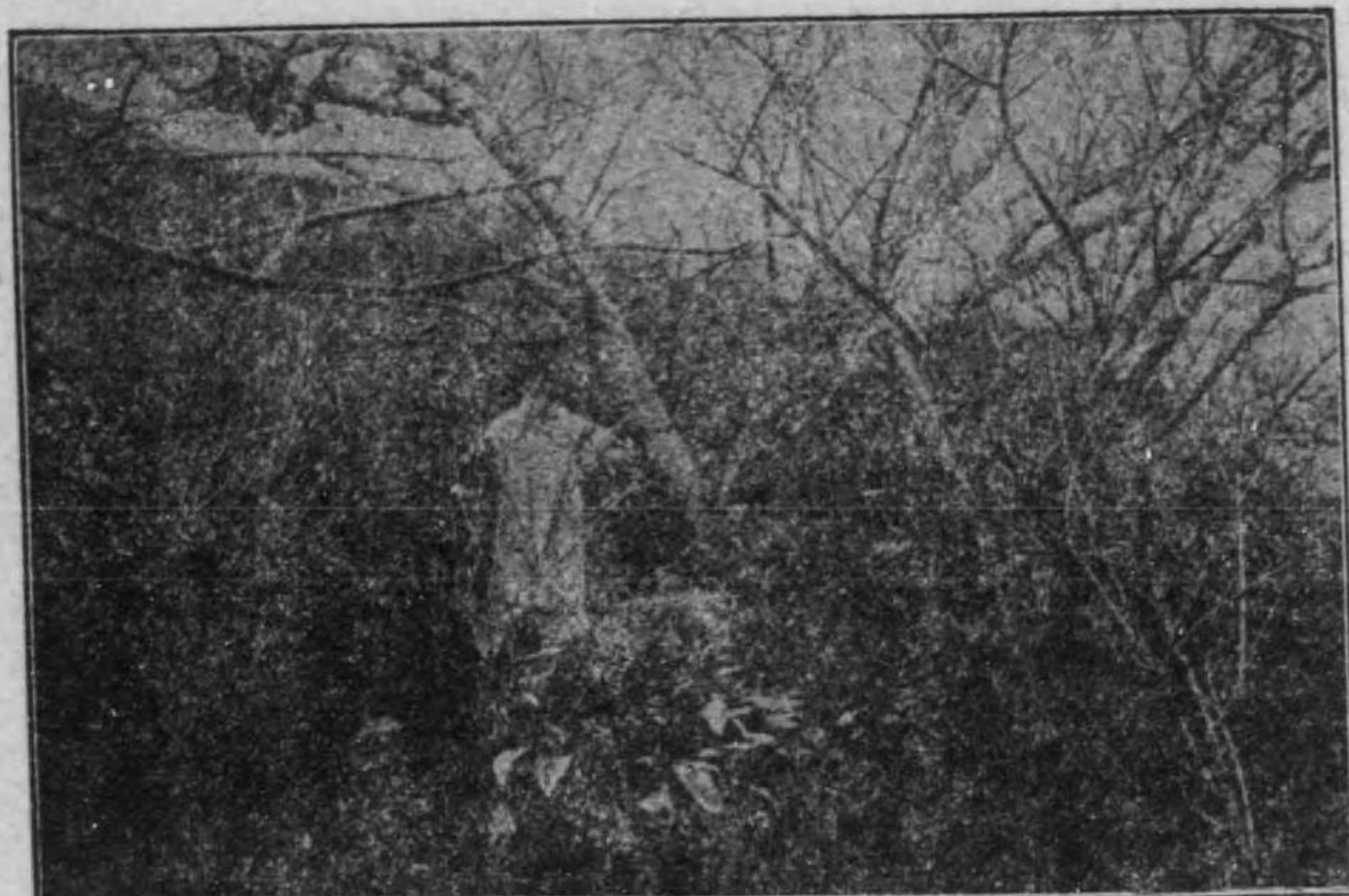
嘉永年間金子春太郎、上甲禮三、同貞一、安藤滿三、越智勝太郎、薄井小太郎、加藤處一郎、長尾忠藏等選ばれて藩校の儒員となる。四年百姓町人の墓碑は高四尺に限り戒名院號居士號を附するを禁せられた。宗紀は幼名扇松丸後主馬と改め文化七年十一月廿五日立て世嗣となり九年六月廿三日元服して候正と云ひのち宗正更に改めて宗紀と名乗る、十二月十六日從四位下に叙し大膳太夫に任せられ十三年二月廿三日松平肥前守治茂の女を入れて封を繼ぎ遠江守に任じ文政七年十二月十六日侍從となり藩政に盡し財政を整理して宗城時代に於る活動の原動力を蓄積した。宗紀夙に勤王の志を抱き天下の形勢を察し私に同志と通じて國事を謀り天保十一年十一月光格天皇崩御あるや重臣吉見長左衛門を京都に

遣して勤王の誠を表した、文政十二年四月十三日伊達彈正壽光の養子知次郎を立て、世嗣となし天保九年十二月十六日左近衛權少將に任じ十一年には江府芝増上寺の火の番を勤務した、弘化元年七月十六日職を辭し隱居して伊豫守と改め世嗣繼で宗城と名乗る、十一月四日祝髮して伊豫入道と號し二年病を養ふて歸國し安政五年十一月廿五日春山と號し筆硯に親み優遊世を終る、宗紀職にあるや佐藤信淵に囑して責難錄二卷種樹園法三卷等の書を編せしめ或は南宇和郡東外海村久良に蘭式砲臺を築造して兵備に努め明治廿二年十一月廿五日了齡百歳にして薨去あり位は從二



伊達宗紀

位に陞り廿二年一月十五日主上高齡を祝して銀盃を賜ふた。世嗣宗城は文政元年八月朔日江戸に生れた山口相模守直勝の子勝次郎直信の舍弟である伊達彈正に養はれ幼名を龜太郎たま知次郎後兵五郎と改め天保五年十一月朔日初て將軍家齊に謁し十二月十六日從四位下大膳太夫に任じ六年四月十九日元服し十年四月廿五日水戸中納言齊昭の女と婚約整ふたが六月六日息女卒去の爲め松平肥前守齊正の姉を娶り弘化元年七月十六日襲封して遠江守に任せられ三年四月出府して淺草藏屋敷火事番の勤務を命せられた。安政元年六月には西天に慧星現れ十一月五日夕七ツ半頃から地震起り暮には海嘯襲ひ來て新田其外海岸の石垣崩壊し向新町へは海潮押し上る七日の朝四ツ半頃又震動し城廓の諸所破損し民屋も數多倒れた、救助小屋を建て、難澁者には粥を與へ空地へは盛に小屋掛して避難した爾後毎日十二三度も小震動起り翌二年七月十三日には大洪水あり。三年校舍を改めて小學校を設け藩卒の子弟を教育する四年上甲貞一郎藤井小太郎藩校出仕を命せられた、樺崎臺場は二宮和右衛門奉行として竣工し四年には地震



保手櫻田邸の宗紀手植の梅

で破壊した追手門の長櫓石壘を菊地市郎兵衛小川五郎兵衛分擔修復を了へて賞せられた、五年二月廿八日の夜丸の内御作事役所から出火し奉行宅と中里藏之助久野安之允の二戸類焼し屋形自ら出馬して消防を指揮せられた、五月には普請も成就したが八月西天に二丈餘の慧星現れ南に進み夏以來コレヲ病猖獗して豫防注意の布令も屢々出た、六年十月十六日江戸龍土の屋敷が焼失する此の年諸役所を門内に移す、九月にはコレヲ又流行し景氣挽回のため俄踏踏等諸賑ひ勝手たるべき沙汰があつた十月宗紀七男永麿主馬と改めて松平主殿頭を継家する、同年の末石清水八幡宮の普請

御手傳を命せられ費用七千兩を要した、翌萬延元年正月奥州より家督預けとし
て使者到來する、二月北川新次郎元結掛保手川原に於て酒狂の上藩士三人を斬
り實家大谷仁左衛門方に切腹仰せ付かる、八月から十二月迄城普請あり、二年
三月十六日藩士四十二人江戸留守詰として出發する、五月下旬又慧星出現し入
梅中長雨の爲め住吉山崩壊し灘浦の人家を埋めた、五月上旬から七月上旬まで
は早魃打ちつゞく。

文久二年魚づくし評判記と云ふものを作つた者があつた以て當時の側面觀を味
ふ事が出来る、

- 尾州の川魚 大海の魚に交りかたし 紀州の田作 魚の數のみにて取に不足
- 水戸の人魚 誰にも味がわからぬ 加州の鯛 うまくもなしまづくもなし
- 薩州の鯨 動き出しては大さわざ 仙臺の鱒 大魚の名のみにて實意しれず
- 熊本鰐の子 成人の後は恐るべし 福岡 鯨が二つ付て大漁
- 藝州馬鹿のむき身 魚の數に足らず 鍋島の鰐 呑もするはねもする

- 長州の蚌 作り身にしては鯛につゞく 藤堂の鰕 背に針あり
 - 因州の初鯉 皆人がすく 越前正覺坊 酒を呑む斗
 - 土州の鯉節 なくてはならない 會津うなぎ 別段の味あり
 - 阿州あなご する／＼してもうなぎ程味がない
 - 有間の黒鯛 人の糞を喰ひ魚を追廻して人にいやしめらる
 - 雲州の赤蝦 味はよろしからず雖然尻に鎗あり
 - 上杉の鱈 北海の魚にて甚よし然れども人知らず
 - 宇和島の鯨 大魚も恐るべし 田安池の魚 大海へ出てはうろ／＼する
 - 一つ橋の鯉 今も天上をしょぶとしれず 久世車海老 味はあれど骨がたらない
 - 安藤南風にわた魚 腹わたがくさつて居る 公儀役人海月 眼もなしほねもなし
 - 紀州臣ふぐ 毒あり不喰 尾州竹腰きこ魚 ひれに針あり
 - 國主方の臣 まな板の鯉覺悟を極めて居る
- 嘉永安政の際國歩漸く艱難の秋に當り、僻南無名の一小藩をして率先大義を唱

導し宇和島の鯨には大魚も恐れる哩と評判されたのはもとより宗紀父子の英明に因ること勿論であるが其の股肱となつて活動した伊能永錫や得能亞斯登等を初め此の時に當つて藩政を處理し宗城等をして内顧の憂なからしめ、出でゝは宗城を代表し入ては天下の志士を庇護した國老松根圖書の存在を記載するの必要がある、此の他藩臣にして志士の群に投じて勤王を鼓吹した者には兒島惟謙や都築温などもあるが物部醒滿が國學者の立脚地から大義を唱導したことも忘れてはならぬ、都築温などは物部の説に奮起したものでらしい。松根圖書は從來財政の方針に加ふるに生産



伊能宗城

事業を興し海産物木蠟製茶などの製造輸出を計り大に富力を増進せしめ又銀札引替の準備を充たし財政の基礎を鞏固ならしめ藩の用達大阪の加島屋作兵衛を斥けて更に井上市兵衛に命じて資金の用途を計り又盛に土木を興して民利を増進し野村井堰の修築岩松川筋の變更などは著名な事業である又文化輸入の爲め屢々長崎に往復するを機として八幡濱の商賈高橋長平菊地某等を伴ひ外人等と直接貿易を營ましめた、水戸の菊地爲三郎、陸奥の高野長英、長州の大村益次郎、薩の田中幸助、中井弘等を庇護し黒幕の内に在て活動した。安政三年井伊閣老春山に告げて圖書の出府を諫止せしめたと云ふ。伊能永錫は文化十四年十一月十七日出生した、藩老中井筑後の舍弟で十三歳の時吉見に養はれ天保十一年三月養父長左衛門の退職と共に代つて家を繼いだ、永錫は通稱元吉、逞馬、後に左膳、長左衛門、後伊能の姓を賜ひ松蔭、下野と改め退隱して友歐と號した實名は氏就、永憲、永弼最後に永錫と名乗る祿七百石村壽宗紀宗城宗徳の四君に歴仕し藩政を統へ國事に奔走し蘭學者高野長英獄を脱して來るや宗城は島津齊彬と

謀り藩醫富澤大眠の門弟となし伊藤瑞演と變名せしめて宇和島に潜め後卯之町に轉じた、又水戸齊昭の依託を受け姦黨の機密を知る奴僕を菊地爲三郎をして宇和島に保護せしむる等の行動は松根圖書、桑折長愿、吉見長左衛門三老の掌る所であつた、嘉永三年三月長左衛門は宗城に隨ふて出府し密旨を奉じて國事を探り六年米艦來航するや安政元年長左衛門は出府の途竊に旅装を改め商人に紛し兩刀を船底に隠して豆州下田に至り夷情を探つたが實に吉田松蔭縛に就く前二日であつた、四月四日江戸に着し見聞を宗城に告げ島津齊彬、水戸齊昭、松平慶永、山内信豊等の間に密使して交を天下の志士に弘め三年歸國して藩政に參與し財政を整へ海防に注意した、五年宗城に隨て出府し宗城は慶永信豊等と攘夷の不可能を識り皇武合体を主張し永錫をして諸侯志士の間を奔走せしめられた、永錫は日下部伊三次、橋本左内、安島帶刀、茅根伊豫之助等と共に一身を王事に擲つた、宗城は松平山内等と徳川慶勝をして幕府を動かさむとしたが面會を拒まれ長右衛門をして安島に説き尾張の志士に謀らしめたが事遂に行は

れず慶永は訪問し宗城は書翰を以て事を謀つた後齊昭が献議改正の件も永錫は安島に談じて無事其意を達ることを得た、六月下旬慶喜の件破れ家茂は西の丸に立ち七月下旬齊昭、慶勝、慶喜、慶永は讒を蒙り宗城は山内豊信と共に憂慮し永錫は京都の警戒に日下部を行かせる事に決したが其冬大獄は起つて志士多くは縛せられ永錫亦十一月廿一日捕へて訊問所に引立てられ幕吏は即刻寓居の索査したが永錫の僕機敏に書類を焼き永錫は藩邸に幽せられ廿三日宗城は論旨退隠した永錫は屢々の訊問に志士を庇護し宗城を彌縫したが日下部伊三次に送つた書翰が證となつて翌年二月廿六日豊信退隠し十月廿七日永錫は罪に處せられた、此の時に當り宗紀は井伊大老に重視せられ又親戚の好を以て幕政機密の顧問を受ける事も少からず故に慶喜を建てるの議條約調印の如きも一時は宗城父子の説に傾かむとする有様であつた故に大老は宗紀をあげて閻老に任せむもの多かつた。十一月宗徳は永錫の功を察し養子英次郎に姓を伊能と賜ひ三百七石

を與へて家を繼がしめたが永錫は十二月廿五日宇和島に歸り村落に屏居し萬延元年幕府へは所在不明と届け出で伊能下野と改め密に參政に任じ藩政を整へ文久二年十一月罪を宥された、

申 渡

伊達遠江守家來 吉見長左衛門

行衛不知身寄無之に付同家來 志 村庄次郎

右長左衛門儀先達而不届有之重追放申付置候處京都より被仰出候厚御趣意も有之候に付此度御免被仰付然に所行衛不分に付其方へ申渡す間難有可奉存尤此以後行衛相分次第右御免之段可申聞

右 伊達遠江守家來 拓 植 萬 作

右永野和泉守殿依御差圖申渡間得其意主人へ可申聞

戌 十 一 月

於茲讚岐丸龜に發見し放免を申渡すと幕府へは届出で吉見長左衛門に復し再び



戸主となり後更に請て伊能下野と稱した、明治元年正月着座に進み翌年四月箱館出兵事件を處理して歸國するや五月執政となり三年七月退隠し八年四月卅日病歿し大超寺に葬り松大凌院殿梅譽惠友鷗と諡り明治卅六年十一月十三日特旨を以て正四位を追贈せられ天恩枯骨超を飾つた。得能亞斯登は初め林基吉郎後玖十郎又得能恭之助と改め亞斯登と云ふ代々馬廻寺役を勤め萬延年間江戸に在つて吉見の讒を蒙るや宗城の密使を擔任し村田藏六等と往來し文久二年江戸に至り西村鐵之助等と交を志士に結び藩に歸ては上田亮太等と士氣の振興に盡し慶應三年京都に留守居を勤め坂本龍馬等

に交り小松帶刀、大久保市藏、後藤象二郎、福岡藤治等と屢々會合して王政復古の議に參し明治元年正月太政官の參與徵士に命せられ軍事掛となり西郷吉之助廣澤兵助、大久保市藏等と軍議に參與し二月西郷と共に有栖川征東總督宮附の參議を命せられ四月江戸城を收め關東處分に就き上京して評議に參列し遂に三條公の東下に決するや隨行して江戸に至り東海道先鋒總督柳原前光より甲斐の林昌之助等鎮撫の參謀兼監軍を命せられ五月甲斐の民政を兼ね三條公より關東鎮撫及民政の下間に答へ功に依て行政官よりは屢々の金品を下賜せられ其後轉々して宇和島に歸臥し三條西郷等頻りに出京を促すも遂に應せず伊達の家政に關して官途に就かず廿九年十月十日病で歿し明治卅六年十一月十三日特旨を以て從四位を贈られた。元文二年霜月近衛關白内勅を宗城に傳へて上京を命せられ明る三年正月の三日には天顏に咫尺して天盃を賜はる、二月松平春嶽を以て臺命を傳へ大政に參與せしめられ固辭するも遂に許されず三月廿四日攘夷の議決するに及で其翌日太政參謀を辭し廿七日京都を發して歸國した、四月下旬に

は虎の間詰の藩士十人京詰を命せられ五月の初出立し波止濱から乗船尾道に渡つた船は二艘乗組みは中井族之助、河原治右衛門、森岡萬次郎、細川官衛門、同十衛門、中島奎右衛門次男田宮、西村七郎衛門次男鐵之助、井關十衛門弟幸市、松井甚兵衛弟源太、東條猪兵衛弟大八郎等藝州領メバル崎碇泊中上陸した家來ども酒屋に於て亂暴を働いたが直に事濟となり間も無く歸船したが數多の穢多ども賊船を乗つ取れと押し寄せ船中に亂入すれば中島田宮は忽ち一人を突殺す穢多共大に怒て斬り込み衆寡敵せず中島西村及び家來一人討たれ東條大八郎は海中に落ちて行衛不明となり餘



詠歌吉住藤筆城宗

は皆捕はれた、藝州淺野家からの掛合に目付水間取衛門井關齋右衛門徒目付小川六兵衛伊藤作兵衛御先手組四人出張して双方事済となる。七月五日福浦へ外國船入港の注進に豊間是兵衛山田太郎衛門出張したが何事もなかつた、七月三の丸御殿を取除ける。

京都からの勅命止み難く十月十七日供廻りを増し家老桑折駿河若年寄清水飛彈番頭小島備中小姓頭大西登松浦左源太物頭鈴木源兵衛福島藤兵衛望月八衛門三條目十郎兵衛目付井關齋右衛門元々松末奎兵衛杉山覺右衛門等隨行出立した。同年越智勝太郎教育出仕となる、翌文久四年正月四日參内して天盃を賜ひ將軍からは太刀印籠を贈られ勅命を奉じて朔平門を警護された、元治四月八日左近衛權少將に任じ岳父病氣看護の爲め八日歸省の許を得參内して天盃並絹扇を賜ひ翌九日退京し十四日公儀の火輪船に乗つて歸國すれば廿五日京都から飛脚到着勤勞を賞し正四位上に叙せられる、五月吉見長左衛門を時勢急務用掛に任じ六月には和靈神社の神幸橋が架設せられた。

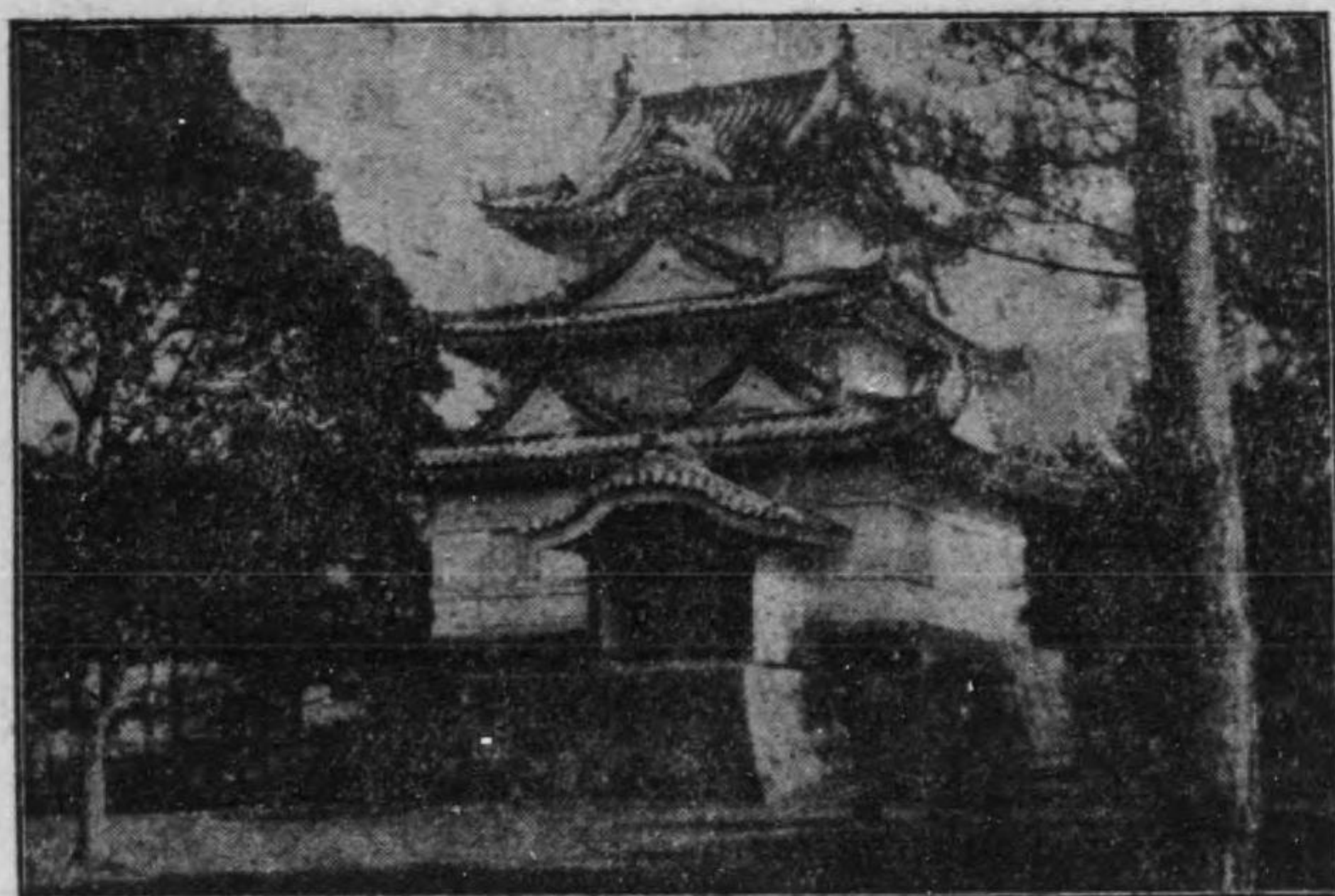
八月廿二日長州征伐の軍議が開かれ十一月四日伊能永錫參謀となり清水飛彈井關齋右衛門田平次郎太夫高間誠一郎三條目十郎兵衛等百二十人進發すれば八日辰の上刻櫻田大炊の率る前隊出動し十日には本隊動く、前隊は伊方浦本隊は八幡濱に駐り十五日八幡濱を發し前隊は三机浦から出船し永錫は僧晦巖をして徳山開城歸順を説かしめ内談已に纏り清水等數十人を徳山に潜伏せしめ宗城徳山着と同時に開城し清水等起て質を取るの謀成り中軍も亦將に發せむとする時尾張大納言の早打ち來り「毛利大膳太夫父子事伏罪之姿も相顯候に付當月十八日攻掛日限之儀は重て一左右相達候迄攻掛可被見合事」依て廿二日軍を反し翌二年正月五日伊方浦の陣を引拂ひ翌六日前隊三机を却く。二月廿五日日光代參として老臣宍戸彌次衛門櫻田出雲を任命せられた、慶應元年十一月廿七日宗城嫡男保應信州松代眞田信濃守養子となり横山勝左衛門隨ひ長濱から乗船あり十二月八幡濱に番所を設置し上番として宮河四郎兵衛下番として御小人組の唯助五郎造の兩人を任せられた。二年三月廿日から英式大隊訓練に改められ四月十一

日朝六時追手に於て大隊訓練を行ひ大屋形屋形出馬閱兵せられ廿六日には河内に試築城學の臺場を設け五月六日大砲小銃の發射檢閲を行ひ五月廿七日長州再征の命下り軍目付竹尾戸一郎前隊の一部を引率して六月朔日三机に到着し六日前隊出動の命下り九日吉見長左衛門參謀となり宗徳出陣門出式を行ふ、十一日には松根圖書長崎より二萬六千兩を以て火輪船を購入して歸る、六月十四日英國軍艦宇和島入港の沙汰があり廿四日には三机出陣の前隊引拂ひ、同日英艦バアクスを乗せて投錨し廿七日上陸して三の丸に英式訓練を行へば宗城宗徳は出馬し閱兵後直に藩士の散兵隊訓練を行つた、廿八日には英國女帝並にシニストル士官二十名南御殿に入り吉見長左衛門信義を以て之を待ち親交を厚し入江鈴木兩士は銃隊六十九人を率て警衛する七月二日の朝英艦は出港した、大洲領内に一揆蜂起して容易に鎮まらず松根圖書出張して鎮撫に努めた、八月十日前隊の一部三机浦を引拂ひ植成から蒸汽船に乗て歸り廿日には猪越に散兵隊の演習を行ひ廿六日には吉田まで遠足訓練を遣つた。

九月十二日夜五つ半頃木原平兵衛京都御用掛黒田平四郎の兩士早飛脚を以て到着し勅命を齎し上京を仰付けられたが十一月十四日家老志賀頼母元へ横山勝左衛門を以て辭退された、廿九日寄松に於て宗城宗徳出馬指揮のもとに大隊訓練を行ひ大洲吉田からも藩士數多見學の爲め臨場した、十二月朔日英艦入港碇泊し三日には猪越で英兵一小隊の練習を行へば藩の散兵隊も手ぎはよく演習を行つて英人を感歎せしめた、英士官は參殿し夜の四つ頃退きシャトウと稱ぶ一士官は老職松根圖書邸に止宿したが此の士官頗る快活な軍人で今回は英國皇帝から宇和島へ年禮に來たのだと云つて四日朝解纜した、十三日には八幡川原に大隊訓練を行ひ一番大隊長は櫻田大炊二番は神尾帶刀三番は桑折駿河で他に散兵隊が一隊活動した。翌慶應三年正月には小姓頭以上惣髮の命あり三月大洲藩士十人砲術修業として來藩し裡町の明源寺に寄宿する、十七日老中櫻田大炊目付檜垣彌三郎元へ梁川莊衛門江戸詰として出發し、十九日には志賀頼母交代歸國する、廿三日八つ時大洲の使者訓練見學として來藩しライフル銃隊の演習を行

つた、四月二日以後ライフル銃使用者は威遠流に入門の命あり、三日江戸品川
 臺場守備として人数出立し十日には兵庫開港決議の件を以て宗城は薩州廻航の
 蒸汽船に乗り十三日に大阪着十五日入京して、越前宰相島津中將士左少將と四
 人連名の建白書を提出された。五月八日には三の丸に於て大砲の發射演習が行
 はれ、七月廿三日桑折駿河統監のもとに猪越に於て散兵隊新散兵隊一番三番の
 兩中隊の演習を行ひ宗徳出馬して閱兵あり廿六日には二番四番五番六番四中隊
 の演習を行ふ。八月廿三日宗城疾み藝州の蒸汽船に投じて歸城し聖上より狩衣
 御扇を賜はつた、廿九日には六時から一二三大隊の發砲調練を寄松に行ふた、
 十月廿七日佐伯町橋向ひの長柄組常友右衛門宅前に於て祝森の百姓須藤司馬に
 無禮を働き手討となる。當時京都よりは飛脚屢々到來し出京の勅命下る、依て
 十一月三日には若年寄須藤但馬目付西園寺雪江出立し十日には御先手組三人先
 發し十二日頭取志賀頼母御先手組五十二人を送られる、御船奉行の柳澤三郎兵
 衛を免じ蒸汽頭取水師支配田手次郎太夫を任せられた、從來御船手支配に屬し

た船大工町は爾後郡所の支配に轉じた。十二月十九日宗城は藝州の汽船に乗つ
 て出京の途につき廿三日京都着廿八日議定に任せられた。翌慶應四年正月十四
 日薩州の藩士二百餘人江戸を連れて蒸汽船に乗り幕府の軍艦に追はれて土佐沖
 に難船し遂に船を捨て、其の内五十八人到來したので増原七右衛門、長瀧湯三
 郎宅に分宿せしめ負傷者の手當てなごして同月十八日藩船を以て豊後迄送つた
 十六日丸穂村畑枝に在る藩の火藥庫賊の失火に罹つて爆破し二名の雇人は粉碎
 せられ磨方の柳治と云ふ者は直に捕縛せられ白狀の上死罪に行はれた。
 徳川慶喜幕軍を提げ關を冒さむとして正月三日から伏見鳥羽の合戦は開かれた
 此時宗城は軍事參議に任せられ四日には公卿門を警護した十九日には松山討伐
 の勅命下り動員して櫻田出雲隊長となり廿七日出陣卯の町内子郡中に宿陣して
 松山に出でたが合戦に及ばずして二月五日陣を拂ひ八日凱旋した、同日宗城參
 議を辭し翌日再び議定に任じ十九日には優渥なる勅書を賜ひ外國事務總督に任
 せられ廿七日大阪鎮臺を兼務せられた。十九日宗城二男兼丸(後經丸と改名)吉



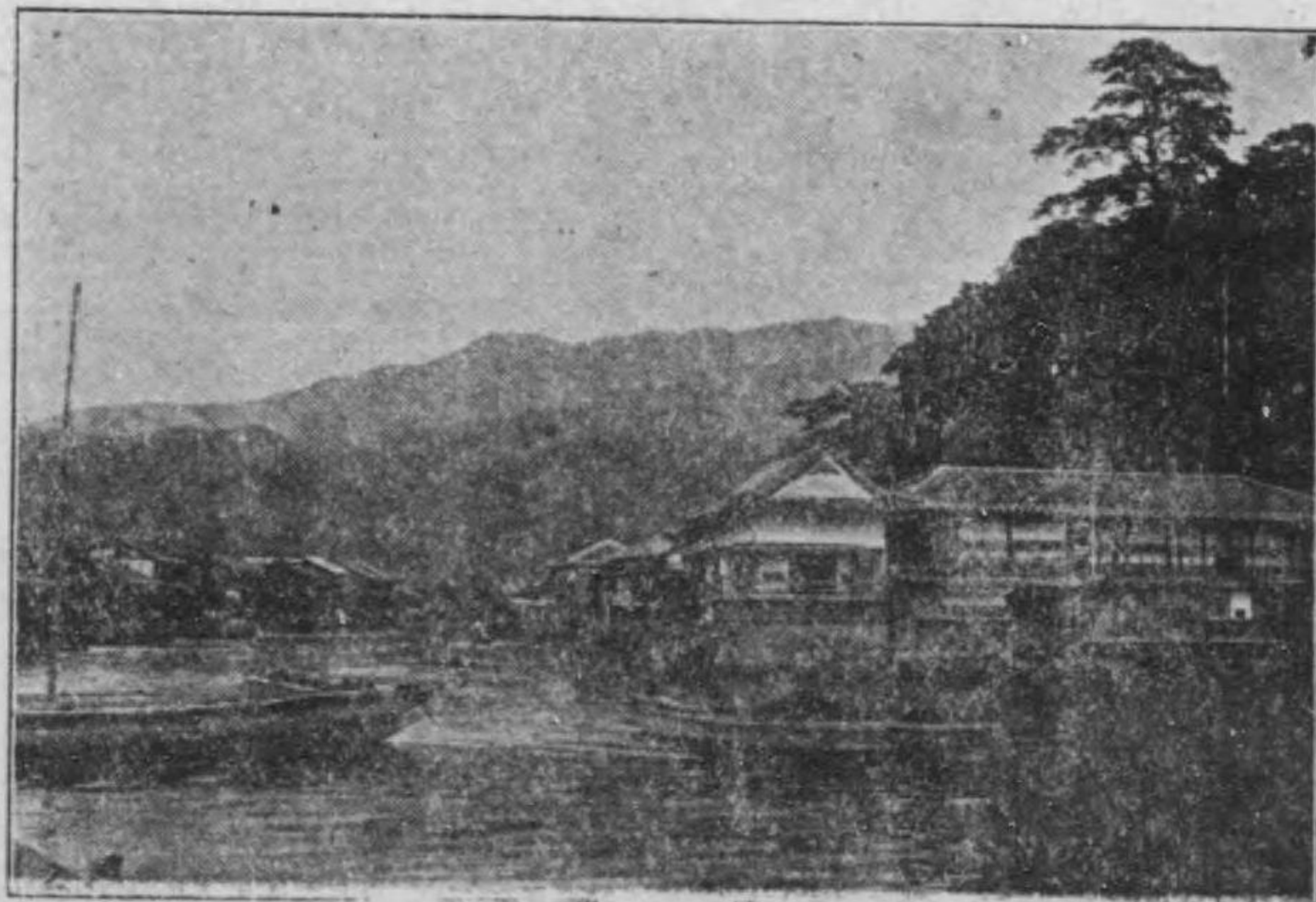
鷗島城

田の養子破談となり仙臺家を嗣ぐべく徳弘五郎衛門隨從し表面松島見物として出立した。二月以後藩兵の相圖は喇叭を用ふることになり、三月には新谷から砲術修業として藩士三名來着した、四月廿九日朝六時宗徳出馬し桑折駿河總督となり一番大隊長櫻田出雲二番大隊長神尾帶刀引率して奈良永野市村を経て三間村に出で七時半時行軍終る、閏四月諸武器具具足鐵砲など拂下となる。五月七日宗城外國知官事に轉じ十一日參議に任じ従三位に叙せられた。京師常備守衛兵として一萬石に十人の割合を以て十七八歳以上三十五六歳までの壯丁を徵集せられ三年交代の令下る依て宇

和島藩からは百人内二人は指揮官九十八人は足輕を派遣し銃並に要具寢具のみは當分の内持參する事となつた、六月廿三日肥前浦上村切支丹宗旨の者八十餘人預りとなり交際嚴禁の沙汰あり。七月十三日仙臺の伊達慶邦松平容保に黨するの故を以て宗城は朝廷に請ひ代つて宗徳を遣して面諭反正せしめられた、九月十日箱館出兵の勅下る其趣は「貴藩兵隊五百人至急箱館へ出張可致旨申置候但艦之儀貴藩にて相辨可申候尤艦雇入料一萬九千八百兩御下に相成候事」下の關の蒸汽船廻航次第乗込む事となり十二日朝六時出立の命あり羽州久保田浦に於て差圖を待つべき筈であつた。九月年號を改めて明治と號し龍鶴江戸に幸する時宗城亦供奉して廿日權中納言に任じ議定外國知官事は故の如く従二位に陞叙せられた。十月八日箱館出兵の人数宇和島より五百人吉田より百人に神尾帶刀隊長となつて出發し宗徳は三日大阪を出船し三机に合して閩兵したが廿四日引拂の沙汰あり廿七日歸城に及ぶ、廿九日には米國汽船宇和島に入港し翌日出帆する、十一月二日新谷の藩士見學の爲め來り廿二日の夜四時頃宗城英船に同

乘して歸國せられ英船は廿三日出港する、同月箱館出兵を免じ十二月には丹波口の警固も免せられる、十二月十三日拂曉宗城出府の用船として蒸汽船入港し十六日朝六時乗船あり從來稱へ來つた屋形を改めて館とし又前大屋形(宗紀)を前少將、大屋形(宗城)を中納言、屋形(宗徳)を侍従と稱へることとなる、又老中を執政と改稱し分掌左の通り、

- 席前跡南御殿御附 宍戸彌左衛門
- 執政會計市郷 松根圖書
- 奥向侍中支配練兵指揮 神尾帶刀
- 文學頭取 志賀頼母
- 練兵指揮總督 桑折駿河



外郎形倉の名残

十一月社祢着用の改正あり「一年頭元旦一統社祢二日より御禮申上候者斗着用其外御席掛り之面々都て平服之事、一上様御家督後御入部の節特其外平常御發駕御着城とも一統平服之事、一諸社祭の節斗、一御代參上下着へきの事、一五ヶ寺御代香の面々上下着へく平日の御代香は平服の事、一品之御禮の節始て御目見家督之御禮斗上下着用の事、一上様御上下御出の節たりとも御供之面々平服之事、一御法事御代香御用掛參詣之面々上下着用の事、一不時上下着用之節は時々御沙汰之事、一上下着用之儀は細々御世話は無之に付左の通り申合候間頭支配承知の上配下以下へも心得申聞候様可相傳旨申付候事、一婚姻當人斗上下の事、一葬式忌掛之者斗同斷、一法事之節施主斗着用新法事にて忌掛居の者上下着用の事、右大畧如斯其外共自分にて着用之儀は存慮次第之事」

明治元年小學校則を改め號して明誠館と稱し文武一致の教育を施し上甲禮三教

- 練兵指揮 櫻田出雲
- 執政試補席前跡表士支配練兵指揮 櫻田大炊

頭となり長尾忠藏左氏珠山西河喜久之助教授を勤めた後明誠館は明治四年廢校となつたがなほ伊達家の補助を得て漢籍を教授して繼志館と稱した、當時の學制左の如し、

藩士の子弟七八歳に至れば學校に入るものとす、卒の子弟同前、藩主は時々臨校して講義を聽き臨時試業をなし又隔年一度藩廳に於て大試業を行ひ賞與を施す士族一般老幼共に定日の講義を聽かしむ、新年開校には釋典の禮を行ふ、學科漢籍。校則 一學校講義會讀等の節は文學頭取を主とし教授役員務めて出席すべし、一教授の内一人學校教授役宅へ在勤せしめ校内を監守し兼て校務を司らしむ、一毎年末賞典を行ひ校内生徒一般其差等により賞品を與ふ、一入學生徒は必ず文武兩道を兼修せしむ但生徒の性質長短により或は專業を修めしむることあり、一學文武術の程度は其比例確たる定規なしと雖も四書及歴史の大義に通ずるものは武術免許以上に比するの慣例なり、一休暇年末歳首五節旬朔望五社祭日毎月三日。職員 學校頭取一人(執政兼務)俸

祿の外役料を與へず、學監二人同、師範一人同、教授二人同、舎長二人、扶持米二人口料(但俸祿の多寡により之れを給せざることあり)素讀指南方七人同、宮仕一人、守門兼小使一人。生徒 士族の男子七八歳に至れば入學せしむ餘暇家塾に就くは勝手なり卒の男子も亦同しく小學に入らしむ、寄宿生凡七人(自費を以す其勉學衆に出づるものは扶持米を給す)通學生二百八十人、東修謝儀なし。教則 一初め學に入るものは晝九時(正午)より八時(三時)迄句讀を授く教科用書概ね左の如し但素讀指南方之れを授く、千字文、四書、小學、五經、近思錄、古文眞寶、文選、卒の男子此學に於けるも亦同じ、一校内に於て自習の爲に兩寮を置く一を培養と稱し一を達寮と稱す、培養に於ては句讀卒業のもの朝五つ時より八つ時迄講義輪講會讀をなし又質義をなす大抵經史の大意を解得し傍ら習字詩文等を修む其用書左の如し但文藝會長之れを管理す、小學、四書、蒙求、王代一覽、十八史畧、元明史畧、國史畧、皇朝史畧、日本外史唐鑑、靖獻遺言、文章軌範、達寮は子弟特志のもの、輪講會讀講義自修をなす

所用書左の如し、四書、五經、近思錄、大日本史、歴史綱鑑、七書、春秋左氏傳、國語史記、前後漢書、通鑑綱目、資治通鑑、二十一史、宗名臣言行錄、唐宋八家文、一日を定めて輪講會讀を設け士族一般及入學子弟をして讀書を講習せしむ、一小學校に於ける卒一般に於ても同前、一達寮内に寄宿寮を設け士卒平民を分かす寄宿を請ふものは之れを許し勉學衆に出づるものは扶持米一口料を給して之れを獎勵す、一試験は素讀講讀の二科とす、素讀は月並試験に於て及落及階級を定む年末大試験を行ふも又同し方法とす、講義は年末に於て書目を課し大試験を行ひ學力の進否を定む病氣のものは講義の騰録を出さしむ、試験は頭取學監其他役員教授等監督す。經費 周年の經費(筆墨紙雜品より賞品謝勞金に至る迄)銀札一貫五百匁より三貫匁を定額とす、學校監守の者之れを司る、其他教員守門の俸給校舍の修繕等は藩庫より別に之を支出す。二年宗城等率先版籍奉還の建白書を提出し實行した。二月左の通り令達あり、面扶持に相成候は、御仕成向大圖左の通

一人に付 米五合 飯料 同五合 諸雜用

但老幼男女上下一様に可被下且又家内多たり共持身代々余分之御宛行は無之候尤身代並人數多少に應じ面扶持御用立之差別も可有之追々吟味の上可定事一召仕男女定 但家居之大小にも寄其外無處分少々之増減も可有之事

執政 若黨三人 下男二人 下女二人 參政 同二人 同一人 同一人

番頭 同 二人 同一人 同一人 有限 同一人 同一人

平士七百石以上 下男下女の内三人 三百石以上 下男下女の内二人

百石以上 下男下女の内一人 右之通御仕成被成下

一銘々普代にて宛行來候向へは御家人に準じ相應御仕成可被成下候事

一死去を始め廉立候入費等之儀は追々吟味之上可被相定候事。

三月行政官發の譴責書が來た、

其藩兵隊昨辰年九月箱館出張爲津輕應援至急發向可致旨軍務官申達候處洋艦借入不調とは乍申殆一ヶ月之遅延に及何等の御届をも不致其儘差置候段甚

以不埒之至に付其砌奥羽之形勢危急の場合に疾く承知罷在に付別段御達無之共武門之職掌片時も躊躇有之間敷等の處右様不都合の次第全其方兼々示方不行届る相生候義に付屹度御沙汰も可有之處格別の御寛典を以謹慎被仰付候事但本文事件に關係候家來松根圖書櫻田出雲小島備中等相當之所置可致候事此の件に關し櫻田出雲小島備中は直に謹慎の届出に及むだが當時松根は上京中の事とて要件取計らひ次第謹慎仰付け置き旨届出に及ぶ。同年四月十七日宗城御役辭任を申出で五月十六日に議定を廿六日知官事を免せられた、同年五月五日から六月廿日まで和靈神社祭神山家公頼の二百五十年祭を執行した。二年六月十八日版籍奉還の勅許を奉じ宗徳藩知事に任じ政廳の改革を行ふた、

藩政改革式

皇政御一新に付御沙汰之趣も有之に由奉還朝廷御政体之御趣意改正藩政如左一分職 政局 執政(一藩之政事を總轄す且執政中にて又分て軍務會計文武諸局の事を督す) 參政(執政に參謀して諸事を助け勤む)

議事(政務に預り議して事理を論じ遺漏を補ふを掌る)

監察(諸有司の邪正勤惰を察て兼て刑法式禮を掌る)

司簿(是迄の御用場書役頭の事故典を按し文案を署するを掌る)

筆生(是迄の御用場書役の事凡政局中執事の事を掌る)

公議人(執政參政中一人任之東京に出勤す)

公用人(京師東京及藩中に分在し朝廷に關係する諸務を調理す) 傳事

衆議所 議長(議事監察兼之) 議人(每等衆望所屬の者充之)

民政局 總督(執政一人兼之) 司事(是迄の奉行の事農民市民の政を兼治す)

郷宰(是迄の代官の事藩地分て爲十郷每郷一人を具ふる事)

軍務局 總督(執政一人兼之) 隊長 副隊長 參謀 監軍 小銃隊司令士

大銃隊司令士 金穀司事 彈藥運送司 半隊司令士 其以下屬吏

水師場司事 水師屬吏

會計局 總督(執政一人兼之) 副總督(參政一人兼之)

司事(是迄の奉行の事各諸局金穀諸務を分掌)

補事(是迄の判事の事通司事の諸務を加判す) 計吏以下所屬諸吏あり

文武局 總督(執政一人兼之) 司事(監察一人兼之) 教授 舎長

司讀(是迄の素讀指南方の事)

家政 家知事 近侍長(是迄の御小姓頭の事) 奥老 會計司事

側室司事(是迄の御用達の事) 近侍(是迄の御小姓の事) 司厨以下諸吏

一分等 一等上士 執政 公議人(或は時に二等上士任之) 隊長

家知事(亦二等上士任之あり)

二等上士 參政 隊長 副隊長 參謀(或は三等上士任之あり) 以上稱重臣

三等上士 副隊長 傳事 近侍長 奥老 公用人 司事 議事 監察 司令士

四等上士 半隊司令士 會計補事 教授 近侍

五等中士 司簿 郷宰

六等下士 守法(是迄の御徒目付の事) 筆生 會計諸吏 民政諸吏 水師場諸吏

大小銃隊兵士 以上執政より下士の有司格式を改定する大圖如此

御家政御改革御沙汰書

此度御改革被仰出候に付來五日左之通被相改候間一統可致承知猶疑惑之儀は監察中へ可承合事

一諸士奥表之差別被相廢候事

一御節句朔望惣御目見等之節一統御廣間へ圖面之通座着之事

一年頭御盃等被下置候御席被一統御書院之事但御徒以下御禮申上候節支配々々出席に不及之事

三等上士支配 桑折 駿河

四等上士支配 櫻田 大炊 五等中士支配 須藤 但馬

六等下士支配 宇都宮綱一郎 但役方有之の向支配是迄の通

一四等上士以上三等第二級迄の諸願達事並傳達事等以來傳事にて可取斗事

但御扨從御醫師願達事等近侍長承知可相入義は夫々可相達之事

一御門々々下座三等上士三級以上の事

戸作事奉行 山奉行 御膳番 第二級（給人に當る） 第三級（切扶に當る） 五等中士（中の間に當る） 六等下士（御徒以下御目見以上に當る） 但席令之儀は是迄之通候事

此度御改革に付左の通被相改候事

- 一 傳事朝夕代り合一人宛御番可相勤泊り番は御用捨被成下事但御留守中は御番に不及の事 一 御廣間御番傳事支配之事
- 一 御近習格の御醫師以來順列と相心得可申事
- 一 重役被仰付の郎倅へ席被下の儀以來被相止の事
- 一 等々列席被相廢の間中士と上士に下士と中士に御取立被仰付に其以後總て其身限と可相心得候尤席の義は其等の順列可致事
- 一 是迄の御駕役以來中止執政役と相心得可申事
- 一 右之御役々被相廢之事

御番頭、御勤方、御近習、御取次、御長柄頭、御座敷番、御駕役、

一 兼而從天朝被仰出候越も有之に付御政事向後御改革相成就而は下情を通じ

公論相撰爲此度別冊議式書之通會議所被相開候間御家中一統末々迄承知の上不寄何事心附候義は無遠慮等々の議人まで可申出尤市郷の者は居處姓名相記印形付紙面を以訴箱へ入可申出夫々政府におゐて御評議の上御採用可有之候尤印形無之紙面は御取上ヶ無之候間其旨可相心得候

一 議人 上士等六人但虎の間 中士等五人但中の間 下士等五人但御徒以下御目見以上 輕卒八人但御目見以下

右等別總代議人被仰付候間其等々におゐて入札を以人物相選の上可申出事 一 輕卒八人 御持筒一人 一番と十五番組迄にて四人 御船手一人 會計奉候様頭支配可相傳旨監察へ申聞候事

一 輕卒八人 御持筒一人 一番と十五番組迄にて四人 御船手一人 會計奉行 加藤與左衛門支配 岡田八郎兵衛支配 右の内一人 野奉行支配 郡奉行支配 監察支配 御用達支配 御兵具方支配 右の内一人

會議所式

- 一 集會の期日には議長以下議人一同五半時より出席
- 一 議人名献議等帶來る者一人づゝ次を以て議長の前に出で其草按を差出す演舌有之ものは委く申述
- 一 議長兩人にて篇と其論意聴取不審の所あらば糾問し未盡所は詳に推尋し其議案を受取
- 一 議條揃ひたる時議人一同に列座し議長乃所受取の議案並に演説の趣を以逐條の可否を衆議人に糾す 但議案數件にして一時辨する能はざるときは他日之を糺すべし
- 一 於政局評議難決の條々衆議を取んと欲することある時は兼て問題と成して議長に授置き此時同く舉て糺すべし
- 一 議人各其問條を領承し或は筆記して共に次日の論答を豫期す 但當日議條少々或は小事易決條々而已ならば次の議日を不開即日決答し終ても可なり 議長の取材によるべし 以上會日の儀畢る後五日議日の出席を約し各退出

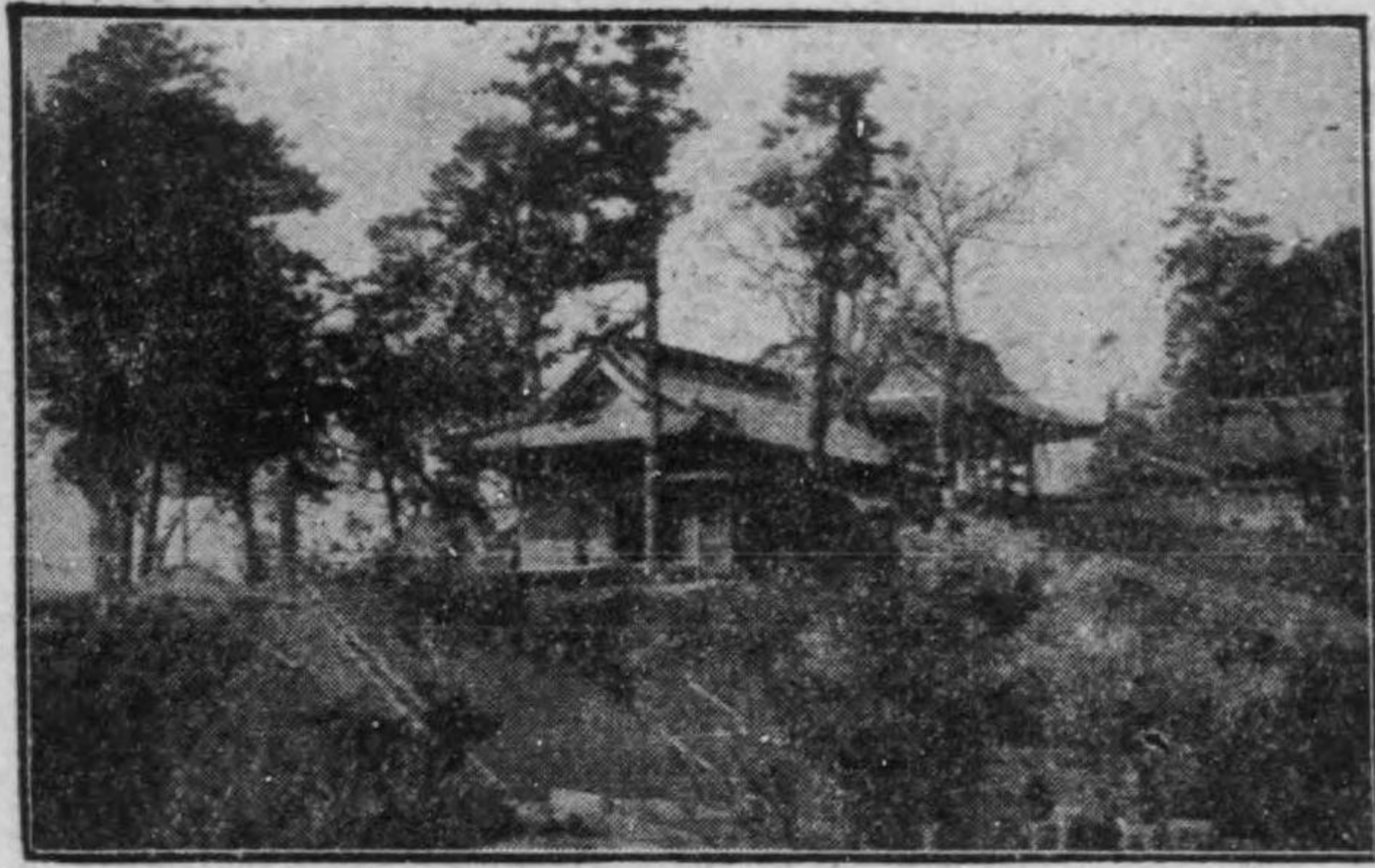
- 一 議日乃至り議長以下亦五半時出席
- 一 各列座畢て議長前會所問の條々に就て衆論を按問す議人共に書取を以逐條の可否を決討す
- 一 議長併せ聴て衆論大同可疑もの無れば受け納若し諸等の議人所答論意相反し可否可條あらば再び衆議人に告て之を議人各以所見相共に問辨討究す議論既に定り議長乃聽納 以上議日の事畢り議人皆退出
- 一 議長其出題建議並衆議人所對可否紙面を以政局に進す
- 一 政局の諸人歴觀し又其條々に就て評議を盡し細に當否を撰び分て其可者は施行し其不可なる者は捨之或不可相半する者は或は意可にして於事多支吾者等は斟酌取捨皆政局の斷に由るべし
- 一 或は事全く善にして下手目的未定或は時勢に參して不宜或は人氣に考へて不安於政局も採擇難決者あらば再び是を議局に下して衆議を取へし
- 一 會議一月に二度爲常數 但事により不時會議を開くこと有べし 毎月十二

一日爲會日此日は問題を分ち授十七日を爲議日此日十二日所問の決對を取
 一議長二人 監察を兼勤 一議人上士等六人 中士等五人 下士等五人 輕卒中
 八人 右各於其等入札を以議人を定しむ
 一凡輕卒以上就國家事欲論訴建白者其等々の議人に頼て申し出べし人々自ら
 議局に出るを許さず
 一農民市民は衆議人と共に出訴するを得其下情を訴へんと欲する者は訴箱に
 由て訴狀を投すべし一月一次日を定て必開閱し其言を取捨すべし亦或議局
 へ召し問ことも有べし
 一會議を設るは元と壅蔽を開き下情を達し公論を擇の御主意なれば一同に此
 意を体認し務て私心偏見を去り執拗拘泥を屏け所訴の事件は先づ天下國家
 の爲に心付ある事政事の得失有司之當不世間の害になるへき事萬民の利に
 成へき事流蔽の除くへき風俗の正すへき類忌に避るなり申出萬端至公に歸
 するを目的とすべし凡所論吾分外のとたることも決して阿責の恐なし

一我一家一身の私事を訴へ出るは固より本意にあらず遠慮すべきと也雖然事
 實姦吏の爲抑辱せらるゝ類ありては是は政事の大害なれば糺ざる可らず是
 等の義は議人にて輿説を聞受る時能々考量取捨あるべし
 宗城は七月英國王子來朝領客使と爲り九月十四日民部卿兼大藏卿に任せられた
 十月廿日積年力を皇室に盡し大政復古の際に方り丕績を翼け鴻業を成さしめた
 るを賞し終身祿千五百石を賜ふ三年七月十日民部卿を免じ大藏卿に專任となる
 明治三年三月八日山奥方面に當つて烈しい砲聲が起つて百姓一揆は小倉まで押
 し寄せたとの注進に九日黒川の庄屋菊澤要右衛門は吉田郡所に急報に及べば五
 島郡奉行は中見役鈴木堅藏後藤正三郎郷目付佐藤是助等廿餘名小倉村の庄屋所
 に出張し小倉の百姓を説諭し黄昏山奥八ヶ村の一揆小倉まで押し寄せ来るを小
 倉の百姓共は一揆を社寺に宿め解散を勧めた、一揆は二ヶ所に分離して休息し
 たが兩方より放つた砲聲を合圖に夜に入つて庄屋所を襲ひ銃彈を撃ち込めば役
 人共は屋根山の密林中に遁れて潜伏した、十一日の曉天沿道の諸村を糾合して

出目に出で庄屋所を襲つたが一揆は清延の駄場二ヶ所に群集し徹夜評議を凝らすうち吉田の役人数多馳せ付けて百方説諭すれば一部は退去歸村し殘勢は十二日迄屯した、宇和島領の百姓は野村よりの歸途清延駄場を看過して宇和島は櫻を咲して美しく吉田は百合の花だと呼號した、十二日の九ッ時更に宮の下三島社の境内に集合し吉田領の百姓も殘らず來つて戸雁、追目、土居中、務田、元宗までもあふれ吉田の家老郷六惠左衛門等極力諭す所があつたが一揆は依然として喧騒するので惠左衛門は遂に伊尾喜源藏と會し目安箱を設けて百姓の希望を容れることとして一揆遂に解け去つた其の結果庄屋の多くは隠居或は所替へとなり一揆の頭取は十本松に於て死刑となつた。野村に集合した山奥の農民の一揆は其困窮を叫び救済を主張して大いに沸騰を醸したが廿七日藩老櫻田龜六の訓諭に依て漸く鎮まつたが四月廿四日には高串村の農民動搖し五月には矢野保内の百姓騒ぐに依て七日出兵の命下り一番三番の兩小隊は砲一門を曳て船に乗り四番小隊も砲一門を以て八日陸路八幡濱に進軍し廿八日歸城する廿八日には

津島に一揆起り二番小隊出動し六月四日歸城した。五月六日には獨乙軍艦宇和島灣に入港投錨し七日上陸して知事を訪ひ八日には三の丸に於て訓練し翌九日出帆した。卒族の子弟にして入隊希望の者は吟味の上許可し一ヶ年間米五俵を給せられ悉く陸軍局總轄支配となる。獨乙軍艦また入港碇泊して祝砲を放つた。榑崎砲臺からも亦答禮砲を放つたが爾來榑崎砲臺に國旗を掲げ祝砲を放つこととなる。五月廿四日長男萬壽若を以て宗徳の世嗣となす。兵役に服し出張中は士卒の別なく一ヶ月手當として金子五兩下附する旨の沙汰下る。七月十五日には太政官より伊達民部卿免本官專任大藏卿の宣下あり、八月十二日士族卒族とも常備兵の年齢を制定せられ陸軍局を軍務局と改め輻重方兵學校は軍務局の附屬となる。十月には氏神祭禮の案内や吉凶大禮の節血縁の者以外は招待を止め膳部も一汁一菜に限り蒸菓子など用ふる事は堅く禁じ何事も手輕にすべき旨布令あり、其の外贈答物參籠或は婚禮の石昇ぎなどを嚴禁せられ私用を以て往來する時にも帯刀せよとの注意があつた。去る年函館出兵事件で謹慎中の櫻田出



宗城等を祀る島神社

雲松根圖書小島備中等は許されて隠居仰せ付かる、十月八日一大隊は岩松へ行軍演習を行ひ三ノ丸の園石垣に櫓三ヶ所と門二ヶ所を取り除け練兵場を擴張した。明治四年四月廿八日宗城欽差全權大使として清國に赴き九月十七日歸朝し廿七日大藏卿を免じ齋香間祇候仰せ付けられた五年四月十二日皇太后陛下には私邸に臨御を辱し五月廿七日露國親王來朝接待の幹事を命せられ十一月金二千五百圓を賜はる六年十二月十九日主上は隅田川に幸し今戸の邸に臨御あり九年五月華族會館第一部長に任ず十二月六日來年一月大和及京都市行幸供奉の命を拜し十二年二月獨乙伊太利の皇族及米國前大統領來航に付接待掛

を命せられ十月廿二日には明宮祇候を拜し十四年二月布哇國王來朝の接待掛を命せらる七月十六日叙勳二等授旭日重光章十六年十二月修史館副總裁に任じ十八年三月明宮新殿御移轉に付き勞を賞して花瓶を賜はり十九年六月九日正二位に叙し同月廿日には露國ミハイロイヒツチ殿下來朝接待係を命せられ廿二年十月廿七日叙勳一等授瑞寶章廿三年十月廿一日授旭日大綬章同廿五年十二月十七日特旨を以て従一位に叙せられ東京今戸の邸に薨去あり谷中墓地に葬り靖國院殿藍山維新と諡し十二月十八日宗紀夫人逝き翌年正月十三日金剛山に葬り靈觀院と諡した。二月十五日頭藤權



日光狩獵場に於る伊達宗陳侯

少属外七士藩命を帯びて野村高瀬村を檢地し廿三日復命した七月八日宗徳上京して嫡子萬壽若元服を許され宗陳と名乗る、同月廿八日勅あり藩を廢して宇和島縣となし静岡藩士平岡準を參事に任じ宗徳知事を免せられ十一月十五日宇和島吉田大洲新谷の四縣を合して神山縣となし廳を宇和島に置き山口縣人江木康直參事に任せられた。

茲で一と先づ天卷の稿を停める原稿は頗る豊富であるが編纂上途中からベシに影響したので遺憾乍ら同趣の小事件や大きな事實も其詳細は省畧した。

鶴島神社 献詠

いはふなる神のめぐみに鶴島の千代のさかねは動かさりけり 正三位侯爵 伊達宗陳
つるしまの山の上には神さまか守りたまはむわれのからたを 侯爵世嗣 伊達 彰
其のまゝに伊達のマトクの輝きぬ竹に雀の千代八千代まで 盛 九
此の神は和歌もかしこし書もいみじのみか忠義のはたらきのあり

宇和の歌

久保水昌作

むかしむかしそのむかし、 扶桑の巨木天を摩す、
その下露に霑ほひつ、 緑の國の面足りぬ。
海童神のかきならず、 大海原の黒潮の、
勇魚をのせて磯洗ふ、 幸もさはなる宇和の海。
三千年の春秋は、 興亡何ぞ窮らむ、
鳥が生みし鷹一羽、 船を駿馬と乗り廻し、
洋の丈夫の鐵腕に、 天慶の世を震はせぬ。
嗚呼痛快の熱血兒、 毗さけて睥睨むとき、
豊旗雲に夕陽さし、 今宵の月に橋の。